

第百八十回国会 衆議院 総務委員会 議 録 第 四 号

平成二十四年三月一日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 原口 一博君

理事 稻見 哲男君 理事 大泉ひろこ君

理事 逢坂 誠二君 理事 野木 実君

理事 皆吉 稻生君 理事 石田 真敏君

理事 坂本 哲志君 理事 西 博義君

理事 石井登志郎君 理事 磯谷香代子君

小原 舞君 大西 孝典君

奥野総一郎君 川越 孝洋君

木内 孝胤君 黄川田 徹君

桑原 功君 小室 寿明君

後藤 祐一君 白石 洋一君

高井 崇志君 中屋 大介君

永江 孝子君 長島 一由君

福島 伸享君 福田 昭夫君

藤田 大助君 松崎 公昭君

谷田川 元君 山口 和之君

湯原 俊二君 吉川 政重君

和嶋 未希君 加藤 紘一君

菅 義偉君 橋 慶一郎君

谷 公一君 中谷 元君

平井たくや君 森山 裕君

稲津 久君 塩川 鉄也君

齋藤やすのり君 重野 安正君

柿澤 未途君

総務大臣 川端 達夫君

内閣府副大臣 後藤 斎君

総務副大臣 黄川田 徹君

総務副大臣 松崎 公昭君

厚生労働副大臣 辻 泰弘君

国土交通副大臣 奥田 建君

国土交通副大臣 吉田おさむ君

第一類第二号 総務委員会議録第四号 平成二十四年三月一日

復興大臣政務官 郡 和子君

総務大臣政務官 福田 昭夫君

総務大臣政務官 主濱 了君

総務大臣政務官 森田 高君

財務大臣政務官 三谷 光男君

文部科学大臣政務官 城井 崇君

国土交通大臣政務官 津島 恭一君

政府参考人 (内閣法制局第三部長) 外山 秀行君

政府参考人 (総務省人事・恩給局長) 田中 順一君

政府参考人 (総務省自治財政局長) 椎川 忍君

政府参考人 (総務省総合通信基盤局長) 桜井 俊君

政府参考人 (消防庁次長) 原 正之君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議 篠田 幸昌君

政府参考人 (国土交通省都市局長) 加藤 利男君

総務委員会専門員 阿部 進君

委員の異動

三月一日

辞任

後藤 祐一君

杉本かずみ君

山田 良司君

湯原 俊二君

吉川 政重君

同日

辞任

石井登志郎君

磯谷香代子君

川越 孝洋君

補欠選任

石井登志郎君

磯谷香代子君

谷田川 元君

中屋 大介君

川越 孝洋君

補欠選任

後藤 祐一君

藤田 大助君

吉川 政重君

中屋 大介君 湯原 俊二君

谷田川 元君 山口 和之君

同日

辞任

藤田 大助君 補欠選任

山口 和之君 福島 伸享君

同日

辞任

福島 伸享君 補欠選任

同日

辞任

木内 孝胤君 補欠選任

同日

辞任

木内 孝胤君

同日

辞任

木内 孝胤君

同日

辞任

木内 孝胤君

同日

辞任

木内 孝胤君

同日

辞任

木内 孝胤君

同日

辞任

木内 孝胤君

同日

辞任

木内 孝胤君

同日

辞任

木内 孝胤君

同日

辞任

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

地方自治及び地方財政に関する件(平成二十四年度地方財政計画)

行政機構及びその運営、公務員の制度及び給与並びに恩給、地方自治及び地方財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

○原口委員長 これより会議を開きます。

行政機構及びその運営に関する件、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件、地方自治及び地方財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣法制局第三部長外山秀行君、総務省人事・恩給局長田中順一君、自治財政局長椎川忍君、総合通信基盤局長桜井俊君、消防庁次長長原正之君、厚生労働省大臣官房審議官篠田幸昌君及び国土交通省都市局長加藤利男君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○原口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○原口委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。長島一由君。

○長島(一)委員 皆様、おはようございます。民主党の長島一由です。

質問の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

限られた時間ですので、早速質問に入らせていただきますと思うんですが、九五年の阪神大震災のとき、私はフジテレビの報道記者をしておりまして、震災直後とそれから一年たったときと、両方現場に入りました。やはり一年たって解決しない問題というのは非常に根が深い問題なので、今回も同じように、震災直後から、特にこの三週間は連続して、三週連続で被災地に行って、福島、宮城、岩手ということで、なるべく多くの首長さん、市の職員、市民の方に話を聞いて、現状の課題について把握してきたことについてお尋ねしたいと思います。

まず一点目なんですけれども、現在の被災地の復興には、三次補正で決定した東日本大震災復興交付金事業、この一・六兆円の活用ということが想定されております。

ただ、この交付金事業なんですけれども、五省庁の四十事業について、例えば、使って、節減したら、同じ省庁間であれば流用ができるということとなんですけれども、省庁をまたぐと流用ができ

ないということ、もう少し使い勝手のいいお金にしてみたいという現場の声があります。まず、これについてお尋ねしたいと思います。

○郡大臣政務官 お答えさせていただきます。

復興交付金事業というのは、国が地方公共団体の復興地域づくりに向けた取り組みを、財政面のみならず政策面でも支援する必要があると考えております。

復興交付金の配分額の決定や市町村などへのワンストップの対応は復興庁が行いますけれども、予算や事業の執行は、当該事業の実務に精通して、ノウハウや知見を有する各県庁が行うべきであるとの考え方に基づいて、財源の渡し切りではなくて、事業に対する補助の形で制度設計を行いました。

また、その配分に当たりましては、全国の負担の分かち合いによって財源が確保されていること、それからまた、地方の負担が事実上ゼロになっていることなども踏まえまして、事業ごとに当該事業の実施可能性、必要性、そしてまた緊急性などを精査するとともに、事業の効率性の確保やコストの縮減に努めているかなどの観点から、個々の事業費の妥当性についても復興庁で精査をさせていただいているところでございます。

今、長島委員から御指摘のあったような、使い勝手のいいようにしてほしい、省庁間でのその流用も認めてほしいというようなお話でございましたけれども、国の政策的な支援のないまま復興地域づくりに向けた取り組みを地方自治体が進めることになりかねないというふうに考えております。

また、流用前の事業を所管する省庁が流用後のほかの省庁の事業、これの執行事務を行うことになるわけですから、バックアップ、フォローアップ等も困難になるのではないかと考えています。

また、事業費につきましても、国による精査の意味がなくなってしまう、必要以上に増加する可能性もあるのではないかなどの問題があるんじゃないだろうかと考えているところでして、対応は困

難でございます。

また、復興交付金事業ですけれども、これは、柔軟な執行ができるように……(長島二)委員「なるべく短くお願いします」と呼ぶ。はい。事業費の年度間の調整、そしてまた、先ほどお話がありましたように、同一省庁間の事業の流用、これは可能になっております。

なお、執行の弾力化について手当てがなされているというふうな考えておりますので、今お話しいただきましたことについては対応できかねるというところでございます。

○長島(一)委員 基金を使って年度間の繰り越しができるということは確認はしたんですが、省庁間の弾力性ということについては、この場で幾らやっても平行線になってしまいますので、余り使い勝手が悪かったら、やはり川端総務大臣、交付税措置も視野に入れていただきたいと思っています。時間が限られてるので、これは意見として、質問はしません。

また別の話になるんですけども、今回いろいろ自治体を回る中で、南相馬の方で、ちょうど市長はいなかったんですけども、副市長の方から、三月か四月に消費税の減免特区を提案したいという話がありました。これについては、やはり党の税調の中でもいろいろ議論がありました。食料品については免除すべきじゃないかと、これだけ被災地が厳しい中で本当にやるのかというような意見もありました。

まずお聞きしたいのは、例えばこれが出された場合に、今、二〇一四年の四月から八％、二〇一五年の十月から一〇％という想定になっていきますけれども、二〇一四年の四月から、もしこの被災三県について減免した場合に、どれぐらいの減収になるのか、地方消費税相当分で幾らで、消費税全体としてどれぐらいになるのか、まず地方消費税というところで川端総務大臣にお尋ねいたします。

○川端国務大臣 消費税は、事業者の本店の所在する税務署に申告納付するという制度でございま

すので、消費者が実際に負担している消費税額を都道府県ごとに把握することができません。また、多段階で転嫁されますから、特定地域だけ消費税を免除することは技術的には大変困難であることだというふうな承知をいたしますが、お問いでありますので、あくまで仮定の計算として、都道府県における清算後の地方消費税収というのがありますので、これを見れば、その額ということだと思いますと、岩手県、宮城県、福島県における消費税率一％相当の額は一千六百十二億円、平成二十一年度決算であります。

仮にこれを平成二十六年四月から五年間の税率引き上げ分に機械的に当てはめて計算すると、被災三県における五年間の減収額は、地方消費税で約五千六百億円、消費税率五・二五％相当、消費税全体では約二兆三千億円、消費税率二・二％相当程度と推計をされます。

以上です。

○長島(二)委員 ありがとうございます。大臣が御答弁されたように、技術的にかなり難しいということ、私も話を聞いてよく理解もし、また、他国でもなかなかそういう、例えば被災地を限定して間接税を免除するという事例が余りないそうですから、これは技術的には難しいかもしれないんですけども、では、そういうものが出されたときに、被災地に対する配慮ということ、食料品については、党内の議論では、一〇％まではまず免除は難しい、だけれども、その先はまたその先で考えようということになっていきます。そのかわりに、低所得者対策で、例えば簡易な給付措置ということも取り沙汰されております。

そういった意味で、では、消費税を減免しないかわりに、被災地については簡易な給付措置ということを選択肢になり得るかどうか、お尋ねいたします。財務省に。

○三谷大臣政務官 お答えいたします。

消費税の引き上げに当たりましては、番号制度の本格稼働の後に給付つき税額控除等の再分配に関する総合的な施策を導入することになっておりま

す。その実現までの間にも、暫定的、臨時的措置として簡易な給付措置を実施することにもしております。被災地においても、この方針に基づき、所得の低い方々に対して必要な措置を実施することになります。

ただ、消費税率引き上げに対する直接の対応として、特定の地域のみは今委員おっしゃられた給付措置を行うことについては、これは少し慎重な検討が必要だと考えています。

被災地に対する支援という観点からは、これまでも三次にわたる補正予算を編成するともに、平成二十四年度予算においても、復興特会を設け、各種の予算措置を実施してきているところ

です。いずれにしても、政府としては、東日本大震災からの復興に向けて全力で対応してまいります。また、復興復興のあるいは暮らしの再生のために必要となる施策を考えて実行してまいりたいと思っております。

○長島(三)委員 党内でも、週末を使って地元で車座集会をして、消費税についての理解を求めるように頑張れというお話も出ています。頑張りますけれども、低所得者とか被災地に対しては、やはり血の通った政治というのを、私たちというか民主党として、あるいは政府として、与党として考えているんだ、配慮しているんだよということ、ちゃんと打ち出していただかないと、理解いただけることも理解がなかなか難しいので、その点をお願いしたいと思っています。

それから、時間も限られているんですけども、今回の震災で復興を長引かせているのは、やはり原発と、それから何とんでも津波の被害による高台移転だと思います。現場からいろいろな話を聞いて、特に実務者、担当レベルで、例えば高台移転の制度課題として、のりしろ部分です、十世帯移転するのに十世帯分の補助しか出ない。後から移り住んできた人たちの分の補助もちゃんとやってもらいたい、のりしろの部分。それから、防災集団移転促進事業といって、従前地、もとも

と住んでいた土地の買い取りについては、一軒でも拒むと無理だ。

それからあと、がけ地近接等住宅移転事業というのがありまして、もともと崖地対策なんですけれども、それを津波に転用して、最大七百八万円の利子補給と七十八万円の引越越し補助を出そうという話があるんですけども、住宅の基礎が残っていないとその補助が適用されないという話であります。ところが、津波で家がなくなってしまうわけですから、基礎がもうないケースがかなりあります。例えば気仙沼市であれば、八千七百世帯のうち九百世帯、そういうところがあるんです。基礎が残っていないから認められないというものが八千七百世帯のうち五百世帯以上あるというところで、これについて補助が出るようにしてもらいたいということとか、それから、これは陸前高田だったんですけども、一戸当たり六百六十平米という面積要件があつて、これだと、今のままだと補助金が活用できない。いろいろな声がありました。

ただ、国に戻って、国というか霞が関の担当者いろいろな聞くと、実はもう国交省の方で認めているようなものもあるんですね。一番正確に情報把握していたのは、やはり気仙沼市だったんです。なぜかという、国交省から新倉さんという若手の職員が派遣されて、ちゃんと情報共有されているんですよ。ですから、自治体間の情報格差ということがあって、それはしっかりとちよつと是正してもらいたいということが一つ。

それと、確認した上でも、どうしても全部の自治体で共通的に解決していないのが、先ほど言いましたがけ地近接等住宅移転事業というものなんです。さっき言った、基礎が残っていないと認められない。これは、せつかく崖地のものを津波に応用したわけですから、そのところは遺漏のないようにちゃんと救済してもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。お願いします。

○津島大臣政務官 今二つの御質問だったと思います。

まず最初であります。集団移転促進事業でありますけれども、これは、円滑な活用が図られるよう、運用ガイドランス等を作成して、被災地の地方公共団体、コンサルタントに対して提供するとともに、説明会を通じて、地方公共団体に事業制度や活用方法を理解していただくための取り組みを行ってきたところであります。

また、被災県におきましては、本事業の実施を予定している県下の市町村が事業制度や活用方法に関する情報を共有するための会議等を設置しており、国土交通省もこれらの会議に参加して必要な提供に努めてきたところであります。

国交省といたしまして、一日も早い復興が実現するよう、引き続き、地方公共団体への情報提供に努めるとともに必要な支援を行ってまいりたいと考えております。まず、これが一つであります。

それから、委員の御指摘のがけ地近接等危険住宅移転事業でありますけれども、これは、災害の危険が高い地域に立地する危険な住宅を移転することを目的とした災害予防のための事業であるため、対象となる住宅を災害危険区域等に現に立地している既存不適格住宅等としております。

本事業の趣旨を踏まえつつ、最大限御活用いただけるよう、住宅の基礎等の一部が残っていれば、当該被災地住宅を本事業の対象として取り扱えるように運用しているところでありますが、被災地の復興に関しましては、委員御指摘のように、何も無いといった場合は、東日本大震災復興交付金による対応としておりますので、所管する復興庁とともによく相談をして対処していきたい、こう考えております。

よろしくお願いいたします。

○長島(一)委員 津島政務官、前向きな御答弁をありがとうございます。ぜひ、ぜひというか必ずやってください。お願いします。

それで、今回いろいろ被災地を三週間回って、やはり一番本質的な問題だと思っているのは、復興庁なんですね。

復興庁は、例えばインドネシアでアチエの津波被害の地震がありました。そのときに、あそこでクントロという復興庁の長官がかなり強いリーダーシップを発揮して功を奏したんですけれども、三カ月で立ち上がっているんですよ。日本の場合は十一カ月。

国民でもあるいは国会議員の間でも、十一カ月かかったけれども、復興庁ができたワンストップサービスが提供される、スピードアップもするし、縦割りも除去されて、あるいは、さっきの国交省の話じゃないですけども、自治体間のノウハウも共有されるだろうということを非常に期待しているんですけど、どうも現場からだと、ワンストップどころか、復興庁に言ったらそれは国交省さんに言ってくださいと、むしろ一々復興庁に言わなきゃいけない手間だけがふえたという声もあつたんですね。

ただ、一方で言っておきますと、陸前高田は、これは、実情、福島と宮城と岩手で差があるのかもしれないんですが、盛岡と、釜石に支局ができて、そこが連携して、現場のために本庁に、本庁という復興庁の霞が関の方に働きかけてくれているという高評価もありましたけれども、全般にみれば、やはり復興庁が機能していないということがあります。これは、多くの、ほとんどの自治体であります。

そういった意味で、ワンストップサービスあるいは迅速化、現状なぜそういう声が出ているのか、あるいはどう改善しようとしているのか、このことについてお尋ねします。

○郡大臣政務官 省庁の縦割りを排して手続を迅速化するために、復興局、支所、事務所におけるワンストップサービスは極めて重要だというふうな考え方をしています。

復興局などの業務を支援するために、復興庁の本庁においては、特区ですとか交付金制度について、自治体からのさまざまな問い合わせ及び回答内容を蓄積して、全ての復興局でそれが共有できるようにさせていただいているところで、統一

的な審査基準を示しまして、復興局において迅速かつ適切な審査を支援するなどの取り組みを現在行っているところでございます。

また、復興局、支所、事務所、それぞれですけれども、体制強化をするということで、地元の間の方々の人材を活用したり雇用したり、それから、復興局において各地域の担当を置きまして、今頻りに各自治体を回らせていただいております。支所の業務などもバックアップさせていただいているところでございます。

こうした取り組みを通じて、復興局等における被災自治体からの復興事業に関する各種質問、要望、これはワンストップで対応していく、復興事業を支援する体制をさらに整えてまいりたいというふうに思っております。

○長島(一)委員 今御答弁いただきましたけれども、ぜひ三カ月後には絶対そんな不満が出ないようをお願いしたいと思います。

それから、もう一分ほしくないんですけども、復興の話は以上で、川端大臣にぜひ一つお願いがございまして、政策評価法に基づいて、もうこれは十年以上たつたんですけども、毎年毎年国会に、政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告ということで、このペーパーが配られるんですよ。ところが、これは、学識者からも指摘があるんですけども、政策評価が機能しないのは国会議員がちゃんと監視しないからだという意見もあるんですけど、このペーパー、大臣も読んだことがあると思うんですけども、人に読ませるつくりになくなっていないんですよ。単なるインデックスでしかないようなつくりになっていただきたいですし、せめて会計検査院の報告のようなペーパーに見直していただきたいと思います。

これは、もう時間が来ましたので終わりますけれども、機会を改めて、例えば予算委員会の分科会でもこれをお尋ねしたいと思っておりますので、それまでに前向きな御回答ができますように、どうぞ

よろしく願います。

以上です。ありがとうございます。

○原口委員長 次に、斎藤やすのり君。

○斎藤(や)委員 きょうは、天下りの問題について政府にお伺いしたいと思います。

社会保障と税の一体改革、ここに来て、残念ながら正体があらわれてきてしまったといった形です。

私も昨年の夏、民主党で議論にずっと参加をさせていただきました。年金をどうする、医療をどうする、中身を抜本改革しなければいけないということで、非常に建設的な意見のやりとりがあったかと思いますが、残念ながら、その中身がほとんど結論というか結果につながっていないような気がして、結果、増税だけが決まる、そんな気が濃厚になってきたというふうに言わざるを得ません。

私もここにいらっしゃる皆さんと一緒に、将来の増税は避けることはできないというふうに思っております。よく、人口形態は、昔は胴上げ型で、今は騎馬戦型、そして将来は肩車型へと変わってくるというふうに言われております。今のままでは、今の社会保障を続けていたら、これはもう間違いなく金庫が空っぽになるというのでは誰しもがわかっていることだと思います。

だからこそ、高度経済成長の現役世代がいつばいいるところからずっと続いているこのスキームというものを変えていかないと、変えていかなければいけないというところから始まったのが社会保障と税の一体改革の議論だったんですが、上がってきたメニューを見ますと、残念ながら、医療や生活保護の抜本改革のメニューは余り示されてはおりませんし、厚生年金と共済年金の一元化法案、これは消費増税の法案から出されて、後から出すということになっております。

これでは本当に、税と社会保障の一体改革、この一体改革というのが偽りの看板になっているというふう言わざるを得ません。抜本改革のない持続可能な社会保障制度を消費増税で穴埋めし

ようとしている、これが今回の社会保障と税の一体改革の正体ではないかというふうに思わざるを得ません。しかも、既得権益を放置したままでございます。

私たち新党きづなは、二年前の国民との約束と同じように、増税の前にやるべきことがあるというのを強く訴えております。野田総理は、消費税を上げることが与党の責任だということなことをよく言っておりますけれども、私は、これは逆だと思っております。無責任だと思っております。税率を上げて税収を確保するというのとは一番簡単です。これは政治が汗を流さなくてもできることだと思っております。しかも、二年前の選挙で、既得権益に思い切り切り込んでいくということも言っております。国民に負担を強いる前に歳入歳出改革、行財政改革というのを目いっぱい行ってから、最後に国民に負担をお願いするべきだというふうに考えております。ここにいる皆さんも同じ考えだとは思いますが、ここにいる皆さんながら現状は違うようです。

川端大臣に率直にお伺いします。○九マニフェストには、天下りの根絶という言葉が掲載されております。公務員の天下りというのは続いているのでしょうか。

○田中政府参考人 いわゆる天下りでございますが、まず、国家公務員法に基づきまして、各省庁の職員が再就職あっせんを行うことが禁止をされております。それから、これは鳩山内閣ができてすぐのころでございまして、内閣の方針でいたしまして、もともと各省庁ごとで行われていた民間企業への再就職あっせんを一元的にやろうとしておりました官民人材交流センター、こちらでの再就職あっせんも行わないということにいたしました。したがって、府省庁による再就職あっせんは行われていないというふうに認識をいたしております。

ちなみにもう一つ、社会保障・税一体改革にお触れになりましたが、二月十七日の閣議決定によりますと、政治改革、行政改革の取り組みの項目

がございまして、民主党の行政改革調査会で行った構造改革実行法案というものを御検討中で、これも国民新党と連携をして早期に国会に提出をされる。この中にもやはり公務員の退職管理の問題が入るのではないかというふうに思っております。

以上です。

○斎藤(や)委員 恐らく、天下りのあっせんを禁止しているよ、ですからマニフェストを守っているよというような形には今なっていると思うんですけども、ただ、問題は、あっせん禁止したからいいということではなくて、やはり実情が伴わなければいけないというふうに思っております。

確かに現役的一般職の方のあっせんは禁止されておりますけれども、官僚OBのあっせんは該当しておりません。つまり、天下り先にいる先輩OBが退職予定の後輩に天下りポストを内々で紹介するケース、これはウラルトなんというふうに通称で言われておりますけれども、規制の対象外になっていて、放置されていると思います。

さらに、独法に関しては、役員も公募してしまえば、きちんとフェアにやっていますよと言いがらも、実際には、困難な応募条件がつけられていて、官僚OBが多く登用される。特に、これは実は野田政権になってから多くなっております。

昨年秋に独立行政法人役員の第七回公募の選挙結果が発表されましたけれども、採用の決まった二十二のポストのうち、過半数の十二のポストが公務員のOBの方だった。過去六回の公募で採用された公務員のOBは平均二割強ぐらいでしたから、これをはるかに大きく上回っている、そういう状況でございまして。ウラルトという話もしましたけれども、オモテルートもしっかりとできてしまっています。

政府は一昨年に、独法とか公益法人、民間企業への現役出向を認めました。このルールだと、公務員の方は、出向先で二年度程度役職を務めた後、自分のいた省庁に戻る、これがまあ民間の出向だと思っておりますが、でも、よく考えてみますと、五

十代半ばの職員の方が、二年外で働いて、形式的に役所に戻って、すぐに退職するのなら、実態は天下りと変わらないんじゃないかなというふうに思います。

質問です。今私が言ったような現役出向は、天下りと何ら変わらないんじゃないか、どうでしょうか。大臣に見解をお伺いしたいです。さらに、こうした現役出向の数、昨年一年間で何人ぐらいいるのか、お伺いしたいと思います。よろしく願います。

○田中政府参考人 まず、私の方から数字についてお話を申し上げます。

ただいま御指摘の、独立行政法人に対し、国から役員として現役出向している者の数は、平成二十三年十月一日現在で百三十五人となっております。

先生、大変恐縮ですが、その前のお尋ねの際にOBの話をされましたが、ちょっと同じ趣旨で、私が申し上げるのもあれでございましてけれども、国家公務員法の百六条の四で、再就職者による依頼等働きかけの規制もございまして。

以上でございます。

○川端國務大臣 独立行政法人への現役出向については、天下りのあっせんを根絶するということが、それから定年まで勤務できる環境を整備していく。

これは、今まで天下りをあっせんするというところとでいろいろ弊害がありましたけれども、その部分では、高位、高齢者の人に第二の就職をあっせんすることによって、ある意味では人事を円滑化するという仕組みを持っていたことは事実でございまして。そういう部分をなくすということでは、先ほどもお触れになりましたけれども、独立行政法人等々が公募するときに、そういうあっせんがなくなつたから希望者がふえるという環境にあることは事実であります。

公平公正な選考の中で公務員の人のみならず選考されていくということを我々は決しておかしいと思っております。一概に、退

職者の公務員の方が公募で多くなったからということが、選考に不公平があるのであれば、御指摘をいただき、我々も直してまいりたいと思います。が、一般論的にはそういう環境にあることは、前段として御理解をいただきたいと思います。

そして、そういう中であって、独立行政法人に中高年齢の公務員の専門知識をいろいろな分野で活用していただくということも大事なことであると同時に、他分野の経験を生かしていただくということも含めて、公務員のコスト意識も現場感覚も高めていただく、後進の指導にも役立てていただくということ、平成二十二年六月に閣議決定された退職管理基本方針でも、積極的に活用することとしておりますし、現役出向については、大臣の任命権のもとで実施するものでありますし、職員の出向への復帰を前提としておりますし、向こうから行っている期間の退職金をもらうということも全くございませんことなどから、従来の天下りとは全く性格が異なるものというのが政府の基本的な認識でございます。

○斎藤（や）委員 私は、むやみやたらと首を切れと言っているわけではなくて、やはり再就職に關しても最適化ということがあると思うんですけども、今の天下りのあり方というのは、私は民間からするとちょっと温度差があるんじゃないかなと思いますし、何よりも、私たちはマニフェストで天下りの根絶ということを訴えた、十二兆円出すんだということを訴えたわけですから、これを私たちはやはり政治の世界で意気に感じて、しっかりとメスを入れていくべきです。

○田中政府参考人 私ども総務省では、退職手当の支給の状況、各省庁からいろいろなデータはいただいております。お尋ねのような課長以上という役職段階に着目したデータであるとか、退職手当の内訳としての、今御指摘の平均割り増し分といったデータはございません。

川端大臣、ちょっとしつこいんですけども、確かに現役一般職の天下りのあつせんは禁止されました。しかし、先ほども言ったように、事実上、天下りが放置されている、野放しの状況になっているように私は思えるんですけども、この現実

というのは大臣はどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○川端國務大臣 先ほど答弁申し上げましたように、何をもちて天下りを野放しというふうにおっしゃるのか、私には少し理解できないので、もしあれば、具体的に教えていただきたいと思います。

○斎藤（や）委員 現役出向の先ほど私が言ったやり方、これは事実としてございます。事実としてあるわけですから、それをやはり私は直視していただきたいというふうに思います。

それから、わたり、これも事実上まだ放置をされておりますし、例えば、私が民主党にいたときに、事業仕分けをして独法にメスを入れていたわけですから、メスを入れたのにもかかわらず、その天下りの団体はまだ現存しているということも残っているわけですから、そのところはしっかりと御理解いただければというふうに思います。

それから、天下りの問題と、私は官民較差という意味では退職金の問題というのもあると思います。大体、民間だと、大学卒で二千五百万円ぐらいでしようか、平均して。高校卒で大体千六百万円ぐらいだと思います。

国家公務員の給与の平均というのはなかなか出しにくいとは思いますが、私が問題としていえるのは、肩たたきに遭った方の早期退職勧奨の退職金の積み増しです。早くやめさせられると退職金がたくさんもらえる、そして、そのたくさんもらった方がまた天下っていく、こういう状況も私は問題だと思っております。

この早期退職勧奨の平均額、これは課長以上でいいますと大体どれぐらい支給されているのか、データがありますしたら、ぜひ教えてください。

○田中政府参考人 私ども総務省では、退職手当の支給の状況、各省庁からいろいろなデータはいただいております。お尋ねのような課長以上という役職段階に着目したデータであるとか、退職手当の内訳としての、今御指摘の平均割り増し分といったデータはございません。

ちなみに、平成二十一年度におきまして、課長以上と限定しませんが、勧奨を退職事由とした者の平均退職手当額は三千三十四万円となっております。一方、同年度におきます定年退職者の平均退職手当額は二千四百六十七万円となっております。

ただ、幹部職員が多く含まれる勧奨退職者と定年退職者との平均退職手当額の差額は、単純に、今御指摘の割り増し分という比較はできないのではないかとこのように考えております。

○斎藤（や）委員 これは報道ベースなんですけれども、昨年、原子力行政の責任を負う立場だった三人の官僚が、福島原発の対応を誤ったことで更迭された。三人は、実は勧奨退職扱いとされまして、大体五千万円ぐらいの退職金に加えて、さらに、責任を負う立場で更迭されたにもかかわらず、プラス一千万円を勧奨制度でもらっている。これは本当に、国民感情からすると、何をやっているんだという思いが相当強いと思います。こんなに景気が悪いのに、国は借金をつくっているのに、何で公務員や国会議員だけ優遇されるんだという思いが強いと思いますので、やはりそういう国民感情に合った、今の景気動向に合った制度の見直しというものを私は進めていただきたいというふうに思います。

時間がないので最後の質問なんですけれども、緊急地震速報、エリアメールで携帯に入ってくるキャリアは、現段階ではNTTのドコモだけです。携帯への防災情報発信というのは、今キャリアに任せられている感じなんですけれども、やはり、国民の命と健康を守るという観点で、情報を全携帯に発信できるように、国がもう少し関与するというコミットをするということは考えておられますでしょうか。よろしく申し上げます。

○桜井政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘のように、携帯電話向けの津波警報というのは、緊急地震速報と同様に、特定地域に所在する携帯電話端末に対して情報を一斉に配信

するといいういわゆるエリアメール、緊急速報メールと言っておりますけれども、この仕組みを利用して、気象庁が発信する津波警報を配信するものでございます。

この緊急速報メールは、音声通話がふくまれている場合でもつながりにくいことが少ないということで、災害時等の情報伝達手段として極めて有効だといふふうに思っております。

総務省といたしましては、東日本大震災を受けてまして総務省内に検討会を設けて、この中で、緊急速報メール、いわゆるエリアメールへの津波警報の追加について、自治体の要望を踏まえ、緊急速報メールの提供内容の多様化に取り組むべきであるという取りまとめを行っております。

このような検討会の結果を受けて、先ほど御指摘ございましたように、ドコモはこの二月二十四日から津波警報の配信の対応を開始しております。KDDIは三月末を目途というところでございまして、またソフトバンクモバイルは今年中というふうになっているところでございます。これは、携帯電話事業者によってシステム改修等の準備に多少違いがあるというのが導入時期の違いになっているというふうに承知をしているところでございます。

いずれにいたしましても、総務省としては引き続き、津波警報の配信開始に向けた取り組みというのを促していきたいというふうに思っております。また、各自治体のいろいろな避難指示等とか避難勧告等とか、そういったものもこのエリアメールを使って提供できるように促進してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○斎藤（や）委員 ぜひ前向きによりしくお願いいたします。

茨城県の大洗町というところでは、今回、五メートルの津波が来たのにもかかわらず、奇跡的に死者が一名も出ませんでした。これは、ジェー・シー・オー原発の事故の教訓で、各家庭に、緊急時に町のお知らせを放送する戸別の防災受信機と

というのが一世帯に一個配付されている。これが危機を呼びかけて、人命を救ったということがございます。

やはり、ソフト、防災情報の発信というのが非常に人命を助ける上では重要だと思えますので、ぜひ新しいテクノロジーを使って、どんどん広げていただきたいというふうに思います。

質問は終わりです。ありがとうございます。

○原口委員長 次に、石田真敏君。

○石田(真)委員 自由民主党の石田でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

地方自治を取り巻く問題、いろいろございますけれども、特に大阪ですね。大阪維新の会、大阪都構想、こういうものが発表されて以来、大変大きな地方自治の課題になってまいりまして、大都市問題をどうするかということであるわけですが、けれども、同時に、指定都市市長会ですか、ここからは特別市構想という構想も出ておりまして、これをどうしていくかということがこれからの大きな課題になってこうと思えます。

我々自民党では、早速、大都市問題に関する検討PTというのをつくりまして、中間報告を出させていただきました。それで、きょう、あすあたりで基本的な法案化をしようということの作業、段取りをいたしておりますけれども、中間報告では、それぞれの自治体が一応手続を踏んで、そして例えば特別区制度を求めてこられた場合には国としてできるだけ対応しよう、そういう中間報告を出しております、それに基づいて法案化をしていきたい、そう考えているところであります。

実は、その検討する過程で、大阪維新の会の方に来ていただきました。そして、お話を伺いさせていたいただいて、非常に感ずるところがあったわけでございます。きょうは、その点について、少し大臣の御所見等をお伺いさせていただきたいと思えます。

大阪維新の会の方が言われたのは、この大阪都構想の目的というのは三つあるんだと。一つは、

二重行政の解消ということ、それから二つ目が、基礎自治体のあり方ということ、それから三つ目が、公営企業の民営化ということでありまして。この三つが目的なんだというお話をされました。

それで、公営企業の民営化というのは、これはいろいろなやり方があるんだらうと私は思いますし、それぞれの自治体で独自に考えてやっていくというふうに思います。特に、料金体系なんかがあると、PFIなんかをうまく使つと、これは外国でも例がありますけれども、おもしろいやり方でもできるのではないかと、そういうことも思うわけでありまして、二重行政の解消と基礎自治体のあり方について、ちょっと議論をさせていただきたいと思えます。

まず、二重行政の弊害ということ。これは新聞でも取り上げておられましたけれども、大阪に限った問題ではないと思えます。もちろん大阪独自の問題もあると思えますけれども、これはどの都道府県でもあります。特に、県と県庁所在地の市とか、これはもうどこでも二重行政の弊害というのが語られるわけでありまして。そして、普通は、今の法制度のもとでも、首長同士がきちっと話し合えばほとんどの問題は解決すると思うんですけれども、それはそれで、いわゆる選挙で選ばれた者同士ということ、それぞれの思いというのがありますから、なかなか簡単に解決できないというのが今の現状だろうと思えます。

それで、二重行政の典型的なものとして指摘されているのが、商店街とか中小企業の産業振興施策、これが一つですね。それから、病院の問題、あるいは美術館とか文化会館、体育館なんかの文化・スポーツ施設、これが例えば県立と市立がある。

これは、例えば和歌山でもあったわけでございます。実は、私の市長時代、当時は五万足らずの小さい町でしたけれども、これもありましたね。文化会館をつくれとか図書館をつくれという市民運動が起こるんです。ところが、たまたま私の町は和歌山市の隣町でして、車で三十分か四十分行

けば県立図書館とか県立文化会館がありましたので、ぜひそちらを利用してくださいよ、同じものをつくつてもということをお願いをして、結局はつくらなかつたんですが、これはやはり大変な圧力です。

ということは、小さい町でも、つくろうと思つたらつくれるんですね。決して大きな町と県との問題だけではないわけですね。小さい町でもつくれる。それで、首長も、選挙を考えたら皆さんの要望に応えておいた方がいいなとか、あるいは住民の方からいっても、車で図書館へ行くのに三十分も四十分もかけて行かないとだめというんじゃないに、できるだけ五分か十分で行けるところにづくつてほしい、それは十分あり得ることですね。我々からいうと、少し住民のおねだりというような感じがいたしますけれども、そのあたりの問題が二重行政を生んでいっているというふうに思うんです。

大臣が二重行政あるいはその弊害についてどういう認識をされておられるのか、御所見をお聞かせいただけたらと思えます。

○川端国務大臣 お答えいたします。

市長さんを御経験されて、非常に実感のこもった御説明、私もそういう背景はよくわかります。法令に基づく事務に関しては、国の役割、責任、都道府県、市町村、それぞれに法定で決まっておりますので、これに関しては個別法で事務の主体が決まっておりますから、これが重複してやられるという二重行政は基本的にないというふうに思っています。

そして一方で、地方自治体を実施する事務で、国や都道府県と協議するというふうな、複数の主体が同一の事務にかかわる制度になって、調整または関与を行うというふうに書いてある部分の場合、行政が非効率であったり意思疎通に時間がかかるという問題があります。例えば、都市計画においても、市が府に協議をするという、府と市の関係でなかなか時間がかかる、あるいは国の基本方針をどうするのかということであるという

ことがあります。

ただ、今御指摘のように、法令に基づかない任意の事務、例えば同種の公共施設ですね、病院や図書館、あるいは体育館、文化施設等々をどうするのか。それからソフト事業としては、今おっしゃつたような商店街や中小企業等々への補助金。こういうものを、同一の行政サービスをそれぞれが重複して提供することは非効率であるという指摘は、私もそういう部分は十分にあることではあるというふうに思います。

一方で、自治体の財政規模にもまたリンクしてくることでありますが、そういう部分で、これらの指摘や、それから国、都道府県、市町村の役割分担を踏まえながら、住民にとってより効率的で効果的な行政サービスを実現する、そしてそれぞれの首長間、団体間の連携も含めて密にしていこうことが大変大事であらうというふうに思っております。

○石田(真)委員 今、大臣から細かく御答弁をいただきました。

こういう問題が起こるのは、簡単に申し上げたら、やはり役割の分担というのが明確でない。例えば、教育でも全部ずつと、県も市町村もありまして、厚生労働行政もある、農林行政もある、国土行政もある、そういう中で、どうしても裁量権が膨らんできたりするんだらうと思えます。特に、今までの右肩上がりの高度成長のころには、ある程度の余裕があつたということで、そういうことになってきたんだらうと思うんです。

それで、国を含めた役割分担というものをやはりある程度整理していかないと、同じことがこれからもいつまでも繰り返されるのではないかなというふうに私は思うわけでありまして、二重行政解消のために今後どのようにすべきであると大臣はお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○川端国務大臣 必ずしも二重行政の解消という言葉でくれるかどうかはちょっといろいろな議論があるというふうに思いますが、法定されている

という部分ではそれぞれの役割で法律に基づいてしっかりやるという責任は決まっています。それだけでも、その分も含めて、住民に身近な行政はできるだけ基礎自治体、一番身近な自治体が行う、そしてその部分で手の届かない部分は都道府県そして国という、よく補完性の原則と言われますけれども、そういう大きな補完性の原理を基本にすべきだとは考えておりますけれども、法令に基づく事務においてもできるだけ、義務づけ・枠づけの見直し、あるいは権限移譲を通じて、地方自治体が地域における事務を自主的に総合的にやれるようにするということが必要であるというふうに思っています。これは任意事務が一番問題だと思っています。

このことについては、先ほど申し上げた、よく協議をしていただくということで、やはり一定の大きな物の考え方は、基礎自治体ができるだけ身近な行政は自分でできるような体制を整えていくということが大きな柱であろうというふうには思っております。

○石田(真)委員 これから大きないろいろな見直し、道州制論議もございまして、こういう中で、やはりこういう二重行政の問題なんかというのはきちっと対応していくようにしなければ同じ轍を踏むことになるのではないかと、そういう思いがいたしております。

次に進みますけれども、もう一つ、大阪維新の会の方とお話をしている、ちょっと目からうろこ的な話がありました。それは基礎自治体のあり方についてであったわけですね。

大阪維新の会の方のお話を聞いておりましたら、大阪市の約二百六十万人ぐらいの人口だ、そうすると、基礎自治体として住民の顔が見えないというんですね。そういう発言をされました。ということは、本当に基礎自治体としての機能を果たせていないんじゃないかと。そういう意味で、人口三十万人ぐらいの特別区を八つ、九つつくる、そこで公選の区長と議会を選ぶ、そうすると基礎自治体として住民の顔が見える機能を果たしている

けるのではないかと。では、今の大阪市の西大阪とか中大阪とか、市にするわけにいかないので、特別区制度というのが一つの考え方というふうな、そういう趣旨のお話をいただきました。ああ、なるほど、それはそうですね。

二百何十万、三百何十万の市で、市長さんが一人で議員さんが何十名か、百名足らずで本当に基礎自治を、基礎自治体としての機能をきちっとやっていけるのか。そういうことを我々は一度本当にこの機会に考えないといけない、そういうことを私は感じたわけでありまして。

今までは、経済も右肩上がりでしたけれども、市にしても、大きければいいとか、権限も多ければいい、だから、特別市になるんだ、中核市になる運動をしたり政令指定都市になる運動をした、こういうことをやってきましたけれども、一度立ちどまって、基礎自治体というのは一体何をどこまで担うのかとか、あるいは財政規模はどうとか、権限はどうなんだとか、面的な広がりはどうなんだとか、そういうことをきちっと議論すべきではないかなというふうなことをこのお話を聞いて、きつかけとして私は感じたわけですね。でも、基礎自治体はいかにあるべきか、そのことについての大臣の御所見をお聞かせいただきたいと思っています。

○川端國務大臣 御指摘のように、外国に視察に行つたときによく言われたことで、私がドイツに行つたときに非常に印象深かったのが、いろいろな県議員や市会議員さんが来られるけれども、みんなそれぞれ、来られたら、うちの町は人口がこれだけ大きいんだということを自慢されるのは不思議だというふうに昔言われたことがありました。自分の町、自分の町に定住した人口規模があるのに、日本の人は大きい方がいいというふうに言われるということを今思い出しました。

二百六十万というのは、私は滋賀県ですの、倍です。冷静に考えれば、滋賀県の倍を一つの市がやっているというのは、御指摘のようなきめ細かさ、基礎自治体は身近な行政をきめ細かくやる

ということでは、大きな課題を抱えていることは厳然たる事実だというふうに思います。そういう中で、都構想、特別区構想というのを打ち出しておられるという、一つのアイデアとしては、そういう課題自身は私は共有しております。

ただ、そのときに、今度は基礎自治体というのは自立性を持って、権限、財源をしっかりと持つという機能を当然担保されなければいけません。で、そういう部分が基礎自治体としては一方ですっかりなければいけないというのが私の基本的な認識でございます。

○石田(真)委員 今の大臣の御認識のとおりだと思います。

それで一方で、国際化時代に都市間競争をしながら、あるいはパリとか、ロンドンとかで、ある程度の中核で考えますと、ある程度の人口規模を要するのかな。これも悩ましいところで、結局は、本当に基礎自治体として機能をどうやっていくのかというのと、もう一つ、国際的な都市間競争をやっていく、これについてどうやっていくのか。これは悩ましいところになるわけなんです。大臣、そのあたりをどのようにお考えか、お聞かせをいただきたいと思っています。

大阪都構想というのは、いわゆる基礎自治体は特別区にして、それで、都市間競争といいますが、そういうものは、大阪府というんでしょうか都というんでしょうか、そのぐらいの規模で担う、あるいはそれをもうちょっと広げていって、関西州というような形でやっていく。ただ、州とか府とかというレベルになると、本当に都市として都市間競争ということの考え方をできるのか。

今の大阪府にしたって、いろいろな市町村を抱えるわけですから、その辺について、ちょっと私、こういう整理をしたらいいのかなというのが悩ましい点なんです。いわゆる基礎自治体としての機能と、それから都市間競争する自治体としての機能、そのあたりについて大臣の御所見をお聞かせいただけたらと思います。

○川端國務大臣 大変大事な視点だというふうには思います。恐らく、大阪の皆さんが議論されている中でも、その背景に、二重行政とかきめ細かな行政のサービスをもちと充実させたいというのと同時に、東京に比べて大阪というものの地盤沈下というのが言われて久しいわけですから、やはりそういう部分で、いまだ一度、大阪を日本経済の活力の牽引役の一つとして、都市間競争の中で世界の中の大阪ということの立場を取り戻したいという思いも大変強くあるんだというふうには思っております。

私は、それは大変なことだと思います。それは、一つは、行政機能のあり方とちよつと役割が、また性格が違つて、御指摘のように、大阪市の役割が、大阪府の役割が、関西なのかといういろいろな議論があると思います。日本においてもほかの、横浜とか神戸とかいろいろな都市が、その県との関係も当然あるというふうには思います。

そういう部分では、そういう役割、牽引役を果たしていただくことは極めて大事だと私は思っています。そのことに資するような仕組みというのは、先ほど御指摘があった二重行政やきめ細かな行政の基礎自治体のあり方をにらみながら、両方がうまくいくような仕組みというのは大変大事だろうというふうに思っています。やはりこれは、そこへの企業の集積や商業の活力と同時に、世界への発信力というのも大変大事だと思ひます。そういう機能がすつと円滑に行政施策に反映できるような受け皿が実は一番大事なんだというふうには思っております。

○石田(真)委員 これは簡単に答えるの出る話ではありません。しかし、今申し上げたような二重行政の問題とか基礎自治体の本当のあり方、あるいは国際的に競争できる都市のあり方、あるいは、こういう問題、私は、大阪都構想、大阪維新の会が投げかけた問題というのは非常に大きな問題、重要な問題だというふうに思っております。我々自民党も重要に受けとめて、真摯に対応しよう

うということを取り組んでおりますけれども、政府としてもやはりきちっと取り組まざるべきだというふうに思います。

そんな中で、第三十次の地制調、地方制度調査会、大都市制度の問題についても議論が始まったというふうに聞いておりますけれども、これはただ単に、大阪都構想というのはどうなんだとか、あるいは政令指定市が言っておられる特別市構想がどうなんだということだけではなくて、私は、もうちょっと広げた方がいいんじゃないかなと。

先ほど申し上げましたけれども、国、地方を通じた役割分担、これもやはり全ての自治体にかかわってくる問題です。二重行政の問題、こういうことを解消するために役割分担というものを議論すべきことにもなるんだらうと思いますし、まずは今申し上げた基礎自治体のあり方、これも、ただ単に大都市問題というようなくりで議論できる問題ではないというふうには私は思っております。そういう意味でいうと、地制調でももう少し大がかりな議論をしていただくというわけにはいかないのかな、そんなことを思うんですが、大臣の御所見をお聞かせいただきたいと思ひます。

○川端国務大臣 現在、地制調においては、我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市のあり方ということで諮問させていただいて、もう御議論いただいているんですが、同時に、我々が諮問するテーマとしては、東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方というの大きなテーマでございます。

そういう意味では、当然これは、先ほど先生がずっと御指摘いただいたように、大もとの話でございますので、これは密接に関係している中でございまして、大阪の話であるとか政令都市をどうするかとか、あるいはそれぞれの地域で我々はこうしたいとおっしゃっていることではございません。

そういう意味では、今、そういうことを御主張されている方のヒアリングを精力的にやらせていただいておりますが、行財政基盤の強化とか規模

が大きい基礎自治体の住民自治のあり方、逆に言えば、小規模な基礎自治体、これは一万人未満の小規模市町村が四百八十団体ございます、こういうものを含めて、住民に最も身近な行政主体として適切に住民サービスを提供するためのあり方を幅広く議論していただきたいというふうに思っておりますし、同時に、その部分で、課題の論点整理とそれに対する対応が、いろいろなアイデアが出てきている、そして、そのメリット、デメリット、いろいろな部分が整理されてくるというふうに思ひますので、私としても、先生御指摘のような幅広い議論をしていただきたいと思っております。

○石田(真)委員 ありがとうございます。ぜひこの機会に、今までのいろいろな課題、問題点を洗い出して、今現在で対応できる最高のものをつくり上げていくという姿勢でやっていただきたいなと思ひます。

ただ、お聞きしますと、地制調は来年の夏に最終答申ということで、橋下さんのスピード感からいうと随分遅いな、そんな思ひもいたします。問題が問題だけに、そう簡単に答えの出るものではないというのはよくわかりますけれども、大がかりなことをやるのであれば、大がかりな作業といえますか仕掛けをつくってやる、私はそれも大事なことだと思っております、これは要望にしておきますけれども、ぜひスピードアップしていただきたい。一週間に一遍とか十日に一遍、月に何回か合をするということではなしに、お忙しい先生方だと思ひますけれども、やはり大事な問題ですから精力的に議論を進めていただきたい、そのことをお願いしておきたいと思ひます。

それでは、次に移らせていただきますが、地方の問題にかかわって、民主党さんは地域主権ということをよく言われますね。実は、去年の四月に、国と地方の場の法案を通す、そういうことにかかわって、第一次の義務づけ・枠づけの見直し、そういうこともやりました。そのときに、法律は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推

進を図る関係法律の整備に関する法律ということに成立をいたしました。ところが、提出された時点での法律名は何かというところ、地域主権改革の推進を図る関係法律の整備に関する法律ということになったんです。

大臣、なぜ法律名が変わったのか、御説明いただきたいと思ひます。

○川端国務大臣 御指摘のように、平成二十二年三月に第七十四回通常国会に提出しましたのは、地域主権改革の推進に関する法律案でございます。平成二十三年の百七十七回通常国会において、与野党協議を経て、地域主権の用語を削除するなどの修正を行った上で可決、成立いたしました。その際に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案と修正されたのは、御指摘のとおりでございます。

この際、地域主権という用語については、法案の国会審議において、憲法が定める国民主権、国家主権との関係、あるいは、地域主権という新しい熟語を法律用語とすることに対しての懸念などが御議論されたことと承知しております。

一方、政府としては、地域主権は比較的新しい用語であるために、このような表現に対する慎重な御意見があるものと考へて、国会審議の過程においては、地域主権が国民主権や国家主権を否定するものではないという点について丁寧に説明をさせていただき、そうした懸念が払拭できるよう努めてまいりましたところでありました。

こうした議論を踏まえて与野党で協議をいただいた結果、国会の御意思として、法律の題名を含め、政府案の修正が行われたものと承知をいたしております。

○石田(真)委員 地域主権という言葉は、今大臣が説明していただいたように、国家主権、国民主権が主権であって、地域主権というのは認められないんですよ。

それで、さきの施政方針演説、野田総理の演説ですが、一部ちよつと引用しますと、「地域のこ

とは地域で決めるという地域主権の理念が今ほど試されているときはありません。こう述べられて

また、二月の十三日、予算委員会、逢坂議員の質問に答えて野田総理が言われたのは、地域主権を進めていくこと、これはこの国の形を変えていくということでありましたが、それは私も腹を据えてやってきたつもりです、このように答えられてるんですよ。

そして、二月二十日の予算委員会、公明党の高木陽介議員の地方の支分部局に関する質問に答えて、川端大臣は、地域主権としてお答えされていただきます、こんなように答弁されているんです。(発言する者あり) 地域主権担当大臣としてという意味ですか。今そんなコメントをされましたが、議事録には、地域主権としてお答えさせていただきました、何のことを言っているのかなと私は思ひました。

しかし、皆さん、総理も担当大臣も、非常に地域主権という言葉を用いてききに使っておられるんですね、公式の場で。公式の場ですよ。それで、こういうような地域主権という言葉の使い方、これは本当に妥当なのかどうか、法制局の方でちよつとお聞きしたいと思ひますが、お願いいたします。

○外山政府参考人 お答え申し上げます。今、幾つかの場面で使われている言葉の適否につきましてお尋ねをいただきました。

まず、所掌につきましてちよつと申し上げさせていただきますと、私どもは内閣提出法案及び政令の審査を所掌しております。したがいまして、こういった法令に用いる用語につきましては審査を行っているところでございますけれども、今お尋ねのありました演説あるいは国会答弁といった場面では用いられた用語につきましては、私ども内閣法制局が審査をすべき立場にはございませんので、これに対しまして当局として意見を申し上げます。こういったようなことは差し控えていただきたいと存じます。

以上でございます。

○石田(真)委員 法制局の立場はわかりましたけれども、法律を、これは与野党合意で変えたんですよ、はつきり申し上げて。変えました。そして、その文言について問題があったのに、まだ、今、内閣府地域主権戦略室があるんです。それから、先ほど言われましたけれども、地域主権担当特命大臣なんですよ。こういうのはやはりちょっとおかしいんじゃないですか。

もう一度法制局の方にお伺いしますが、地域主権という言葉はあり得るんですか。法令でないと審査しないと言われるかわからないですけれども、ちょっとお答えいただけたらと思います。

○外山政府参考人 ただいまお話にもございましたように、法令の用語ではございませんけれども、私も承知しておりますのは、例えば、地域主権という言葉につきましてはかつて質問主意書を出しになりました、それに対する答弁書の中で、この意味内容として、憲法を前提としつつ、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める、活気に満ちた地域社会をつくるための改革の根底をなす理念として掲げられているものであるというふうにお答えを内閣として申し上げたということ承知しております。

○石田(真)委員 地域主権という言葉が法的に認められるかどうかというのはお答えはなかったわけでありまして、私は、これはあり得ないというふうには思っております。あくまでも国家主権と国民主権なんですね。

それで、国会で法律名も、これは民主党も賛成されたんですよ、賛成した上で法律名を変えながら、問題は、なぜここまで地域主権にこだわるのかということなんですよ。

これは、地域主権は民主党の一丁目一番地と言われていたですね。しかし、我々は、政治主導というところをいろいろ研究する中で、松下圭一先生の理論に基づいているのではないかと感じるところを感じています。これは菅前総理とか仙谷前官房長官が非常に信奉されているわけですよ、ほか

の方もそうだと思いますけれども。

この松下さんの理論、これは、ごく簡単に申し上げて失礼ですけども、ごく簡単に言いますと、まず国家主権否定ですよ。国家主権を否定して、市民主権に基づいて、市民にできないことを基礎自治体に補充させ、権限や財源を信託し、この考え方を順次、都道府県、国、そして国際機構へと広げていくんですね。ですから、自治体も政府、国も政府、国際機構も政府だということを彼は本の中できちんと書いておられるんですよ。つまり、市民を一番中心にして、補充性の理論、そして複数信託論、こういうことに基づいた理論である。私はこれを大筋で間違っていないと思いますが、そういうことなんですね。

それで、問題として、こういうことがどういう影響を及ぼしていくかということなんです。野田総理は、先ほどの答弁で、まさしく国の形を変えるような動き、地域主権でこんなことを言われたんですよ。今、地方自治体でどんどん出てきている問題は何かと思いませんか。自治基本条例ですよ。基本的に、まちづくり条例とか自治基本条例を制定する、それは何の問題もありません。しかし、中身を見ていると、法の趣旨に反するような自治基本条例制定というのが行われている、そういうふうには我々には思えます。

例えば、ある市の条例を読みます。この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない、こんなふうには書いています。法制局はこれをどう思いますか。

○外山政府参考人 お答えを申し上げます。ただいま条例についてのお尋ねをいただきました。これにつきましては、先ほどのお答えと同趣旨になりまして恐縮でございますけれども、私ども、法案、政令の審査を所掌しているわけでございますけれども、地方公共団体が制定する条例につき

まして、これを審査するといった立場にはございませんので、ただいまの御質問につきましては、恐縮でございます。コメントすべき立場にはないというふうには申し上げたいと思います。

○石田(真)委員 それでは総務省、今の私が読み上げた条例についてどう思われますか。

○川端国務大臣 文法的に伺っただけなのであれなんですけれども、条例が法令に違反しているかどうかについては個別具体の案件に基づいて判断をいたしますので、そのことに関して、直接的に違反している、していないということを判断することではないんですけれども、先ほどの御議論で、やはり憲法九十二条に基づいて設置された地方自治法のもとに地方自治体があり、そのもとに法で決められた中で条例が制定されている以上、当然ながら、憲法の枠内、法律の枠内にあるということが大前提であるというふうに私は基本的に承知しております。

○石田(真)委員 今の私が読み上げた条例で問題点を言いますと、これは他の条例を拘束する条例になるんですよ、上位ですから。これは議会制民主主義の否定ですよ。通常の条例にはかの条例が優越するということはあり得ないというのが我々の考え方です。

それから、もう一つ読み上げます。これもある市の条例なんです。市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。総務大臣、どうですか。

○川端国務大臣 それぞれの規定、法律の立法趣旨やこれまで示された判例を踏まえながら法令をみずから解釈されることは別に差し支えないと思えますけれども、国と地方で法令の解釈にそこが異なるときは、それを解消するための手段として、是正の要求等の関与や国、地方紛争処理委員会などが地方自治法に定められておりますので、これは国としての一定の立場を持つていてということでありまして、それを超えて条例で独自に何かを進めるということに関しては、我々として認めて

いるわけではございません。

○石田(真)委員 これは余り議論しませんが、市を設立しというんです。市民はその総意によって市長を設置します、これは何なんだと思います。それから、住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満十六歳以上の者とする、こういう条例が現実にあるんです。

私は、ちょっとやはり法を逸脱している、そこまで条例として決めていくのはいかがなものかな、看過できない部分があるのではないかと、そのように思っています。大臣に、ぜひ実態の調査をして、そして適切に対処されるようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○川端国務大臣 先ほど申し上げましたけれども、自治基本条例を中心に御指摘をされました。それぞれ各地で、今総務省が承知しているところでは百八十二団体制定されているようでありまして、条例は、地方自治体が地域の実情に応じてそれぞれの責任において議会が審議の上制定されるということで、特段の具体的な問題が生じていない限り、国がコメントしたりする立場にはないということが基本の立場でございます。

なお、法令に違反しないかどうかについては、個々具体的に判断されるべきものであって、法令と条例のそれぞれの趣旨、目的、内容及び効果等を比較して、両者間に矛盾抵触があるかどうか、国の法令が地方の実情に応じて別段の規制等を行うことも容認するかどうかについて判断するものであるというふうには考えております。地方自治法二百四十五条の五の規定に基づく是正の要求というものもありますけれども、これは地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反している場合を対象にしているものであって、違法な条例であっても、条例の制定そのものについては是正の要求はできないというのが従来の解釈でございます。

○石田(真)委員 私は、やはりきちっと調べて、こういう部分についてはおかしいんじゃないかと、いうことはきちっと指摘するべきで、このあたり

が実に民主党さんの地域主権なんですよ。だから、何をやってもいいような雰囲気になってくるんですよ。そこが非常に難しい問題になる。

それで、これは先ほどの大阪都構想の話に絡めて申し上げますと、このような地域主権ということに基づいていきますと、基礎自治体というのは、望むと限りなく大きくなっていくという可能性はあるわけですよ。なぜか。そこに権限を全部与えましょうということですから。そうでしょう。

どうも私は、そういうことからいうと、民主党というのは一体基礎自治体のあり方をどう考えているのかな、そんな疑問が浮かんでくるというところでありますし、そして、この地域主権という考え方からいくと、これは補完ですから、道州制という考え方は出てこないんですよ。だから民主党さんは道州制の議論は熱心でないんですよ。そうなるべくと、大阪維新の会の思想とは相入れないということになってくるんじゃないでしょうか。

ですから、自民党が言っている地方分権というのと民主党さんが言っている地域主権、非常に似ているから、同じだと思っている方が世の中にいっぱいおられますけれども、これは私から言わせたら、似て非なるものですよ。似て非なるものなんです。違うんですよ。

大臣の御所見をお聞かせいただきたいと思

○川端国務大臣 住民に身近な行政に関してはできるだけ基礎自治体が行い、そしてそれでできないところは都道府県が行い、そして国が行うということが基礎自治体に関する基本の考え方でございますが、そういう中で、当面の部分では、そういう考えに立ちますと、基礎自治体を中心ということでありまして、それを補う形で都道府県ということでありまして、それをより広域に行うという意味での道州制も検討の視野には私たちもあるということございまして、まだ道州制に関しては、いろいろな幅広い、党内も恐らくそうだと思いますし、政党間においてもそれぞれ幅広い

議論があると思います。よりよい地方の行政が充実するための幅広い議論が必要であらうというふう

○石田(真)委員 地域主権と地方分権というのは考え方が基本的に違、似て非なるものだと思います。これを改めて指摘をしておきたいと思

次に、全国防災事業についてちよつとお話をさせていた

東日本大震災を契機といたしまして、緊急対策として全国防災事業を実施されるということ、私はこれは非常に時宜にかなっているというふう

そして、対象として、東日本大震災の教訓、それから緊急性、即効性、そのための施策に限定する、五年間で大体一兆円程度、こういうような案

○後藤副大臣 お答えします。先生おっしゃる部分は、今回の全国防災対策費と従来の各省庁のいわゆる防災対策費の相違ということ……(石田(真)委員「費用より、まず考

一点目は、先生もお触れいただいたように、この全国防災対策費の考え方は、昨年の七月、東日本大震災からの復興の基本方針において、防災、減災対策のうちで、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策との要件のい

も満たすものを復興施策の一環として位置づけ、全国防災対策費を用い、重点的に実施するといふうなことをベースに考えているものでござい

○石田(真)委員 それはちよつと答弁になっていないんです。まあいいですわ、次の質問とも絡みますので。

これはやはり、今までの防災対策をやってきた

というのと、今回のような全国防災対策事業というのは本来違うんですね。だから、どこが違うのかということ

なぜか。それは、全国防災対策事業のために新たに住民税を上げているんですよ。だから、そのお金はどう使

ことでは、これは明確にしないといけないということでありまして、そういう意味でいうと、先

ぜひ、従来の防災対策と今回の防災対策、予算を教

それで、私もちよつと調べたら、こんなふうにな

資料を見ますと、全国防災対策事業費の内訳として六項目並んでいまして、一つは学校施設耐震化、防災機能強化約千二百八億円、一般公共事業関係費約二千八百二十一億円、その中には港湾と

と従来の防災対策はどう違うのか、このあたりに

○後藤副大臣 先生御指摘のとおり、全国防災対策費予算額、二十四年度の部分で事項名という形で、先生お触れになったように、学校施設耐震化、防災機能……(石田(真)委員「ちよつと短く答弁、もう時間が」と呼ぶ)はい、済みません。幾つか

並んでおります。

先生も御案内のとおり、予算の仕組みとして、いろいろな項目を立ち上げるときに、事項名で立

化がないんじゃないかというふうな御指摘もあり

先ほど触れましたが、今回、先生の御地元もそうですが、津波等からの確実な避難のための

仕組みづくりということで、観測監視の一体とな

災害の救出、救助体制、医療体制の部分というこ

とで、広域援助隊等の部分、いろいろな新しい項目が入っています

のをまとめて上げたのでこういうふう

で、ぜひ御理解をいただければというふう

○石田(真)委員 納得はできないんですが、もう時間が

実は、これは緊急性ということ

一兆円程度では大規模災害に備えられないとか、

ですから、我々の認識としたり、この全国防災対策事業、五年間で一兆円、年間平均二千億円と

いうのは、これは全国ですから、ハザードマップをつくり直したり、ちよつとした避難路をつ

ていたんです。それでいいのかどうかというの

ありますが、同時に、首都直下型、それから先ほどの三連動の、あるいはもつと連動するかわ

ないと言われる大地震、これについては、この全国防災対策事業とかの中に入

これは緊急に新たに位置づけをきちつとして、それで国として一体どこまでやるのか、地方の方にはどれだけ協力を願うのか、民間の企業にどう

か、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○後藤副大臣 先生御指摘のとおり、五年間に一兆円という数字が妥当かどうかといへば、私は先生の御趣旨と同じであります。

そして、東日本大震災の教訓をどう生かすかということ、現在、先生も御案内のとおり、中央防災会議のものと防災対策推進検討会議の中で、大震災における政府の対応の検証、教訓の総括を行うとともに、今後予想される、先生御指摘のような首都直下型、南海トラフのような大規模災害や頻発する豪雨災害に備えた防災対策の見直し強化のための検討を行っています。

その中で、災害対策の法制や体制も含めて、防災対策のさらなる充実強化をどのような観点で対応していくかということは今議論しているところでありまして、それに従って万全の対策をとってまいりたいというふうに考えております。

○石田(真)委員 もう時間がないんですが、もう一度確認します。

今申し上げた首都直下型と東海・東南海・南海地震、この二つの大震災は、もう近い将来に必ず発生すると言われております。政府として、この二つの対策について、緊急的に新たに位置づける必要があるのか、そしてその対策を別途行う気があるのかどうか、お答えいただきたいと思ひます。

○後藤副大臣 先生御指摘の首都直下、南海トラフ三連動の分も含めて今検討中でありますので、中間報告等が三月中にも出るようになっていきます。それを踏まえて、きちつとした体制、内容も含めて対応ができるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○石田(真)委員 これは国民は、通常の防災対策でやったんだっただけで納得しませんよ。納得しませんよ、もうわかっているのに何もしないということになりますから。そのことを強く要望して、質問を終わらせていただきます。

○原口委員長 次は、中谷元君。

○中谷委員 ほどなく東日本大震災から一年にな

るわけでございますけれども、まず総務大臣に伺いますが、瓦れきの処理ですね。瓦れきが今二千二百五十万トンあって、処理された瓦れきが百十八万トン。実にまだ五割しか処理されていない。

受け入れ先が決まったところも少ないということ、東京の石原知事、神奈川県黒岩知事、静岡県島田市市長など、心ある首長が勇気を持って受け入れたいと表明しましたけれども、マスコミ報道で反対運動が起こって、神奈川県などは、ごみで焼却をした後の灰の処理を横須賀市が受け入れるかどうか、これは市長の問題なんですが、最終的には町内会長がそれをどう考えるかにかかっているということ、この問題は自治体の町内会長が判断するようなことも言われておりますが、総務大臣として、この瓦れきの処理受け入れ、そして安全対策につきまして、今の現状についてどうお考えになるのか、まず伺いたいと思ひます。

〔委員長退席、皆吉委員長代理着席〕

○川端国務大臣 東日本大震災で大量の瓦れきが生じ、その処理が大変難渋しているということは御指摘のとおりでありまして、きのうの党首討論でも、御党の総裁からも御指摘がございました。

この迅速な処理は復興のためにも不可欠であると同時に、いろいろな制度としては、国が被災市町村にかわって災害廃棄物を処理できるようにするとともに、補助率のかさ上げの復興特別交付税により実質的に地方負担が生じないという制度的なこと、これはやりましたけれども、御指摘のように、被災地における処理能力が不足していると同時に、広域処理を進めたいという中で、いろいろと地域住民の御理解を得るのに苦労して、初めの、受け入れたいという地方自治体が実際にはなかなか進まないという現実にあることは事実でございます。

環境省が主管として、細野大臣を先頭に政府として全力で取り組んで、御理解いただけるように、そして、どういう方法であれば住民理解が進むのかに關して最大努力をしているところであります。

りますが、国として、これを進めることにできることは全てやるという姿勢で、あらゆる方向で検討していくべきだというふうに内閣の一員として考えているところでございます。

○中谷委員 もう震災後一年です。そして、瓦れきの山が目のある自治体の関係者はどう感じていらっしゃるのか。それから、こういったものを何とかしたいと思っている地方自治体の長も、これは地方自治の問題なんです。環境省が判断するじゃなくて、やはり地方自治として地方行政でできないところは国が実施できるようにしなければならぬ。これは総務省の問題でありまして、早急に法律をつくとか、安全基準を設けるとか、それから、交付金ですね。受け入れた自治体はこのような交付金を出すとか、国がこの処理をするような仕組みをつくってあげないと、それこそ怠慢という指摘をされますが、もう一度伺います。

今後、国が地方自治体を指導できるような法律を設ける、予算をつける、こういう方針を総務省は持つておられるのか、伺います。

○川端国務大臣 今、国の補助率のかさ上げ、復興特別交付税により、実質的に地方に負担を生じないようにするというこの制度はございますが、どういうふうに進めていくか。これは、国が地方にやりなさいというふうな性格ではない部分では、地方の御理解で受け入れていただくということが大前提になります。

そういう意味で、先ほど申し上げましたように、これが大変滞っていることは事実であり、深刻な問題でありますので、国としてできることを全てやるということ、促進するために何をやるべきかということに関しましては関係省庁と連携して対応してまいりたいと思っております。

○中谷委員 非常に甘いですが、何ができるのか考えていく。

では、瓦れきは安全なんです。そしてどの程度の基準に達したら地方自治体が受け入れられるのかどうか。これはまさに町内会長がこの判断が

できるとは思いません。国が判断する。その上に、総務省がこれくらいの放射能の基準なら大丈夫ですというお墨つきをつけて保証すべきだと思いますが、そういうつもりはあるんでしょうか。

○川端国務大臣 瓦れきに対する処理の基準、灰の基準、全て環境省で既に提示をしているところでありまして、総務省としては、それをお知らせすることに、お手伝いすることはやぶさかではございません。それぞれの役所役所の責任においてやる部分は役割分担がございまして。

○中谷委員 それでは、現在の瓦れきは安全基準に達して、自治体が受け入れて処理しても問題ないと大臣は認識しておられますか。

○川端国務大臣 この部分が全てどうかというふうなことに關して私が担保できるものではありませんが、基本的には、そういう基準に合致しているものの処理を広域的にお願いするというのが大前提でございます。

○中谷委員 総務省は瓦れきの処理に対する法律、そして交付税などの仕組みを早急につくるべきだと思ひます。

次に、先ほど質問にありました、被災地の要望の六割に当たる復興交付金三千四百億円が配分通知をされますが、この査定が厳し過ぎるという声があります。

原則自由であります。十九兆円を四十事業で一括化して窓口を一本化したものの、これは各省庁が実施をするということで、結局、各省庁が認めないとこの予算がでないわけでございます。しかし、現場は、原発の風評被害に使えないのか、国の基準を超えた施設整備には交付金が出ないのか、津波被害の大きかった沿岸部が優先され、同じ震災の被害を受けた内陸部の施設の復旧は後回しになっているのではないかなどなど、そういう認定に対する声が上がっているわけでございます。

総務省といたしまして、もっと自由度を高めた方がいいのではないかと。例えば、全額国費ではなくて、ある程度地方に負担をさせる形でこの自由

度を高めるといふようなやり方もあるかと思いますが、こういった考え方について、大臣、いかにお考えでしょうか。

○川端国務大臣 復興施策に対しての支援と加速ということをするかは、復興特も含め、各党間、国会も含めて、今のような御意見を含めて幅広い議論がございました。そういう中で、各党各会派の御了解の中で今の仕組みができてきた経過がございます。

より自由度が高くという御要望は常にありましたと同時に、多額に上るわけですから、地方の財政負担はたとえ一割でも多額だから無理であるということの中で、要するに、全額を復興の特別交付税で見るといふ形の仕組みにいたしました。

そういう意味では、なお、もつと自由度が高いものということでは、既存の交付税を超えて制度的に手当てすると同時に、いわゆる基金を被災県には積ませていただきました。ソフトも含めて、いろいろな部分できめ細かく、今おっしゃったような部分も、必ずしも全部がどうかかわりません、適用できるような自由度の高い基金という制度もつくるといふことで、復興交付金と復興に関する特別交付税とそれから基金ということ、可能な限り自由度の高い、そして、当然ながらそれは、計画としては、地方で御計画をいただき、そして、議会で御承認をいただいて進めるということの中で、最大の知恵を出したところでございます。

いろいろな実情に応じて、改善すべき点があればまた御指摘いただきたいと思っております。当面、今やと動き出したところでありますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

○中谷委員 大臣所信にもありましたが、一括交付金はふやすべきである。やはりひもつきではないということ、これは各自治体が自由に使えるような復興の交付金。この復興交付金は、四割は各省が指定する四十事業ということになっておりますが、もつとつと自由度の高い、また地方の自治体のみならず出しながら自由に使えるような一括交付金をふやしていただきたいと思っております。

す。

次に伺いますが、今回の東日本大震災を教訓として、強い国土をつくっていかう。特に、防災道路ネットワークの整備や危機管理のための公共事業、こういうことをふやす必要があるわけであり。

そこで、地方の都道府県におきまして、特に総合防災拠点の整備、これはヘリコプターなどが離発着できるような大型の防災拠点、そして緊急無線デジタル、これは無線のデジタル化をまだできていないところがある、そして通信基盤の整備など、こういった財政支援の要請が相次いでいるわけでございますが、財政力の非常に弱い自治体があります。

そこで、伺います。こういったハードの面、大幅に予算をふやすべきだと思えてはいかがでしょうか。そして、そのための交付税などの地方財源の裏負担、この保障をされるその意思が大臣にはおありでしょうか。

○川端国務大臣 東日本大震災、あるいは、今年度は台風も大変大きな台風が来て、被害が大きくなりました。こういうふうな教訓を踏まえて、新たな視点で、ハード、ソフト両面で消防防災インフラを整備して消防防災力の強化を図る必要があるというのは、基本的な認識でございます。

具体的には、今も御指摘がありましたけれども、大規模災害時における広範囲かつ長時間に及ぶ緊急消防援助隊の活動に対応するため、設備の充実強化、拠点施設の整備促進による後方支援機能の強化、消防救急デジタル無線の整備支援、防災行政無線の通信機の学校、病院への配備、災害に強い他の通信手段も併用した防災行政無線の実証実験等による消防防災通信基盤の強化。それから、これはソフトになるかと思いますが、ソフトも含めてでございますが、消防団員に対するライフジャケットやトランシーバー等の整備を支援することも含めた、消防団員の活動の安全対策の強化等の施策を進めることとしておりまして、その部分での予算を計上したところでございます。

○中谷委員 もう少し具体的にお話ししますと、今全国の各市町村では、津波が来た場合に避難をするような避難路を開通しようという声が強まっています。特に西日本は、南海、東海、そして中南海、日向、南海トラフなど、四連動、五連動の地震も想定しておりますけれども、こういった可能性が高い地域に対しては、より予算の配分並びに裏負担の交付税の措置をしていただかないと間に合わないと思っておりますが、この三連動、四連動に關して、これは特段に整備を急いでいこうというような予算編成体制とか、また交付税措置、このような動きをしているんでしょうか。政府はそういう動きをしているんでしょうか。

○川端国務大臣 総務大臣ということより、政府全体の取り組みでございますので、政府としては、いわゆる南海トラフに係る地震対策等については、内閣府に、昨年八月に南海トラフの巨大地震モデル検討会を設置して、被害想定の見直しに着手するとともに、同年十月、中央防災会議のもとに、官房長官を座長として、関係閣僚、防災担当大臣、東日本大震災総括担当大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、防衛大臣、国家公安委員長と有識者から成る防災対策推進検討会議を設けて、東日本大震災を踏まえた防災、減災対策の見直しの検討を行っているところでございます。

東日本大震災の教訓を踏まえて、広域的かつ甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震への対策を充実強化することは最重要課題と位置づけております。

今後の対策の基礎となる震度分布、津波高さ等については、三月中旬に南海トラフ巨大地震モデル検討会において公表したいと考えております。その後、震度分析、津波高等の推計結果を受けて、六月ごろには人的、物的被害などの直接的被害の推計、秋ごろには経済被害等の推計を行い、これらを踏まえて、南海トラフの巨大地震対策の全体図を取りまとめていきたい。

並行して、対策についても検討を進め、本年夏

ごろまでには、当面実施すべき南海トラフの巨大地震対策を取りまとめて、地方公共団体に対して示したいと考えております。

以上です。

○中谷委員 そういう取り組みをされていきますが、現実には、今市町村では、実際に自分たちの住んでいる裏山に車で逃げられるかどうかの道がつかどうかということ議論をされています。そして、地方自治体は、お金がないので、せめて歩道でどうかといつても、実際、お年寄りが住んでいまして、お年寄りを背負って逃げるといふこともなかなかできないんですね。

要は、早く車が通れる道を抜いて、山の上に避難できるような道をつくってほしいということを実質求められているわけですが、こういったものが、来年に向けて緊急に設けていくというようなことを総務省は実際にやっていたらいいんでしょうか。これはなかなか急ぐ問題でございますが、こういった裏道に対する道路の交付税の措置などのかさ上げなどは検討されているんでしょうか。

○川端国務大臣 地方公共団体が取り組む津波避難タワー、避難路の整備を初め、公共施設等の耐震化などについて、緊急防災・減災事業として、地方債と地方交付税による支援措置、地方債充当率一〇〇％、交付税措置率七〇％を講じております。これは今年度です。

さらに、来年度においては、市町村が行う具体的な津波避難計画の作成を支援するために、平成十四年度に作成した津波対策推進マニュアルの見直しを地方公共団体と連携を図りながら行うことにしております。こういうマニュアルとともに、諸施策に關しては、支援措置を引き続き講じてまいりたいというふうに思っております。

〔皆吉委員長代理退席、委員長着席〕

○中谷委員 今、事業名をつらつら言われましたが、市町村まで行くと、さらにわからないんですね。これはなぜかという、各省庁にまたがっているからであります。

例えばハードの面においても、国交省は、震災の耐震化、全国の道路のミッシング整備をやりま
す。農林省は、震災に強い農林水産業インフラ整
備をやりま。文科省では、学校施設の防災対策
としての耐震化をやりま。確かに各省庁はそれ
ぞれのメニューを講じていますが、しかし、肝心
の自治体では、どこの省庁にどのような補助事業
があるのか、そして補助率がどうなのか、どうい
った事業を選択すれば一番有効なのか、国におけ
る災害対策事業の全体像、これがなかなかつかめ
ないわけでございます。

そこで、緊急避難対策などの地域防災計画の見
直し支援にとどまることなく、国として、ハード
面ではこのような事業がありますよといった各省
庁を横断する防災対策事業のマニユアルを作成
し、各自治体に通知してはどうかと提案をします。
この作業については何千万円もの予算を組む必要
もなく、各省庁から聞き取りをしてそれを総務省
がまとめるだけで終わることでありまして、県や
市町村にとっては大変ありがたい情報マニユアル
となるのではないかと思います。これについて
の大臣のお考え、総務省としての音頭をとる姿勢
があるのか、お伺いをいたします。

○川端国務大臣 国における各省庁を横断する防
災対策事業のマニユアルを作成して自治体に通知
してはどうかという御提案でございますが、政府
としては、これまで、東日本大震災に対する各
種対策などについて内閣府を中心にして関係省庁
の施策を取りまとめた地方自治体には資料を提供
してまいりました。

東海・東南海・南海地震等の対策についても、
大規模地震対策特別法や東南海・南海地震に係る
地震防災対策の推進に関する特別措置法等に基づ
いて取り組んできたところでございますけれども、
東海・東南海・南海地震等の対策についても、
政府の施策を関係する自治体にできる限りわかり
やすく提供するため、内閣府や関係省庁と協力し
ながら取り組んでまいりたいと思っております。
○中谷委員 何やら総務省、総務大臣は、あっち

へ行け、こっちへ行けというように、まるで交通
整理、方向整理をすればいいというような認識で
すが、実際、地方からすると、やはり総務省とい
うのは何でもやる課なんですね。頼りにしてい
るんですよ。そして、通達も総務省を通じて一本化
するというのがあるべき姿でありまして、こう
いった防災の各省庁のマニユアルとか指示を総務
省でまとめて市町村にきちんと伝える、県にも伝
える、そういう方向整理をするのは総務省の仕事
ではないんですか。

○川端国務大臣 総務省としては、本当にきめ細
かく、できる限りそういう情報提供を今までも
やってまいりましたし、これからやってまいり
たいと思います。

そういう中で、ただ、政府としてのトータルの
政策の取りまとめは、やはり内閣府が各省庁横断
でまとめるものでございますので、そのことに関
して我々としても働きかけをし、きょうの御指摘
も有意義なことであると思っております。連携を
してまいりますけれども、窓口としての機能は最大
限、これからは一生懸命やってまいります。

○中谷委員 民主党は政治主導が一番の大事な姿
勢だと聞いておりますが、やはり何でもやる課
じゃないとだめなんですね、総務省は。ですから、
せっかく提案していただきますので、総務大臣、積極
にうちの省庁で取りまとめ、内閣府がまとめよ
うがどうしようが、総務省が中心になって取りま
とめて地方に連携するというのが姿勢をとって
いただきますんですが、いかがですか。

○川端国務大臣 地方の窓口として何でもやる
という部分での責任は最大限果たしてまいりたい
と思っております。

ただ、取りまとめの部分に関しては、別に情報
として集めることは可能ですから集めますけれど
も、取りまとめた分で連携することにしましては
やはり一体的にきちんとした方がいいという部分の
役所として内閣府があるということ、防災担当も
あるということは、その部分でありますので、よ
く連携をしながら、御指摘の趣旨はよくよくわか

りましたので、そういう役割が最大限果たせるよ
うに最大の努力をしてみたいと思っております。
す。

○中谷委員 地方からすると物事は非常に見えに
くくなっていますので、ぜひわかりやすいものを
早急に示していただきたい。そのために、総務省
がその窓口で連絡役になっていただきたいと思
います。

次に、国の出先機関の原則廃止につきまして伺
います。この原則廃止というのは、もう全て廃
止をするというふうにお考えなのですか、あるいは
か、そして、特例、例外を認めることもあり得る
というふうにお考えなのですか、伺います。

○川端国務大臣 これは前政権以来ずっといろ
んな議論がございまして、先ほど石田委員との議
論にもありましたけれども、身近な行政はできる
だけ基礎自治体が行うということ、そして、それ
を補う形で広域的な連携をするということでの大
きな地方分権、地域主権という言葉遣いは別に
いたしまして、そういう大きな流れは御理解いた
だいておられると思います。

そういう中で、出先機関を可能な限り移して
いくということ、原則廃止の姿勢のもとに、
いろいろなステップを経まして、閣議決定、アク
ション・プラン等を踏まえて、現在は、アクシ
ョン・プランに基づきまして、関西広域連合と九州
ブロックというところが自分のところが受け入れ
たいという意思表示をされましたので、そこに
まず先行的にやろうということ、国交省、経産
省、環境省の出先を移すということ、前提にして、
昨年末に基本的な方向性をまとめたところでござ
います。

丸ごと、機関の組織ごと、機能をそのまま移管
するということが前提でありますので、何か原則
廃止というところをなくしてしまうというふうな
イメージが少しあるんですが、例えば、出先機関
がそのまま広域連合に移管をされるというのが、
組織上の形式を目指しております。
ただ、その中で、業務によって、地方に権限を

渡していいものと、そのままでは無理でいろいろ
仕組を考えなければいけないということ、相
当難しい、これはやはり国がやらなければなら
ないということと三つに大きく分けられるのでは
ないかと思っております。ただ、それをできるだけ
一体的に機能を維持するというところで、どうい
う整理整頓をすればいいのかを今真剣に議論して
いる過程にあるということでもあります。

出先機関の廃止という、何かその機能を、権
能を、組織をばらばらにして雲散霧消するような
語感がひょっとしたらあるのかもしれないが、
そういうことではなくて、事務と権限と人員、財
源を丸ごと移譲して、従来、出先機関が発揮し
ていた機能をそのまま引き継ぐという方針のもと
に、取り組んでいることを御理解いただきたいと思います。

○中谷委員 丸ごとというのが実現すれば支障は
ないんですけども、実際、私は四国に住んでい
まして、特に地元の高知県などから、高知は道路
や港湾が、社会インフラの整備がまだまだおくれ
ておりまして、実質、国の方に人もお金も頼って
いかなければこれらの整備が進まない現実があり
ます。

また、大規模災害等につきましても、危機管理
のための処理センターとして国交省の四国地建の
存在というものは非常に頼りになる存在で、現に
台風などが来たときには、地建が専門の職員がす
ぐに対応できる体制をとっております、非常に
安心ができます。これが地方ばらばらになります
と、では、そういった人材というものはどのよう
にして回っていくかという問題も発生するわけ
であります。私は四国の整備局の出先事務所など
の存在は非常に大きいと考えておりますが、総務大
臣の見解はいかがでございますか。

○川端国務大臣 二つの視点からの御質問だと思
います。
一つは、いわゆる地方の整備計画と予算をどう
するかということでございます。
これは、大きく言えば、国の大方針の中で全国

の整備計画が決まり、予算が決まっていくなにより、それが広域に移った分は別枠でやるわけではございません。そして、その中で、例えば今の想定という広域連合がその機能を持つということ、優先順位であるとかということがより地域自治体の意向が反映したきめ細かいものになるという期待を持っているということです。

それから、防災に関しては、例えば四国の整備局が、先ほど申し上げたように、組織、人員、機能は丸ごと移管されるわけですから、何か災害が起こったときに、そこがばらばらで、指揮命令系統がばらばらで雲散霧消するわけではなくて、一体に同じように動くわけですから、その部分に関しては、特段に災害のときにどうなるということではないというふうに思っております。

ただ、今回の、千年に一度と言われるような、緊急災害対策本部、総理大臣本部長という、今まで設置されたことのないような大災害のときに、全国のあらゆる人と能力、機材を総動員して当たらなければならないというときに、ある種、国の指示というものをどういうふうに移譲しているところとしてのところ、別々の動き方をするわけにいかないということも、本当の、まさかのまさかは考えなければならぬ。

それから、広域的にだけ対応できる部分というのは、今の仕組みで国との、これは指示や要請といういろいろな仕組みがあつて今も動いているわけですから、そういう部分では、災害の程度にも応じて、今持っている機能がより評価されることはあつても減殺されることはあつてはならないという前提で制度設計をしてまいりたいと考えております。

○中谷委員 今基本的なお考えを聞きました。しかし四国は、社会的インフラが非常に立ちおくれ、道路やインフラの整備はこれからの国の支援と金と人が要するというところ、もう一つは、三連動、四連動の地震が想定されますので、やはり国が地方を引っ張っていただける、国の出先機関、

国の組織がやはり要することが安全、安心につながりますので、ぜひ今後の議論でこういった点もよく重視をして、考えていただきたいと思えます。そこでもう一点、平成二十四年度の地方財政対策、これは全国防災・減災事業に係る財政措置についてお伺いをいたします。

今回、三千九百九十五億円、充当率一〇〇％、地方交付税措置として、補助事業においては八〇％、単独事業としては七〇％ということで、津波避難対策などに苦慮する自治体にとっては非常にありがたい措置であります。

しかし一方で、復興増税の枠を上限として設置されていることから、既に来年度で枠を使い切つてしまふという状況も聞いておりますが、この防災・減災事業において、復興増税の枠を超える需要があつた場合にその財源措置はどうなるのか。特に、全国緊急防災・減災対策事業債という有利な起債措置について、少なくとも復興基本方針に定める集中復興期間である平成二十七年までは継続できるようにすべきと考えますが、この起債措置についてはいつまでを目途としてやっておられるのか、大臣に伺います。

○川端国務大臣 復旧復興対策の規模十九兆円程度のうちに、全国の地方自治体で行われることが予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分・八兆円程度については、地方税において臨時的な税制上の措置を講ずることにより、地方自治体みずから財源を確保することとしていることを踏まえて、特例的な交付税措置を行うこととは御指摘のとおりでございます。

現在、二十三年度の三次にわたる補正予算及び二十四年度予算で措置した復旧復興対策の全体の事業規模、国、地方公債分については十八兆円程度になっております。

今後、全国緊急防災・減災事業を含め、復興事業の規模が五年間で見込んである十九兆円程度を超えることが見込まれるような場合には、復興財源確保法附則第十二条に基づき、復興予算のあり方や財源確保のための各般の措置のあり方を見直

すこととしており、この見直しの中で、全国緊急防災・減災事業の地方負担分に対する財源措置のあり方についても、地方団体の意向も十分に踏まえて検討を行う必要があると考えておりますので、これは、当然ながら、そういう予算がタイトになってきて、あるいは将来ももっと大きく認められるときには、前向きにしっかりと対応するようやるべきだと基本的に私は思っております。

○中谷委員 どうもありがとうございます。それでは最後に、地方公務員、この政治活動や選挙支援についてお伺いします。

先日にも予算委員会でお伺いをしましたけれども、まず、昨年十一月の大阪市長選挙で、市の職員組合の一部が前市長を支援しましたが、橋下市長が当選した後、市労働組合連合会の中村義男執行委員長にこれについてのいかに求めたところ、その事実を認め、委員長が、当然あつてはならないこと、組合として責任を感じていると陳謝をしたそうですが、総務省は、こういった違反があつたことにつきまして、その実態を調べたのでしょうか。総務大臣はどう思っておられるのでしょうか。

○川端国務大臣 地方公務員法の第三十五条は、職員の職務に専念する義務を定めております。いわゆる職務専念義務であります。職員は、勤務時間中に職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いなければならないとされております。

職員の服務規律につきましては、任命権者において判断するものでありまして、個別具体の事例について今お触れをいただきましたが、それは、任命権者である大阪市長として、それぞれの事案に即して適切に判断するものであるというふうに考えております。

○中谷委員 この事実は、マスコミ等で全国民が知るよしとなつておりまして、仕事にこういうことはあつてはならないことですが、市長自身がその調査に乗り出しております。市役所のメールを使ってその連絡をしていたのではないかと、市内メールは職員一人当たり四

十メガバイトの容量で、自分の用事、私用で使うことは禁止されておりますが、総務省はこの事実を把握しておりますでしょうか。そして、調査をしないのでしょうか。

そして、橋下市長がその捜査を始めたところ、これは個人情報保護法に違反するというようなことを厚生省は言っているようです。しかし、これはルール違反の摘発ですから、市長として当然行うべきことでもあるし、むしろ、この事実があつたかどうかを総務省自身が調べるべきだと思いますが、自治体がこういった調査をするということについて、総務省はどうお考えでしょうか。

○川端国務大臣 大原則として、職員の服務規律については、責任者、任命権者において、その責任において判断するべきものであるというのが大原則でございます。

その上で、今メールのお話がございましたが、地方公共団体における情報システムの運用に関しては、それぞれの地方公共団体において適切に実施するということでありまして、それぞれの部分でやっていただくことでありますので、総務省において地方公共団体の市内メールを監視しているわけではございません。

○中谷委員 そういうことでしたら、任命権者が自分の責任において事実を調べるといふ行為は、総務省としては認める、そういうことでよろしいでしょうか。

○川端国務大臣 情報システムの運用に関しては、それぞれの地方公共団体において適切に実施していただいているものと承知しておりますので、基本的に言えば、法に基づいた、法令の範囲内で適切に運営されるものと思っております。

○中谷委員 では、最後に伺います。せんだつて、沖縄の宜野湾市の選挙がありましたときも、市職労が選挙中にいろいろと指示を出しながらピラを配ったり、また名簿を集めたりしていた事例は紹介をいたしました。しかし、これは全て任命権者の責任というよりも、私は、もういいかげんに地方公務員も、労働組合のあしき習

こちらから発表していただきまして、こういうことだったということでありまして、そういうことで、情報を共有するとともに、設備や体制等の総点検、事業者間で継続的に事故事例を情報交換し、各社が点検を行える体制の構築の要請を行いました。

また、技術的な問題も非常に大きくあります。私も、 아이폰とアンドロイドの二つ持ってい

るんですけれども、アントロイトの方が電池が早く減るのはしよっちゅう信号を出しているということを、このトラブルを通じて知りました。

そういう部分で、スマートフォン時代に対応した通信設備の安全、信頼性の基準の見直し等、今回の各事業者の点検結果を踏まえて、しっかりと審議会においても対策を検討してまいりたいと思います。

また、そういう意味では、トラフィックが急増しておりますので、周波数割り当てについては、

地上デジタル放送への移行により周波数再編が可能となった周波数帯、いわゆる七百、九百メガヘルツ帯への携帯電話割り当てなど、追加的な周波数の割り当てを迅速に実施してまいりたいというふうに思っております。

○橘(慶)委員　やはり電気、水道、ガスみたいないつでも使えるというものが使えなくなると困るわけでありまして、またよろしく対策をお願いしたいと思います。

　　続きまして、せんだつてから豪雪に見舞われたわけでありますけれども、今回は大震災の教訓ということも含めてなんでしょうけれども、地方総合通信局で自治体に衛星携帯電話の貸し出しをいろいろと行われた、これは大変いいことだったと

思っております。実績と、また各地方局への現在の配備状況を、これは松崎副大臣にお伺いいたします。

○松崎副大臣　お答えいたします。

災害の発生時には、固定電話や携帯電話等の通信インフラが被災等により利用できなくなる場合が大変ございます。被災者の安否確認、救助、それから復旧活動、こういう活動に欠かせない緊急

の通信手段として被災地域において確保していくことは重要であります。

このため、総務省では、平時から災害対策用の無線機器を備蓄、配備し、災害時には自治体における通信手段の確保を緊急に支援する取り組みを行っております。今般の豪雪に当たりまして、気象情報を勘案しつつ、あらかじめ日本海側の地域等を管轄する各総合通信局へ衛星携帯電話等を事前に配備いたしまして、自治体からの要請を受けて、約六十台の衛星携帯電話を当該自治体へ償で貸し出してあります。

今後、災害発生時には自治体からの要請に迅速に対応されるよう、貸し出し体制の強化に努めるとともに、各地方総合通信局を通じて各自治体と連絡をとり合い、ニーズの把握に努めてまいりたいと思っております。

○橋(慶)委員 これは大変いいことだと思っております。

あわせて、東日本大震災関連でも一つ。これは何度か伺っていますが、いよいよ東北三県の地デジ移行の期限、きょうは三月一日ですから、もう今月末と迫ってまいりました。最後の追い込みであります。完全移行、そして所要の対策の実施ということも所信の中にも書いてございまして、現状を確認させていただきます。

○松崎副大臣 昨年は、国民の皆さんにも大変お世話になりました。ほぼ完了したわけでございます。岩手、宮城及び福島の実地施設などの通信環境整備は、昨年末までに予定どおりおこなわれました。災害復旧関連等でおこなっていた施設についても、アナログ停波までには対策が完了する見込みとなっております。

また、三月三十一日のアナログ停波に向けまして、住民の皆様方が地デジ対応いただくための相談体制も万全になっております。具体的には、停波前後は地デジコールセンターで電話相談を二十四時間受け付けます。また、市町村の役場でも約五十カ所の臨時相談コーナーを設置しております。対面相談、低所得者世帯へのチューナーの支

援等も実施しております。

放送での周知も行われており、自治体にも広報などで協力いただいております。引き続き、関係者と協力して、住民の皆さんが円滑にデジタル放送に移行していただけるよう、丁寧に取り組んでまいるのでございます。

○橋(慶)委員 これで全国が全部仕上がるということでありまして、どうか最後までよろしくお願いしたいと思っております。

この項、最後ですが、実は、総務省さんの方で二十二年度からフューチャースクール推進事業ということで学校のICT化ということで取り組んでこられたわけでありまして、

この中で、ツールの一つに電子黒板というものがあられて、実際使われている現場のお話を聞くまでちょっと私も誤解をしていたんですが、普通の黒板をかえるということではなくて、黒板は黒板で残っているわけでありまして、私どもの昔でいうと、小学校なんかで大きな掛け軸を持ってきた、これは何だこれは何だと、低学年なんかでやったのは懐かしい記憶ですが、ああいうものを結局電子黒板にかえまして、昔でいう掛け軸のかわりに電子黒板。ただ、電子黒板になれば、そこにソフトを入れればいろいろ動きもある、色もつく、いろいろ変わる。大変これはいいものだということ現場から聞くわけでありまして、

実は、モデル的に入れたところなどでは、おたくの学校だけか、うちの学校も入れたいというふうなことになる、首長さん方からは、もう少しこれを応援してくれば、何か呼び水があれば大変うれしんだけれどもというのを何人かの富山県の首長さんから私は聞くものですから、ここで、富山出身の森田政務官の方から、お答えをいただきたいと思っております。

○森田大臣政務官 お答え申し上げます。お尋ねの電子黒板でございますが、電子黒板自体は文科省の事業として平成十五年ごろから普及が始まっていて、現在、小学校の七五％、中学校の六九％ぐらいに普及してきているものと存じます。

す。

それで、我が省が行っているフューチャースクールにおける電子黒板の役割についても説明申し上げたいと思うんですが、フューチャースクール事業の場合は、一人一台のタブレットPCと、そして校内全域のLAN環境というものを整備する中で電子黒板を組み合わせてまいります。そうしますと、御指摘の掛け軸機能だけではなくて、掛け軸機能としても大変有用なんですが、さらに、先生方が子供たちのタブレットPCでの進捗ぐあいを一元管理することができて、この子はこれぐらいでできている、この子はちょっとおくれいている、だからこうやって議論させようとかということもできたりしますし、子供たちもお互いの発表内容をタブレットPCを通じて理解し合うことができ、ますので、まさに立体的、複合的、こういう関係を組み合わせることで飛躍的に電子黒板の機能そのものの最大限発揮されるものと思っております。

ですから、このフューチャースクール事業も、二十二年度から、紆余曲折がありまして、事業仕分けで大変辛酸をなめたりとかそういうことがあったんですが、何とか何とかなってございまして、今、小中学校、そして今度、特別支援学校でも普及しつつあります。

そういうものを、我が省としても、実証校における取り組み、成果、課題の整理をして、それをガイドラインにして、文科省さんとも連携して、さらに全国に広げていきたいというふうに思っております。ぜひ先生方からそういった御支援を賜りたいというふうに思っております。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。仕分けに負けないで、チョーク、白黒と両立するものでありますので、どうかそこを誤解のないようによろしくお願いしたいと思います。

地方分権関係に入っております。これも、ちょっとこれまでは聞いていなかったんですが、こういう所信への質問の機会なので、少し自由答弁の部分も出るかと思いますが、私の

考えも申し上げますので、お答えをいただきたいと思っております。これはどちらかというと、実際、現場で市の仕事をしていたときの悩みを含めて申し上げるわけでありまして、

リーマン・ショック以降のいろいろな経済対策の中で、基金事業というのが非常にふえたわけでありまして。もちろん、その中では、本当に雇用促進のように、短期的なものを何年か年度をまたいでということもあつたわけですが、例えば、妊婦健康診査十四回、あるいは子宮頸がんワクチン接種、それから、ことしから第五期の介護保険事業に入っていくわけですが、介護基盤整備、こういったものは毎年毎年継続的に取り組んでいかなきゃいけないものである。ただ、いろいろな事情で、基金で始まりまして、そのま、その間の第四次補正がそうですが、また一年間何とか食いつないでいる、こういう状況であるわけでありまして、これはどうも、地方の視点から見ますと、そういうものは制度的にやはり確立させるべきではないか、このように思うわけですが、自治体等への出向等もあつて現場を非常によく御存じの総務省としての御見解、これは川端大臣からお願いいたします。

○川端国務大臣 御指摘のように、リーマン・ショックへの対応として基金がたくさんつくられました。その中で、今御指摘をされました安心こども基金、妊婦健康診査支援基金、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金については、二十四年度まで事業を継続して、必要額を基金に積み増すということにしました。それから、介護基盤緊急整備等臨時特例基金については、二十四年度予算編成過程において、二十四年度まで事業を継続することとされました。

実は総務省といたしまして、平成二十四年度の地方財政措置について、各府省への申し入れの中で、概算要求組み替え基準の閣議決定にあわせて、各府省に対して、地方財政に影響を及ぼす施策、事務事業について適切な措置を要請するというところで、厚労省に対しては、妊産婦健康診査費

に係る財政措置、介護保険制度の安定的な運営の推進、予防接種制度の見直し等を文書で申し入れていた経過がございます。

そういうことを含めて、こういう対応になったわけですが、継続ということは、やはり一定の成果と意義があるということが実証されているということが御指摘の背景だということに思えます。そういう意味では、これらの中には、さらに今後とも継続して実施する必要がある、御指摘の制度化することが望ましい事業も私はあるというふうに思っております。

そういう面では、平成二十五年度以降の事業のあり方については、制度化することを含めて、事業の円滑な実施に支障を来さないように、地元の要望も強いことも含めまして、関係府省と連携をして検討してまいりたいと思っております。

○橋(慶)委員 これはお願いですが、この申し入れ書を、もし差し支えなければ、後でいただければ大変幸いでありませう。

そして、今おっしゃったとおりでありまして、十四回の妊婦健康診査が、今現実、市町村の窓口からすれば、市民の方には無料でやっていまして、これが打ち切られたからといって、では、あしたから五回に戻して、九回はお支払いくださいなんてことはなかなか言えない事実があるわけでありませう。

また、介護保険については、皆さん、三年分の保険料を今改定しているわけですが、中には誤解がありまして、この介護基盤整備の事業は二十四年度しかできないんだよ、二十五年からはなくなるかもしれないんだよなどという誤った情報が流れたりするわけです。そういうことで、どうかこは厚労省さんに強くまたお話をいただきたいと思っております。

この件、厚労省さんとの関係であと二問続くんですが、今福島の高中生、十八歳までの医療費無料化云々という、これはこれで非常に理解をしながら、しかし、自治体間で、実は全国では幼児、児童に対する医療費助成というのは非常に異なっ

ているわけでありませう。要するに、無料化されている年齢に随分開きがあるはずでありませう。

○椎川自治財政局長さんには現状をお伺いします。○椎川政府参考人 ただいま御質問の、都道府県が市町村とともに地方単独事業で実施しております医療費助成でございますけれども、厚生労働省において、毎年、県の制度を中心に、対象年齢、それから所得制限の有無、自己負担の有無等について調査をしておりますので、それに沿ってお答えをしたいと思います。

二十三年四月現在で、都道府県の制度といたしまして、対象年齢については、三歳未満のみを対象にする団体から十五歳までを対象にするということ、かなり区々でございませうけれども、就学前までを対象にしている団体が過半数でございまして、通院では二十八団体、入院では二十六団体。また、それ以上の年齢までやっている団体で少なくとも就学前までやっているという団体をとりますと、これは大半になりました。通院では三十七団体、入院では四十五団体ということになります。所得制限については、している団体が三十三団体。自己負担については、一部求めている団体が三十九団体というふう聞いております。

○橋(慶)委員 団体の部分を今教えていただいたわけですが、最初にお話があったとおり、三歳未満の地域もあれば中学生までやっている地域もあるということでありませう。この広い日本で、むしろ狭い日本でと言った方がいいですかね、狭い日本で、こういうことについて、そこに生まれたことによつて、そもそも差があるというのが本当にいいことなのかという問題なんです。

そして、それがもし単独事業ということ、それは自治体の財政力の差ですやなくて言われたら、これはまた悲しい話でありまして、実はそれこそ片山大臣から、そういうことも踏まえて、こういうことで本当に余り違いがあるのはどうなんだろう、こういう話もあったわけでありませう。もう一つ言いますと、国としては、当然、ここ

の部分の、例えば幼児だった二割とか、あるいは小学生、中学生なら三割という一つのいわゆる医療保険上の基準があるわけでありませう。だから、ここは今度医療保険制度の運営、これは厚生労働省さんの問題ですが、そこは、いわゆる受診側の、コンビニ受診になってはいけないというような話からして、どうするのかという問題もあるわけでありませう。

きょうは総務大臣でありますから、自治体の財政力の差で違う、例えば東京と千葉で江戸川を渡つたら違う、そういうことで本当にいいんだらうかという素朴なお話であります。どうでしょう。

○川端国務大臣 トータルの医療費がどんどん上がっていく中でどうするのかということが一つあります。

それから、いろいろ話題になりました、いわゆる社会保障・税の一体改革で私も地方に二カ所ほど、富山も行かせていただきましたが、やはり自分のことは自分ですという精神が余りにも薄くなり過ぎていっているんじゃないかという意見を言われる方もおられます。

そういう中で、とはいえ、小さな、特に乳幼児なんかはやはり大変だということの中で、義務教育就学前については医療費が三割から二割に引き下げられている中で、それに加えて、言われるように、いろいろ地方自治体で、十五歳までのところから、四歳、乳幼児というところまで差があります。

これは、それぞれ地方の財政ということで、それを踏まえて、今回のいわゆる消費税の議論の中では、地方に対する消費税の配分をどうするのかということに、地方の単独事業に関しては地方の自主的な判断の中で一定の費用はやって支えていただくという考え方で配分を一定するということが地元の皆様にも御了解いただいたという経過がございます。

高齢者の医療費の自己負担とのバランスもありますので、全国的には、やはり全体の制度の中で

どうするかということだと思ひますが、この部分はかなり一定定着してきていることは事実でありますので、その分に関しては事実上相当な額なつてきている部分の年齢はあるんですね、就学前という意味では。

その部分は、財政との考え、それから地方の自主的な問題ということを含めて、なかなか難しい課題であります。余り極端なことにならないようなことであるべきだということに、事態が地方の皆さんの御努力で進んできているということ自体は私も大変重く認識しなければいけないと思っております。

○橋(慶)委員 実はこれは素朴な問いでありまして、同じ日本で三歳までということと十五歳までということ、そんなの本当はいいんですか。

○川端国務大臣 地方の首長さんの、財政力の問題で余り極端なことになってはいけないという意味では、一定の年齢、就学前まではほぼ維持できているのではないかとこの部分があります。

そこから上は、やはりその地域において、農業に特段の予算をたくさん使つて、観光に使う、子供に使うところもある、産業に使う、観光に使う、いろいろな部分が、一定以上に限られては自由度があつていいというふうに思ひます。

ただ、一定基準というのが、相場観としてという言葉はよくないかもしれませんが、全国的な皆さんの御努力で一定の水準は形成されつつあるのかなというふうに思ひます。

○橋(慶)委員 この辺にしておきますが、例えば一定というのを就学前というふうにされるならそこまで何かしていくとか、であれば、そこは国の制度としてどう考えていくとか、あるいはまた、コンビニ受診を防ぐためにどうするかということ、もう少し厚生労働省さんは主体的に考えてほしいというのが私の思いでありまして、今、一定程度という話もいただきましたので、これをもってまた予算委員会の厚生労働分科会で頑張つてみたいと思ひます。

それでは、ちょっとここを引っ張りましたので、一つ、国と地方の協議の場についてはまた今度お聞きすることにして、その次の義務づけ・枠づけの第三次法案、これは提出ということで書いてございまして、現在の取り組み状況をお伺いいたします。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

義務づけや枠づけの見直しにつきましては、昨年の通常国会で可決、成立いただいた二次にわたる一括法に引き続いて、第三次の見直しについて昨年の十一月二十九日に閣議決定をしたところでございます。

今先生御指摘の今般の見直しにつきましては、地方からの提言等に係る事項、通知・届け出・報告、公示・公告等、職員等の資格・定数など、三つの重点事項を中心に見直しを行うこととしております。

六十九本の関係法律の整備を行う一括法案について、現在詰め作業を行っており、近日中に国会に提出する予定でございます。

○橋(慶)委員 地方分権の中では少し時間をかけて進めなきゃいけないこともありますが、こういう確実にやっていくところはまたぜひよろしくお進めいただきたいと思っております。

消防庁の方にお伺いいたします。

消防広域化、これは、平成十九年度までに推進計画を策定し、二十四年度まで、来年度までに実現をお願いされていた案件であります。現在、新潟、鳥取を除く四十五都道府県で既に計画が策定されておりまして、いろいろそれぞれの地域の実情を踏まえて取り組みを進めておられるわけがあります。地方における取り組みの現状と、期限、来年三月末までの進め方についてお伺いいたします。

○原政府参考人 消防の広域化につきましては、消防組織法に基づき策定しました基本指針において、先生御指摘のように、平成二十四年度末を期限として推進をしているところであります。

都道府県が策定した推進計画に基づきまして、

これまで六件の広域化が実現したほか、三つの町村で非常備の状態が解消されているところであります。

このほか、現在、推進計画で広域化の対象とされたブロックが百四十四ございますが、協議会などの組織を設置しているブロックを中心に、消防本部の位置や名称、あるいは費用負担のルールなど、広域化に向けて必要となる具体的な項目についてさまざまな協議、検討がなされているところであります。

消防庁として、地方債などを活用した財政措置を初め、広域化の必要性を周知するセミナーの開催、あるいは、実際に広域化を実現した団体の職員をアドバイザーとして派遣するなど、都道府県と連携しながら必要な支援を行っているところでございます。

今後とも、基本指針で定める期限内により多くのブロックで広域化が実現できるように、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○橋(慶)委員 ぜひ肅々と前へまた進めていただければ、それはやはり地域の安全、安心ということになるわけですから。

ただ、今ちょっとお伺いしますと、百四十四が今まだ継続中ということで、話し合いをしていると。これはやはり真摯な話し合いをしないとまとまらないということもあります。そうすると、きょうはこれは質問にはしていませんけれども、もし二十五年三月末までに終わらなければ、やはりそこは、百四十四で残ったものについてのまた引き続きの手当ではぜひ二十五年度予算の中では検討もいただきたい、これは要望として申し上げておきます。

あわせて、消防救急無線のデジタル化ということで、これは平成二十八年五月までに実施ということで、先ほどのいわゆる電波の話ともまた重なるわけでしょうけれども、デジタル化をしていくということになっているわけですが、あと四年くらいございますが、現状どうなっているか、次長さんにお伺いいたします。

○原政府参考人 消防救急無線のデジタル化につきましては、二十八年五月の移行期限を見据えまして、現時点で、全国の約八七％に上る消防本部で設計あるいは整備に着手をしております。

こうした取り組みを踏まえまして、このデジタル化を加速するために、消防救急無線のうち、消防の広域応援に資する施設設備の整備について、平成二十三年度の三次補正予算でございますが、そこで補助金を計上いたしました。また、地方財政措置として、緊急防災・減災事業の対象としたところであります。

平成二十四年度につきましても、引き続きこの無線のデジタル化を支援するために、緊急消防援助隊設備整備費補助金として予算案に必要額を計上し、また、地方財政措置についても継続することとしております。

今後とも、この無線の円滑なデジタル化移行に向け、財政措置を含め、支援を検討してまいりたいと考えております。

○橋(慶)委員 東日本大震災の教訓も踏まえ、またこういった予算措置も利用して、さらに前進させていきたいと思いますと思っております。

久保長官におかれましては、消防団の勧誘のために、コンビニでこの間久保長官の声を聞きました、いろいろなPRもしていただいて、消防団の方もよろしく願いたいと思います。

定住自立圏構想について、何問かお伺いいたします。

川端大臣ともう一回、自由答弁みたいになりますけれども、定住自立圏構想ということでいろいろなことをやっていたかきやいけない。もちろん、地域を守っていくための医療とか福祉とか、こういったことも大事でありますけれども、また一面、地域の活力といいますか、自立していくということの中で、私も地域にいて感じますのは、やはり次代を担う若い人たちが、そういう人たちの姿が地域に見えてこない、お祭りであってもイベントであっても、いろいろなことが活性化していかない。若い人がいてくれるだけで何か華やぐという

のが地方の実情ではないかと思っております。

そうすると、若い方々にいてもらうためには、若い方々は仕事をしなきゃいけないものですか、自分の志とか思いに対して、多様な自己実現をする場、いわゆるいろいろな就業の場がないとなかなか難しい。いつも私は溜池山王の駅にたつんで、つくづくそう思うんですけれども、この人たちが富山へ来たら仕事はあるかな、こういう問題でございます。

そうなりますと、やはり大都市圏からいろいろな機能、職場というものをもう少し分散して、ブロック都市ぐらいまでは落としていただかないとなかなか大変かなと思うわけですが、これまた自由答弁だと思いますが、川端大臣のお考えを。

○川端国務大臣 定住自立圏構想というもので、いろいろな仕組みで頑張っていたいて成果を上げていただいている地域や、意欲的に取り組んでいるところでもありますけれども、言われるように、一番根幹にやはり仕事があるということが前提でないと、まさに人がなかなかそこに住めないということは、実は一番大きな問題だと私も思います。

そして、そういう中で、今回いろいろな震災の経験を踏まえて、例えばリスクの分散であるとかいうふうなこともよく言われるようになってまいりました。同時に、ICTの進歩によって、地域に余りかかわらず産業立地ができるというふうなもの、あるいは家にいながら仕事ができるというふうな時代の変化もありますので、地域にとつての、例えば平均でいえば地面が安いとか、物価が安いとか、自然環境が美しいとか、自分の生まれた町であるとかいうことの特性を生かす環境の応援団は、私はできてきているのではないかと。

そういう部分では、この構想自体もいろいろな切り口で改めてよくレビューすることは大変大事だということに思っておりますので、またいろいろなお知恵があれば、御示唆いただければ、我々も積極的に議論してまいりたいと思います。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。

子供が少なくなつて保育所を統合しなきゃいけない地域と、それから待機児童が多くて保育所をつくらなきゃいけない地域が日本に混在している、そこは本当にもう少し考えなきゃいけないんじゃないかなと思うわけであります。

今、若い方々という意味で言いましたけれども、地域で一つ若い方々という意味で大事な機能を持っているのは、地方のそれぞれの大学であります。

今回、総務省さんでは、域学連携による地域づくり事業ということで、新しい事業を立ち上げられたわけでありまして。ちよつと財務省さんの査定が入ったのは残念でありましたけれども、それでもこれでスタートするというところであります。具体的実施内容と期待される効果をお伺いいたします。

○川端国務大臣 今回、計上いたしました「域学連携」地域づくり実証研究事業というのは、大学生が教員の指導のもとに地域の現場に入る、そして地域住民やNPO等とともに、地域の課題解決または地域づくりに継続的に取り組む仕組みづくりを行うために、大学の単位取得につながるカリキュラムづくりを行って、地域の活性化及び地域の人材育成に資する取り組みを進めようということとで、先生の指導のもとに、NPOの御協力を得ながら、その地域に入っているいろいろな研究をするということと同時に、交流して地域の活性化にも役立てよう、こういうことであります。

地方公共団体、大学、地域づくり団体等から成る実行委員会が取り組む、独創性、先進性、モデル性を有する取り組みを対象として、実証研究を実施したいと考えております。

例えば、学生が住民との交流や体験活動も交えて行う、地域の現状や課題の調査、魅力の再発見と発信、観光プランや商店街振興策の提案、イベント企画や地域ブランドづくりなどを想定しております。

期待される効果は、地域にとつては、にぎわい

と活力の創出、地域の魅力に対する気づきと誇りの醸成、大学に集積する知識やノウハウの活用などが考えられ、大学にとつては、学生の人材育成や実践の場の獲得、教育研究活動へのフィードバックなどが考えられるということであります。

この前、富山に行かせていただいたときに、富山の商店街の一角に大学生のサロンみたいなものができていまして、彼らが自主的にいろいろなことをやっていると同時に、地元の商店街の人が来て、この新商品を売ろうと思うけれども、みんな、どう思うと言うと、いろいろ学生なりにあんなうだた感を含めてみんなが面白いといつて商品企画にかかわるといふふうなことで、地域と学生さんというのは、それぞれの能力を生かすということが大変大事だと思ひます。

私の地元に雪深いところがありまして、距離でいうと七十キロぐらい離れているんですが、大学がそこと交流をして、冬には雪かきに行く、そして、そこいらんな地域の交流をするということをやりました。

いろんな形で、学生の若い力、知恵と行動力が地域にとつて役に立つことをいろいろと応援をしてやってまいりたいというふうに思っております。

○橋(慶)委員 このあたりは大体波長が合つてきたなと思ひます。ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

ちよつと時間が減つてまいりましたので、福田政務官、きょうは済みません。もし最後に時間があつたらもう一回回しますけれども、簡単なもので行政評価の方を先にやらせていただきます。

平成十九年六月から臨時的に処理している年金記録第三者委員会の苦情あつせんに関する事務ですが、本省、地方において現在どの程度の人員を割いているのか、主簿政務官にお伺ひいたします。

○主簿大臣政務官 お答えします。
年金記録第三者委員会の事務に従事している職員でございますが、二月一日現在で、中央、地方を合せて、常勤、非常勤、これも合せてまして、

千七百六十人従事しているということでございます。このうち、総務省の常勤職員につきましては、本省で十八人、地方で三百三十一人、合計で三百四十九人、第三者委員会の業務に携わっているところでございます。管区行政評価局等の地方機関では、年金記録確認業務を行うために、厚生省から振りかえた定員を除いた定員八百三十人のうち約四〇％を割いていることになる、こういうことでございます。

○橋(慶)委員 既にスタートしてから五年経過、五年というのは一つの見直しの基準だとも思うんですが、そういうことの中で、実は苦情申し出件数、その処理の現状を見ましても、ここまて来ると、単純な雇い主の方でのミスとか、そういうのがかなり多いんじゃないか、こういうふうにいるんですが、いかがでしょうか、主簿政務官。

○主簿大臣政務官 ちよつと経緯をお話しさせていただきます。

まず、平成十九年にこの第三者委員会の設置が行われたわけですが、これまで累計で二十四万五千件申し立てを受けているという状況でございます。そして平成二十二年度末には六万件を受けている、単年度で六万件を受け付けた。二十三年度は、この間、二月末までで二万五千件と受け付け件数が四割にとどまっている、こういう状況であります。

それから処理状況はどうかといいますと、累計で二十三万七千件受け付けているんですが、今残っている件数は、二十二年度末で二万八千件、そしてこの二月現在では九千件まで減つてきている、こういうふうな状況でございます。

内容については、当初の第三者委員会では、過去の年金記録について、国の記録がなくて、しかも直接的な証拠を持たない皆さんのために適正な判断を下す、こういう役割を期待されておたわけですけれども、最近はずつと違つてきている、こういうことでございます。記録訂正の可否を判断する証拠となる資料が比較的多い新しい時期の年金記録について申し立てが増加をしている、こ

ういう状況です。具体例を申し上げますと、先ほどお話があつたとおり、事業主のミスとか、その分を事業主が一括して申し立てている、こういうようなケースも見られるということでございます。

委員御指摘のとおり、最近の事案では、このように第三者委員会の設置当初の問題とは異なる案件がふえてきている、こういう現状にあります。

○橋(慶)委員 そこで、状況が落ちついてきているということ、五年たつたということでもありませんし、今回の大臣所信を見ましても、行政評価の方はちよつと寂しかったかなと。行政評価、頑張りますの一言で終わつちやつたわけでありまして、そろそろこの人員、やはり本来業務に戻して、国の政策のチェック、そういうところに進んでいくべきだと思ひます。

多分波長は合うと思うんですが、総務大臣、いかがでしょうか。これをお答えいただいて、終わります。

○川端国務大臣 ありがとうございます。

昨年六月に、年金記録確認中央第三者委員会から、新たな年金記録確認体制の構築について早急に検討するよう要請をされました。背景は、今、主簿さんから答えになったとおりの背景でございます。

また、行政刷新会議の事業仕分け等によって行政評価機能の抜本的機能強化を求められている中で、約三百五十人の要員を第三者委員会業務に割いていることから、本来業務にも若干影響が出ています。

そのために、年金記録確認業務を総務省から本来の所管である厚生労働省に早期に移管すべく、鋭意厚生労働省と調整を進めてまいりたいと思ひております。

○橋(慶)委員 ありがとうございます。それだけ言つていただくと、厚労分科会へ行きやすくなつたなと思ひます。そういう行政財政改革もしなきゃいけない。

きょうは、子供の医療費、ちよつと話がかみ合

いませんでしたけれども、要は、そういったものを先にやって予算の中の見直しをしていかなきゃいけない、これはややチェックをする立場の野党としての意見として申し添えて、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○原口委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後一時開議

○原口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。平井たくや君。

○平井委員 自由民主党の平井たくやでございます。

きょうは、川端大臣に、情報セキュリティ政策全般、またスマートフォン通信障害、電波、通信政策について、あとは自治体クラウド、共通番号ということで、時間の範囲内で行けるところまで行ってみようと思います。よろしくお願いを申し上げます。

先日お会いしたときに、自由民主党が二月の二十四日に発表しました情報セキュリティに関する提言というものを読んでいただくようお願いをさせていただきました。実はこの提言は、昨年からことしにかけて、私が委員長で、ずっと民間関係機関のヒアリングを積み重ねて、最終的に取りまとめ、党の総務会でも報告をさせていただいて、了承を得たというものであります。ですから、この政策自体は我々がつくりましたが、サイバーセキュリティの問題は、与党とか野党とかの間で議論する場合は前向きに話す以外にはないと思います。大臣にもお読みいただきたいということとお願いをさせていただきました。

そのポイントは三つなんです。政治主導でやることと、技術開発をちゃんと考えることと、サイバーセキュリティという対策を産業化していく

べきだという思いでまとめさせていただいていきます。

そういう意味で、まさにサイバー空間における有事です。これを国家安全保障上の重要課題と位置づけるという政治主導。

それと、残念ながら、我が国の情報セキュリティ技術は世界最高峰とは言えない状況です。

現行目標というのは二〇二〇年なんです。足元の有事等を考えると、これをやはり五年度に短縮して、国家安全保障上の喫緊の課題として緊急に技術開発等を進めるべきだというふうになっていいます。というのも、この分野に関して言えば、日本のベンダーさんがいないんですね。ほとんど海外に任せなきゃいけない。これはもう、残念ながら現実はその通りです。海外のいろいろなセキュリティシステムを日本の中に適用するための技術者はたくさん日本にはいるんですが、そもそも、このままだと国家安全保障上に位置づけるということになった場合、やはりまずかろうというところにいずねるんだと思います。そういう問題が一つです。

それでもう一つは、IT人材の中で、ではセキュリティ人材がどのくらいいるか等々も調べさせていただきましたが、やはり世界に比べて圧倒的に少ない、そう思います。そういう状況の中で、高度な情報セキュリティ産業市場を創出して、民間に十万人規模の新規雇用を生みたいといううなことでまとめさせていただいておられます。

大臣もごらんになっていただけたと思います。が、どのような感想をお持ちでしょうか。

○川端国務大臣 きょう、御指摘をいただけて、一時間半ぐらいですからわずかな時間でしたけれども、一通りは読ませていただきました。

一番ありがたいと思いましたが、本心に熱心に御議論いただく中で、やはり、役所も国会も民間もいろいろな事件が起こりました。このことで、この事態を極めて深刻に受けとめる中で、国の安全保障の根幹にかかわる大きな問題だという深刻な事実認識をしておられるということが一番大き

な感想といえますか、ありがたいことだということと同時に思いました。

それを踏まえて、スピーディーに、そして今おっしゃいましたように、体制、それから人材、研究、法整備、予算を含めて、あらゆる切り口から、それをこういふふうに進めるべきだという工程表も示して御提言をいただいたことは、相当深く危機感を持って御研究いただいた成果ということ、大変立派なものだと思っております。

政府においても、情報セキュリティに関しては内閣府を中心に取り組んでおりますけれども、この部分は、おっしゃっていただいたように政党間で云々という問題ではない問題だということ、我々もまたいろいろ議論をしていきたいというふうになっております。

○平井委員 私が取りまとめたものを政府が重く受けとめて、また政策の中に生かしていただくというの、これこそまさに建設的な与野党の関係だと思えます。特に、私はこの分野を長年やっていて、ほかの議員よりは恐らく詳しいということだと思っております。私が中心にまとめましたが、これをまた別のところでまとめようとする、恐らく大変な労力が必要だと思います。そういう意味で、この一言一句に魂を込めてつくらせていただいておりますので、ぜひお考えをいただきたいと思えます。

新聞報道で、「日本版NSC 民主党最終案判明」ということで、私も新聞を読ませていただきました。産経新聞だったかな。インテリジェンス・NSCワーキングチームが提出予定の日本版NSC創設に関する最終報告の提言というのが載っていました。

その中で、国家安全保障問題として、サイバーセキュリティをインテリジェンスと同様に重要な要素として取り上げている。内閣官房に専任の官房副長官を新設すること、省庁横断の指揮命令系統を確立すること。これをよく読むと、全く私の提言と同じなんです。ですから、基本的な

方向性というのが一緒だなというふうに思っています。

この問題は、アメリカの研究機関のレポートなんかを見ると、日本をサイバー攻撃しているのは中国人民解放軍の複数の部隊、これはもう特定されているんですね。したがって、私は、そういう現実に対してどのように対応していくかというところでいうと、やはり予算をもっとふやさないといけないというふうに思っています。

これを分析するのは大変だったんですけれども、要するに、皆様方がつくった予算の中でセキュリティ関連の予算が幾らあったというのは、普通なかなかわかりづらいんですよ。それをちょっと時間をかけて精査させていただきました。我々の分析では、今の政府の予算案はトータルで三百億円の関連予算が入っています。考えてみると、アメリカなんかは年度八十億ドルですよ。これは絶対額で二十一億の一千億ドルですよ。GDPが違いうことで考えると、GDP比でも十一分の一なんです。余りにもこのセキュリティ関連の予算というのは少ないと思います。

この私の三百億円弱という分析は間違っていないと思います。これはまた細かい資料も提言の中に入れています。ですので見ていただきたいんですが、財源がいろいろ厳しいということもあろうかと思いますが、この分野をやっておかないと、今後、日本のいろいろな産業の発展というものがいろいろ意味でマイナスになる可能性があると思うんです。ですから、これは惜しまずに予算をつけるべきだというふうに思っています。

この予算に対する我々の提言は、割と事細かに書かせていただいております。これは総務省だけのことじゃないという予算になっていますけれども、これはまた本当は内閣委員会へ行ってやねばいいんだと思いますが、省庁横断なんですよ。また、この分野を唯一わかっておられそうなのが川端大臣でございますので、あえてお願いをさせていただきますが、要するに、こういう問題

はぜひ再検討いただいて、本当に今の予算でいいのか、本当に日本の安全保障上の問題はこういう今の取り組みで十分なのかということをお考えいただきたいなというふうに思っています。

そこで、今いろいろな問題が起きている中で、きょうですか、各紙にグーグルのプライバシーポリシーが話題になっています。この問題は非常に大きいですね。考えてみると、私も、Gメールも、全部使っています。ということは、もう丸裸にされているに等しいような状況になるんです。今のところ、政府は二十九日に申し入れをされたんですかね、新聞報道しか私は見ていないんですが、文書で要請したということですが、その点について大臣から御説明を願いたいと思います。

○川端国務大臣 三月一日ですから、きょう付で、世界じゅうのグーグル利用者に対して、グーグルのプライバシーポリシーで、グーグルにかかわる、今お触れになりましたGメールとかカレンダーとかを含めて、全てを同じ一本のプライバシーポリシーで取り扱う、そして、そのいろいろな情報は、そのソフト内を含めて共有し、いろいろな情報提供も行うというふうな方針が出されたということ、アメリカ、ヨーロッパを含めた各国、いろいろな機関を含めて、懸念の意が表明されていることがあります。

そういういろいろな懸念の中で、総務省としても、あるいは政府としても、どういう問題が起り得るのか、そして、それは例えば個人情報保護法とかいろいろな法制上も何か問題があるのか等々を検討してまいりました。時間が、きょうもう始まってしまおうというふうな切迫した事態の中で、きのう時点で、明確にこのことが法律に抵触する、あるいは抵触するおそれがあるというふうなことまでには至りませんでした。注意はしっかりと喚起をしなければいけないということを含めまして、一つは、当然のことではありますが、個人情報保護法などを遵守して、利用者にわかり

やすい説明をするようにということを中心としたことの要請と、それから、三月一日、きょうから導入した後も、利用者からの懸念や要望に応じて追加的な説明や必要な措置など柔軟な対応をとるよう、注意喚起というものを書いた文書を経済産業省と総務省の名前でグーグルの日本関係法人に発出したところでございます。

まさにきょうからどういうことが起こるかというのはまだわかりませんが、政府としては引き続き、法に触れることのない、そしてみんなの安全が、しっかりと個人情報情報が守られるという方針のもとに、この問題に関してはしっかりと注意をし、注視をしてまいりたいと思っております。

○平井委員 この問題が、結局、経済産業省、総務省、消費者庁にまたがるから、なかなか調整がつかなかったというふうなことも新聞では報道されていますが、本来、これは消費者庁がもっと前面に出てやらなきゃいけない問題だと思います。きょうから何が起きるかといっても、これは裏で起ることですから、わからないうわけですよ。知らない間に自分の好みのような広告がいろいろなところから自分に寄せられたり、そんなことになる。ターゲットマーケティングはもう既にやられていますからね。いや、それはそれでいいんですが、これはもう限度を超えてしまっていますよ。どこどこどこい。

そこで、大臣に提案なんです。これは文書で要請したというのでは不十分だと思うので、総務省として、政府としてでも結構です、調査とかそういう対応にもう一歩乗り出していただきたいんですが、いかがですか。

○川端国務大臣 限られた時間、三月一日という時間の中で検討を進めてまいりましたが、関係府省もございまして、いま一度、こういう動き出したことを踏まえて、万全を期するためにどういうことをやるべきなのか、できるのかを含めては、しっかりと前向きに議論してまいりたいというふうに思っております。

○平井委員 これは、議論すると同時に、やはり

調査もしてくださいね。そうじゃないと、結局、本当に現状で何が起ころうとしているかということとがわからない。EUとかアメリカも、やはりいろいろなところで懸念が発表されていますが、法律に触れる、触れないというような問題等々だけじゃなくて、これはもう本当に我々の生活が大きく変わらねない問題ですので、十分に研究していただきたいな、そのように思っているところでもあります。

セキュリティの問題の中で今の質問をさせていたいただいたんですけれども、共通番号を導入するということになりましたと、このセキュリティというものの、これはいろいろな団体とか方々から懸念が表明されています。大丈夫なのかということなんです。

共通番号を導入するということになると自治体側のセキュリティレベルというのが非常に重要になってくるんですが、今までは、自治体に対してセキュリティガイドラインを総務省がお願いになっていったということですね。それに対して各自自治体は自主的にいろいろなことをつくっていかなきゃいけないことだったんですが、それで十分だとお考えですか。

○川端国務大臣 今回、番号制度を導入するに当たりましては、各自自治体は個人番号を付番するなどの重要な役割を果たすことになりますから、各自自治体のセキュリティレベルの確保が大変重要であることは御指摘のとおりであります。

今までは、番号制度の基盤になる住民基本台帳ネットワークシステムにおいては、職員に刑罰が加重された守秘義務を課す制度的な措置と同時に、操作者用ICカードにより、操作者は限定、操作結果、操作ログは保存などシステム上の措置と同時に、市町村に対しても、チェックリストによる自己点検、外部監査法人によるシステム運営監査を実施するという多方面からのチェックと制度でセキュリティの確保で、九年間にわたり安定的に運用をされてきたところでございます。

番号制度導入に当たっては、番号利用法におい

て守秘義務違反の刑罰をさらに加重するなどの制度的な措置をとることと同時に、今のシステムよりはるかに高度なセキュリティが求められているという観点から、新システムの構築に関しては、最新のセキュリティ技術も参考にし、住基ネット全体のセキュリティ設計を再度やり直すことにしております。国民からの信頼に応えられるような自治体のセキュリティ確保に引き続き努めてまいりたいと思っております。

○平井委員 結局、最終的にはそれぞれの自治体がそういうリスクを意識してちゃんと取り組まなきゃいけないということで、法律だけでもだめ、技術だけでもだめ、これは全体的な取り組みが必要なんです。そういうことになってきますと、今度は投資のコストが半端なくセキュリティにまたかかっていくということにもなるんです。このあたりのところをうまくやらないと、これは絶対途中でおかしくなってしまうんです。

この問題は、共通番号制度が振られるということが決まってきた話になるので、きょうはこのぐらいにとめておきますが、相当大きな問題としてこれから顕在化してくるというふうに思います。

それでは、スマートフォンについてちょっとお聞きをしたいと思いますが、まず、大臣はスマートフォンをお持ちですか。

○川端国務大臣 アイフォンとアンドロイドと、二台持っております。

○平井委員 それは私と一緒にです。私も持っていますが、総務大臣の認識として、スマートフォンは電話だと思いませんか、コンピューターだと思いますか。

○川端国務大臣 使い分けをしておりますが、機能的には、多分、電話よりはコンピューターの機能の方がたくさん使っていると思っております。

○平井委員 つまり、スマートフォンというのは電話ではなくてコンピューターであり、コンピューターを持ち歩いているんだということだと私自身

は思っているんですが、大臣、いかがですか。
○川端国務大臣 電話も使わないことはないのですが、先ほど申し上げましたように、機能的に使っている機能は、実際、いわゆるモバイルパソコンを小型にしている機能をほとんど私は利用していません。

○平井委員 最近、スマートフォンのいろいろな障害が起きているんですが、その原因は何だと思えますか。

○川端国務大臣 いわゆるセキュリティ上、普通のパソコンは、当初はそうでもなかったんですが、最近はウイルス対策ソフトは必ず入れてやっている状況であります。スマホに関しては、まだそういう部分が少し立ちおくれたかなという部分と同時に、これはアンドロイドの特徴だと思えますが、 아이폰と違って、自由にアプリをどこからでも誰からも入手できるということで、ウイルスのチェックが逆に利便性の中で甘いということでの、要するに、ウイルスに対する対応が少しおくられていることだと思っております。

○平井委員 要するに、トラフィックがあふえているところ、トラフィックの問題も当然ありますよね、それと、さつき大臣がおっしゃったOSの問題等々があるということなんですが、結局、私は思うんですけれども、今回のスマホの障害は、単にトラフィックが急増したとかウイルス対策がどうだということよりも、コンピューターアーキテクチャーのリテラシーが総務省や通信会社からちよつと欠落しているのではないかとこのふうに思いたんです。

よく考えると、全部電話時代につくったインフラなんです。従来のガラ機までは対応できたんですけれども、スマホ・イコール・コンピューターということになると、ちよつとそれでは十分ではなくったということではないかと思えます。そして、恐らく通信事業者さんの方でも、コンピューター技術者とかIPネットワーク技術者というのが十分確保されていないのではないかと。要するに、単純に電話を売るといふ話ではもうな

くなつてきたので、そこらの問題が普及に迫っているっていいのではないかとこの問題意識を私は持っています。

ですから、これは単に、今いろいろ会社で取り組まれているのはサーバーの処理速度の増強みたいなことばかりですけれども、それだけでは十分じゃないと私は思うんですが、いかがですか。

○川端国務大臣 委員の御指摘は、極めて本質的な問題だといふふうに思います。

今までのいわゆるキャリア会社というのは、もともと一番初めは電電公社から始まったNTTが主力、ほかにも競争しておりますけれども、やはり電話であつたことは間違いありません。

それで、いわゆるiモードも含めて革新的な技術ということで世界に行つていたのに、ふと気がついたらガラ機になつていたということが抱えている本質的な問題というのは、やはり、電波、通信という部分とマシンというものの部分、やっていると会社にとつて技術的なギャップとか、人材も含めた部分で違う世界に、技術がどんどん拡大していつているときに、通信会社がそういうマシンに関しては完全に外注化するという世界を持っていたということで、実は、それが単なる電波の確保ではなくて、通信のトラフィックを含めた部分に、非常に大きな技術的要素であるということにやはり若干立ちおくられているという構造的な問題を持っているんだといふふうに私がかねがね思っております。

○平井委員 そういう意味で、今回総務省さんのやられている行政指導の内容を私はホームページで見せていただいたんですけれども、これを見ると、極めて形式的だな。電気通信設備とか予備設備とか過負荷試験とか、これは電話時代の用語のオンパレードですよ。要するに、ぱつと見ると、よくわからぬけれどもちゃんとやれと書いたということだと思ふんですね。それではもうだめなんだと思ふんですよ。

ここらあたりのところに、はっきり言つて、これは総務省さんだけが所管する、コンピューター

になつちやうと経産省も関係してくるわけですよ。ね。いつもこの間でおかしなことになると思ふんですけれども、いずれスマホがずつと普及すると、単に常時接続というパソコンと同じところまで行つちやう可能性は当然あるでしょう。当然あると思ふんです。そういうことを踏まえて、今のようない行政指導では私は十分ではないと思ふんですが、大臣、いかがですか。

○川端国務大臣 今の行政指導の部分で、原因と対策ということを通算の切り口で考えると御指摘のような文章になるといふことは、そういうことであります。

その部分で私も少し気になつておりまして、それぞれでトラブルを起こして、しつかりしなさいよというの、責任を自覚してしつかりやるといふことで、もちろんそれは大事なことなのでありますけれども、急遽、全部の通信事業者、そしてそういう周辺の機器を含めた部分に係る人たちに集まつていただきまして、事故例の報告と同時に、それを分析し、事故の情報の共有とそれに基づいた部分の総点検をするようにという指示をし、これからの部分の情報共有をしていただくことにいたしました。

とはいえ、今御指摘のように、限られた世界であることは事実でありますので、今の御指摘は大変貴重な御提言として我々もひとつしつかり念頭に置いて、これからの議論にさせていただきますといふふうに思います。

○平井委員 このスマートフォンのOSが、結局、アップルとかグーグルに独占されちゃっているわけですよ。そして、通信障害が起きる。国家利益の観点とか国民の情報保護の観点とあわせて考えると、これは何か考えなきゃまずくありませんか、大臣。このままではまずいなど私は直観的に思ふんですけれども、国民の情報を守るとか国家の利益と考えると、ここは次にどうするかというのを検討しなきゃいけないと思ふんですが、大臣、いかがですか。

○川端国務大臣 おっしゃるとおり、相当根幹的

に深刻な問題を抱えておりまして、先般のスマホ急増に伴うトラフィックの急増というのが、実際に操作して使っていないけれどもアプリがしよつちやう信号を発しているといふことで、膨大な通信量が発生している。これを制御するのにどういう方法があるかといふと、日本だけで独自に何もできないといふことでありまして、そしてアプリの製作者に対してといつても、これはある種フリーでありますから、アンドロイドでどこでも誰でも何でも手に入るということといふと、実はこれは世界じゅうがこの問題に対しては議論をしようといふことで今動き出しました。

そういう部分では、一國で云々ではなくて、世界で共通して動くといふことでないといけないのと同時に、OSは日本は持っていない、もう席巻されてしまつていふことでは、大変根幹的に大きな問題を抱えていることは事実であります。

これは、日本がそういう部分で、先ほど、情報セキュリティで先端に立つべきだ、研究開発投資をしつかりしろといふ御指摘もありましたけれども、そういう方向と同時に、世界がいかに連携できるかといふ両方と、それから、国際標準競争においてもやはり日本は非常におくらしてしまつていふ部分も、せつかくいろいろな技術があるといふ部分も含めて、多方面でしつかりと取り組むように、私も知恵を出していきたいといふふうに思っております。

○平井委員 大臣がスマホを二台お持ちだと。私も持っています。

考えてみると、政府機関関係者がスマートフォンを持つ、もしくは使用する場合に、何らかのガイドラインみたいなものはあるんですか。

○川端国務大臣 個人で持つ場合に、一般的に、ウイルスソフトを入れたらいいかといふことや、あるいは情報の管理で、個人のパソコンに入れてはいけないといふ部分が同じようにスマホにも適用されるかといふことは当然でありますけれども、スマホに関してだけ特別にといふことは多分ないといふ

ふうに思っております。

○平井委員 さつきからスマホがパソコンだという議論をずっとしていますけれども、パソコンの持ち込み、持ち出し禁止というのはあるんですよね。スマホ・イコール・パソコンだと、それは自由だということですか。

結局、官僚も狙われることはある、大臣も狙われることはある、まあ私は狙われることは余りないと思いますが、そう考えると、これは別にスマホの営業妨害をする気はありませんが、やはりその使い方に何らかの一方針がないとまづいのではないかなと思うんですが、それは今は全くないということですか。

○川端国務大臣 スマホのセキュリティに関してもどうあるべきかということは、政府の中でもいろいろ議論をさせていただいております。これは、政府の関係者がという意味だけで決めているものはないというふうに申し上げました。

一般的には、スマホの情報セキュリティ三カ条ということで、一般の人にも使用してもらいたい、OSは必ず新しいものに更新していただきたい、ウイルス対策ソフトの利用はしていただく、アプリケーションの利用には注意していただく、ということ、お店で売っていただくときも、それからネットやいろいろな広報においても、そういうセキュリティ対策はしっかりやってくださいという意味ではやっていますけれども、私や政府の関係者が持っているときに、それに関してスマホ特別のことを新たに条件をつけていることはないという意味で申し上げました。

○平井委員 衆議院のパソコン、参議院のパソコン等々狙われましたけれども、次に狙われるのはスマホかも知れぬですから、そう考えると、スマホの中に入る情報というものを自分たちである程度コントロールしなきゃいけないですね。私みたいに、交遊録からスケジュールまで全部入っていると、もう丸裸になるわけですから。

だから、そういうことを考えると、今すぐに何ができるかという観点でいうと、やはり注意事項

みたいなものをもう一回促される。利用者、特に、政府関係者でも新しいものが好きでスマホを持たれている方はたくさんいらっしゃると思います。その使い方、こういう使い方だけはやはりほしいなものをどこかで用意する必要があると思うんですが、いかがですか。

○川端国務大臣 御指摘のように、スマホになりますと、添付ファイルつきのメールは幾らでも送られて、幾らでも見られるという部分では、情報も狙われると、そこに入っていれば大変危険であるというところは御指摘のとおりであります。政府の対応がその部分ではきちつとできていないのも事実だと思います。

パソコンに関して、プライベートのパソコンに情報は載せてはいけなし、当然ながら役所のパソコンは持ち出ししてはいけないという部分では一定の基準、管理をしておりますけれども、先ほどの御議論の中での、これはパソコンと同じだという意味での、改めて一度整理をして、きちつとなるように前向きに整理を督促して、やりたいというふうに思います。

○平井委員 私も書類とかそういうものを全部クラウドの中で管理しているの、ある意味では同じでしょう。これは非常に怖いですが、便利だけれども。そこらあたりの一つのセキュリティガイドラインみたいなものが、自主的に取り組むガイドラインみたいなものがないと、何か起きてからではかえってまずいかなということですから、お取り組みいただけるということですから、それは期待をさせていただきたいというふうに思います。

WiFiを使ったモバイルのデータオフロード、WiFiを使ってモバイルを使いやすくするというようなことをどんどん進めていっていますね。これに関しても、今はもう全部事業者任せですよ。やるなら勝手にどうぞということですが、電波の逼迫とかセキュリティの問題等々を考えたときに、それでいいのかな。これも最近私は思

か。

○川端国務大臣 先ほどのスマホのウイルス対策も、このWiFiが別世界の管理になるということもあります。

そういう意味では、ある種、それこそ、今度は何メガヘルツを割り当てるんだというのはいつとも関心になります。WiFiの世界はちよつとすばつと視野から抜けるという、電話業者でない世界みたいなものが入りますのでということでは、ウイルス対策のときも含めて、WiFiのこととはしつかりケアしないといけないという問題意識は持っておりますが、体系的にきちつとできていないかという、ちよつと脆弱な部分があるのではないかなという御指摘は、私はそのとおりの部分で、これも我々としても検討している課題の一つでございます。

○平井委員 つまり、日本はやはりモバイル先進国としてやっていくんだぞという方向がもう決まっている以上、ここは国が乗り出していかないと、事業者任せのまま出来高では、後でとんでもないことになると思います。

これは電波の逼迫の問題等々も含めて考えると、WiFiのデータオフロードというんですか、そういう問題にもつと関心を持っていたら、総務省として何ができるかということについて御検討をいただけますか。

○川端国務大臣 一度検討させていただきます。

○平井委員 ありがとうございます。あと五分とやられてしまうと困るんですが、自治体クラウドの話をお願いします。自治体クラウドというのが、本当にある意味で地域の活性化とかそういうものにつなげていくかということなんです。

情報システムの整備にクラウドサービスを活用しようという方向が決まって、いろいろな公共団体があふてきたというのは当然のことだと思えます。それはなぜかという、価格がこれまでに比べてずつと安いんですよね。それと、ある意味では

非常に便利だ。

しかし、クラウドにもいろいろなクラウドがあるんです。さつき言っていた、グーグルとかセールスフォースとかマイクロソフトみたいなグローバルな企業が提供するクラウド、これはオープンクラウドというんですね。それと、一方で、公共団体とかそういうところが使う共同アウトソーシングの仕組みをつくるというようなケースはプライベートクラウドということになるのかなと思います。

私、これは前の委員会でも指摘をさせていただいたんですけれども、特定事業者による自治体の囲い込みがやはりどうしても起きてしまうんですね。単独の事業者が包括的に受注して競争が阻害されるということがあるのと、結局、私が問題だなどと思うのは、地域の中小事業者とか新興のベンチャーが排除されてしまうケースがあるのではないかな、そういう危険性が否定できないと思ってい

るんですよ。こういうのは、最初の導入コストは安いけれども、だんだん依存して、後でだんだん高くなるというケース、これはずつといろいろなところでみんな経験しているんですよ。だけれども、やはり安いものに飛びついたらというところで、そう考えると、このあたりのクラウドの仕切りをされるのは総務省だと思えます。自治体クラウドという意味で。そういうようなクラウドの進め方は、地域任せではなくて、総務省がある程度グリップしていかないとやはりだめだと私は思うんですが、いかがですか。

○川端国務大臣 基本的には、行政府、政府においても、クラウド化というのは当然大変重要なポイントであります。そういう部分と、今度は地方自治体のクラウド、その地方自治体間の、一定のグループでやるというのが大体前提でありますから、というものができるだけ統一のプラットフォームに集結できるというのが望ましいことは、私は当然そうだと思います。

そして、今御指摘のように、クラウドよりもつ

と前の、いわゆる電子化というんですか、ICT化においても、御指摘のようなことばかり今まで起こってきたわけですね。どこかのシステムを入れると、それがずっと続いていく、よそのシステムとは互換性がなくて、また新たにしようと思っただけ莫大な金がかかるというふうなことがありました。

そういう部分で、地域の課題が環境を同じくするような自治体ができるだけ共同でやっていただきたいということまでが今我々がお手伝いしている方向でありまして、全部が大体同じようにということが、システムが違いますので、これは問題意識を持ちながら、広めていくときの課題の一つだというふうに思っています。今、具体的にここまで国としてやるということまでちよつとまだ踏み込めていないのが現状でございます。

○平井委員 これは提案なんですけれども、やはり国内ソフトウェア産業の振興というの頭の隅に置いておかなきゃいけないと思うんです。わかりました、プラットフォームをつくるのは大手事業者でいい。しかしながら、そこで動くソフトウェアを中小企業、地域の企業が作ったものでも登録できるようなシステムというのは非常に喜ばれるのではないかとと思うんですが、そういうことを推進されるようなお考えはありませんか。

○川端国務大臣 まさに今、自治体クラウドが動き出したところでありますので、まだまだフレキシブルなことでありますので、大変貴重な御提言として、我々もまた議論の対象にさせていただきますたいと思っております。

○平井委員 残念ながら時間が終わってしまいましたけれども、きょうはたくさん問題意識を共有できたというふうに思っております。あとは、やってください。一つずつ実行に移していただきたいと思います。

大臣の御健闘をお祈り申し上げまして、質問を終わります。

○原口委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 公明党の稲津久でございます。

川端大臣におかれましては、さきの大臣所信の中で、地方に対しての支援の政治姿勢を、あの所信の中でも何点かお話をされたのかなと思っております。それで、特に地方交付税についても、大臣は、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を適切に確保する」、このように表明をされました。それから、後ほどまた伺いますけれども、地方税制改正についても、数点の改正の重点化、見直しを図る、こういうことでお話をされました。

きょうはまずそこから伺っていききたいと思うんですけれども、もう少し具体的にはどうなっているのか、そこを少し質疑を通して明らかにさせていただきたいと思っています。

まず平成二十四年度の地方財政計画について、歳出の規模と内容について伺っていききたいと思うんですけれども、ここでは特に平成二十四年度の地方財政計画、中でも給与関係経費とそれから公債費について、これに特化して伺っておきたいと思うんです。

給与関係経費の退職手当以外については、集中改革プランなどの動きも受けてまして、毎年度三千億円を超える圧縮が続いてまいりましたが、二十四年度も二千八百億円程度の減少となっているわけですね。財務省主計局の平成二十四年度公務員人件費、政府案では、地方公務員に関して定員の純減などの取り組みを推進していく、このようにされております。人事委員会勧告や定員の純減等に伴う圧縮が前年度比でマイナス二千九百三十四億円、このように反映をされている、こう承知しています。

それから、公債費についてなんですけれども、決算等を踏まえた積算方法の見直しなどによる公債費の減を適切に反映いたしました。前年度比でマイナス一千六百三十三億円、減少している、このように説明があったわけなんです。

地方財政計画ベースの地方債の平均償還期間というのを見ますと、残高と償還額から推計しますと、近年では大体平均十三年程度。ただ、自治体の

の平均ではそれよりも長期であるということが見受けられるわけです。

少し説明がぐどくなりまりましたけれども、このように、地方の財政計画では、今後、人件費やそれから公債費は圧縮されていくということが考えられるわけなんですけれども、個別の団体においては、人件費あるいは公債費、そのピークがまだ少し先のように設定されている場合も実は散見される、こう承知しています。

実際に、これらのピークの時期というのが平成二十年代の後半に来るという団体が幾つかある、こう予想される中で、地方財政計画の動きと個別団体の動きがここでそこを来すんじゃないだろうかと、そこで財政運営が厳しくなる懸念があるのではないかな、こういう声もあるわけなんですけれども、この点についてどのような御見解をお持ちなのか、まず伺っておきたいと思っています。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

御案内のとおり、地方財政計画は、地方財政の規模や収支見通しを全体として捉えたものでありまして、個々の地方公共団体における経費の動向とは必ずしも一致しない場合もあると考えられております。

そのため、普通交付税の算定を通じて、例えばありますが、人件費については小中学校の教職員数に応じて需要額の算定を行っていること、公債費につきましても地方債の元利償還金に応じて、需要額を算定していることなどによりまして、個々の地方公共団体の財政運営に支障が生じることはないよう努めているところでございます。

いづれにせよ、各地方公共団体においては、地方財政計画を見据え、中長期的な視点も踏まえつつ、計画的な財政運営を行っていくことが肝要だと考えております。

○稲津委員 そこで、この地方財政計画の歳出の動向ということを見たときに、自治体の財政運営のタイトさというのか、これは最もよく連動するのは、一般行政経費単区分及びそれと実質的に同じ性格を持つ、平成二十四年度でいうといわゆる地

域経済基盤強化・雇用等対策費、これに当たるものだ。これらを合算した額の動き、これが伸びるときには予算編成にはそう困らないんですけれども、逆に圧縮されていくと大変厳しくなる、これは自明だと思えます。

そこで、もう一点伺いたいのは、平成二十四年度はそれらの動きについては前年度並みになる、このように見ております。ただ、前年度までは経済対策の事業が繰越分も含めて実施できたわけなんですけれども、二十四年度については、それが見込めない中で、各自治体においては予算の編成に大変苦労している、こういう指摘もございまして、この点に対する見解もお伺いしたいと思います。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。ちよつと長くになりますけれども、お許しをいただきたいと思います。

平成二十四年度の地方財政計画においては、被災団体が東日本大震災からの復旧復興事業に着手に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方団体の財政運営に影響を及ぼすことがないよう、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理をすることとしたところでございます。

通常収支分の地方単独事業費については、国の歳出と基調を合わせつつ、投資的経費や社会保障関係費の自然増分も含む一般行政費の所要額を確保しているところでございます。

また、東日本大震災の地方単独事業費については、復旧復興事業分として二千二百億円を確保するなどのほか、全国的に緊急に実施する防災・減災事業についても千四百億円を確保しているところでございます。

このように、平成二十四年度の地方財政計画においては、通常収支分、東日本大震災分ともに所要の地方単独事業費を適切に計上しているところでございます。

なお、平成二十年度から二十二年度までにおいては、経済対策を目的として補正予算が編成されたことから、二十三年度はその繰越分により一定の事業費が確保されましたが、平成二十三年度に

おいては、東日本大震災からの復旧復興が最優先の課題であるとの認識のもと補正予算の編成等を行ってきたことから、被災団体以外の団体においては、御指摘のように、平成二十四年度は繰越分が活用できないという指摘があることは認識をいたしております。

一方、地方財政計画は、繰り越し等の前年度からの要因を勘案せずに、翌年度に新たに実施される事業に見合った財源を確保する観点から策定されるものでございます。したがって、地方財政計画の事業費の計上に際して繰越分を勘案するものではありませんが、通常収支分の地方単独事業費の確保にあわせて、東日本大震災分として全国的に緊急に実施する防災・減災事業も新たに計上しているところであり、それぞれの団体においては、これらの措置を十分に活用して対処していただきたいと考えております。

○稲津委員 今の答弁の最初の中では、所要の額は確保したんだと。それから、昨年の震災を背景にして防災・減災等の予算も確保した、そういう御答弁でしたけれども、もう一方では、今この質問の中で私が申し上げたように、いわゆる経済対策の予算というのが二十四年度はないんだということ、トータル、なべて考えてみると、地方においては予算編成がスムーズに楽にいったという状況には決してないと思っております。ただ、今丁寧な御答弁をいただきましたけれども、それらのことをぜひきちんと地方に伝わるように、わかるようにしていただきたいな、このことを申し上げておきたいと思っております。

次の質問ですけれども、地方公共団体金融機構の金利変動準備金の活用は是非についてということでお伺いしたいと思います。

今回の地方財政計画で目を引くのは、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用だということがまず言えると思います。この公庫債権金利変動準備金につきましては、地方公共団体の業務が円滑に遂行される、それから、公庫債権金利変動準備金が公営企業金融公庫の債権管理業

務の円滑な運営に必要な額を上回る場合には、ちよつと難しい言い回しですけれども、当該金額を国庫に帰属させるもの、こうされております。これに基づいて、平成二十四年度は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金のうち三千五百億円を財政投融資特別会計に帰属させた上で、交付税特別会計に繰り入れ、これを二十六年までの三カ年間で総額一兆円をめどにする、こう行うことというふうに承知をしております。

この法律に対する平成十九年の衆議院の総務委員会における附帯決議には、途中飛ばしますけれども、「機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を十分聴取して慎重に対処すること。」のようになされております。

今回の措置というのがこの総務委員会の附帯決議に当たるのかどうかということ、それから、地方公共団体の意見をどのように聴取されたのかということ、この繰入額についても地方公共団体に了解を得た上で決めた額なのかどうか、この見解についてお伺いしたいと思います。

○川端国務大臣 三千五百億円を国庫に帰属させた上で地方財源不足額の補填に活用することにしたところでございますが、これは、御指摘のように、平成十九年の衆議院総務委員会における附帯決議に含まれるものでございます。

したがって、このことを踏まえまして、昨年の十二月二十一日には、地方公共団体金融機構の理事長から、公庫債権金利変動準備金の国への帰属に対する意見ということで、このたびの公庫債権金利変動準備金の国への帰属については、中略いたしますが、計画的に行われるものであり、また、地方交付税の総額を確保するために活用されるものであることから、異議はありませんという回答を得ております。

また、十二月二十二日に行われた、平成二十四年度の地方財政への対応についての総務大臣、財務大臣合意前の、極めてタイトな日程の中でありましたけれども、事前に事務方を通じて、機構は

今御紹介いたしました、地方六団体の御意見も伺いまして、その金額についても御了解をいただきました。

なお、これを踏まえて、最終的に地方六団体からは、平成二十四年度の地方財政への対応について、「地方が強く訴えてきた地方交付税の増額の要請に応え、地方交付税の別枠加算の確保など、財源の確保にできる限りの工夫がされたことを評価する。」との声明を六団体共同声明としていただいたところでございます。

○稲津委員 地方六団体の了承もいただいた、それから別枠加算等についての配慮もしたということなんですけれども、果たして本当に、地方の声を十分に聞いて、そして地方の各団体それぞれが理解されているのかどうか。私は、これ以上このことについてはきょうは質問しませんが、決して十分とは言えないんじゃないだろうか、実はそういう懸念もしております。

したがって、先ほどの話も含めてですけれども、私は、総務省としては、やはりより地方に対して丁寧な説明をしておく必要があるんじゃないだろうか、このことを意見させていただきます。

次は、平成二十四年度の税制改正大綱における地方税の改正について、これも幾つか具体例を挙げながら聞かせていただきたいと思っております。

まず一つ目は、自動車取得税におけるエコカー減税の再編についてということで、絞って伺いたいと思っております。

昨年末の税制改正大綱をめぐる議論で政府・与党内で最大の焦点になったのが、これは御案内のとおり、自動車課税だということに認識をしております。民主党さんから出されていた要望の中で、自動車取得税、これは地方税、それから自動車重量税、国税、この廃止が議論になったんですけれども、結局はどうなったかというところ、この両方の税の廃止を見送るかわりに、自動車重量税の減税を実施するとともにエコカー補助金を復活することになったわけなんです。自動車重量税を一千

五百億円減税して、燃費が極めていい車、ここは税金を半分にする、エコカー減税。車種も絞った上で三年間に限ってという話でした。

私は、これは言い方が適切かどうかわかりませんが、これも、どうも中途半端な税制改正になったんじゃないだろうか、こういう感が否めないわけなんです。

道路特定財源が廃止になりましたね。そして、一般財源化された車体の課税というのは、現状のままでは課税根拠に非常に乏しい、こう思うわけなんです。消費税との二重課税じゃないか、こういうような指摘もある中で、私は、自動車取得税などの自動車関係の諸税については簡素化をしていく、それから、グリーン化とか負担の軽減とか、いろいろな言い方があると思うんですけれども、いずれにしても、取得、保有、走行、この各段階における複数課税の見直しを、もうこの辺に来て、しっかりとやっていく時期に来ているんじゃないだろうか。それゆえに政府・与党内でもさまざまな議論があった、こう認識しているわけなんです。

取得時の課税である自動車取得税を廃止した上で、自動車重量税と自動車税を統合して軽減を図って、さらには、地方への一定の配慮をするという意味から考えていくと、思い切った地方へ税源移譲したかどうか、こういう考えもあるかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○川端国務大臣 自動車取得税のあり方、あるいは自動車重量税と自動車税の統合等、車体課税の抜本的な見直しに当たっては、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政状況を踏まえて、国、地方間の税源配分、自動車関係全般の再編を図る中で検討が必要であるという認識は、委員御指摘の部分は共有するものでございます。

このために、平成二十四年度税制改正大綱では、当面、エコカー減税の継続等を図ることとしつつ、車体課税全般について、与党の重点要望に沿って国、地方を通じて関連税制のあり方の見直しを行って、安定的な財源を確保した上で、地方財政

にも配慮しつつ見直しを行うこととしております。

今後、大綱で示された方針に沿いまして、御指摘の地方税財源の確保という観点も踏まえながら、関係省庁間で検討、協議を進めてまいりたいと思っておりますが、自動車重量税、国税と、自動車税、地方税はともに保有課税であり、総務省が平成二十二年十一月に提唱した環境自動車税、仮称の構想においても、車体課税の簡素化の観点から、両税の統合を提案したこともございます。

今後、車体課税の抜本的な見直しを行う際には、御提案の両税の統合も含めて検討してまいりたいと思っております。

○稲津委員 これもぜひ、これから国会の中でもさまざまな議論をしていくタイミングがあると思っておりますので、そこでさらにさまざまな御意見をいただきながら、私の意見も述べさせていただきたいと思っております。

もう一つ、わがまち特例についても伺っておきたいと思うんですけれども、わがまち特例は、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断ができる、条例で決定することができる、このような仕組みだというふうに承知していますけれども、平成二十四年度の税制改正では、固定資産税の課税標準の特例措置、これは二件ですね、自治体が課税標準の軽減程度を、法律で定める上限、下限の範囲において条例で決定できる、こういうふうにされた。

それで、まず、このわがまち特例の導入を行うに至った経緯について伺いたいと思います。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

御指摘のように、二十四年度二件ということで、まだ本当にスタートしたばかりというのか、するばかりというところがございますが、平成二十三年度税制改正大綱において、税制上の特例措置について、各地方自治体が自主的に判断に基づいて条例において決定できる仕組みの創設を検討するとされたところがございます。

これを受けまして、総務省の自主・自立税制研

究会において、平成二十三年秋には、従来国が一律に定めていた特例措置の内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例を導入すべきとの提言がなされたところでございます。

わがまち特例は、地方自治体の自主性、自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、これまでに以上地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするものであり、税制調査会における議論を経て、平成二十四年度税制改正において導入することとしたものでございます。

これからさらに拡大できるように頑張りたいと思っております。

○稲津委員 端的に聞きます。

まず、今回の二件がなぜ選ばれたのか。それからまた、もう一方でいうと、たった二件にとどまったというのは一体どういう理由だったのか。この点について明確にお答えいただきたいと思っております。

○福田大臣政務官 正直なところ、なかなか難しかったというのが実態だと思います。

これから地方自治体の皆さんにも知恵を絞っていただいて、我々も知恵を絞りながら、これがさらに充実できるようにしていきたいと思っております。

○原口委員長 二件が選ばれた理由。

○福田大臣政務官 これについては、やはり理解が得やすかったというのが一番大きな理由だと思っておりますけれども、雨水貯留浸透施設については、対象となる施設の整備の必要性が、開発状況や浸水被害防止対策への逼迫度等により市町村で異なっていること、また、公害防止用の下水道除害施設については、対象となる除害施設の種類、規模や対象事業者の業種、規模が市町村によりさまざまであることを踏まえ、この点が、わがまち特例で独自性を発揮できるということで、非常に理解が得やすいということで決まったもの、このように承知しております。

○稲津委員 何か答弁になっていないというふうにも思っています。

要するに、たった二件にとどまったという理由と、それから、なぜこの二件が選ばれたのかということ。

今伺いますと、非常に苦慮したとか、残念だったというような印象の言葉をいただきましたけれども、要するに、わがまち特例というものをどう認識して、そして、これからどう展開していくのか、そういうことが総務省の中で余り議論されていまいんじやないだろうか、あるいは、そういう姿勢がいまいんじやないだろうか、こういうことが、今の答弁を聞いておりますと、強くにじん

で出てくるような気がいたします。

だから、地方にはなるべく権限を譲ってはいけないんだみたいな、そんなことがあつてはやはり時代に逆行すると思うんですよ。むしろ、もう一回このわがまち特例というものの制度設計の趣旨にのっとって、これをさらに展開していくぐらいの、そういう姿勢を私は強く望んでおきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきますけれども、きょうは厚生労働省さんにも来ていただいているので、ぜひ、僻地医療の医師確保対策ということで、ジャンルがまたがらりと変わりますけれども、質問をさせていただきたいと思っております。

まず一つ目は、僻地医療の医師確保対策について、国として、その責務と、それから、具体的な取り組みがどうなっているのか、この点についてお伺いしたいと思うんです。

ちょっと前もって簡潔に申し上げますけれども、これは、ある一般紙に載せられた、北海道の医師不足の傾向が拡大しているという記事なんです。要するに、医師の偏在とか格差みたいなものがあるということ以上に、実は、必要な医師数が実際の医師の数の何倍かということを示す倍率で比較すると、地方に行けば行くほど、どんどんこの格差が顕著になっていて、言うならば、医師が不足しているがゆえに今度は勤務状況が悪くなっ

ていて、そしてさらに医師不足を招く、そういうスパイラルに行ってしまうっている、そういうことが新聞記事で報道されておりました。

きょうはこういったことを踏まえた上での質問になるんですけれども、国としての責務と取り組みについてお示しいただきたいと思っております。

○篠田政府参考人 お答えを申し上げます。

地域医療についての御質問をいただきました。僻地におきます医療の確保というのは大変切実な問題かと思っております。国といたしましては、都道府県単位で、へき地医療支援機構という窓口的な組織を設置していただいております。こちらを通じまして、都道府県内の医師の派遣でございますとか、医師も交代で診療いたしますので、代診のお医者さんの派遣といったことを企画したり、調整していただいているということでございます。

それから、平成二十三年から、へき地保健医療計画という新しい第十一次の計画が策定されておりますので、都道府県で定めていただいておりますので、都道府県で定められておるわけでございますけれども、その中で、ドクタープールの機能、一定のお医者さんを確保しておこうというところでございますけれども、あるいは、キャリアパスの構築のために、僻地に勤務しているお医者さんについてもキャリアパスを構築していただきやすいようにといったような取り組みをしていただいているところでございます。

国といたしましては、引き続き、各都道府県の取り組みをできる限り支援申し上げるということで、僻地における医療の確保に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○稲津委員 ありがとうございました。

そこで、今お話のあったへき地医療支援機構の取り組みの中で、へき地医療拠点病院運営事業がありますね。この取り組みについて少し伺っておきたいと思うんです。

私のいる北海道でも僻地医療の拠点病院の数が十九病院ありまして、この事業は、申請に基づいて国が一部を補助するというところで、そこまでは

私も承知しているんですけども、この運営事業が具体的にどういう取り組みになっているのか、その点について明らかにしていただきたいと思ひます。

○篠田政府参考人 お答えを申し上げます。

今御質問いただきました、へき地医療拠点病院運営事業というのがございます。全国で二百八十カ所指定をされておるのが僻地医療拠点病院でございますけれども、こちらは、僻地における医療の確保ということで、非常に重要な役割を果たしていただいております。

やや具体的に申し上げますと、お医者さんのいない地区等を対象といたしまして巡回診療をしていただくとか、あるいは、その拠点病院のさらには下というか、現場におきまして僻地診療所というのがございますけれども、そちらの診療所に対しては、先ほど申し上げましたような、かわりのお医者さんを派遣するとか、それから、僻地に勤務をしていただきますお医者さんを育てる教育についても、拠点病院の方で実施をしていただいているということでございます。

私どもといたしましては、へき地医療拠点病院運営事業という名前でございますけれども、こちらの病院につきまして運営費の補助を差し上げているところでございます。平成二十四年度の予算案におきましては、約四億五千万円という額になつていくわけでございます。

こちらに限らず、引き続き、地域の医療あるいは僻地医療の拠点病院の運営支援ということについては、私どもとしても取り組んでまいりたいというふうな考えているところでございます。

○稲津委員 きょうは厚生労働省の方に説明をいただきましたけれども、ありがとうございます。きょうは、私もそうですけれども、いらつしやる議員の皆さんにも、おそらく地方でこの医師不足の問題で非常に悩んでいる方も大勢いらつしやるし、いろいろな御要望も地元からいただいていると思うんですね。

このへき地医療拠点病院運営事業なんですけれども、

ども、私は、いい事業だなと思うんですが、果たしてどの程度僻地の医師不足の解消に役立っているのかどうか、ちょっとこれが具体的に見えないんです。それから、予算がどうして対前年度から比べて少し減つてしまつていいのか、むしろ拡充すべき予算じゃなかったんだろかな、こう思うわけですね。

きょうはこの程度にさせていただきますけれども、せっかく来ていらつしやるのもう一つだけ意見を言わせていただきます。

臨床研修医の制度の問題についても、これは当然言われていると思うんですが、これも、研修の本身について、例えば内科とか救急については、大体原則六カ月あるいは三カ月以上の研修になつていられるんですけども、地域医療については、これは研修医の二年目に当たりますけれども、原則一カ月以上ということ、極端に少ないです。こういうような状況の中で、果たして僻地の医師不足解消に具体的に取組んでいく成果が出てくるかどうかというのは、ちょっとなかなかつきりこないですね。

きょうは、この点を明らかにするというだけで終わらせていただきますけれども、しっかりと対応をお願いしたいと思つております。

どうぞ、きょうはこの程度で結構ですので。そこで、今度は総務大臣初め皆様にお伺いしたいと思うんですが、この僻地医療の問題もそうなんですけれども、自治体病院の経営改善について伺いたいと思ひます。

自治体病院の事業会計において、不良債務の状況と特別償還の状況について説明をいただきたいと思ひます。

私、きょう、手元に平成二十年一月十五日の総務委員会の会議録を持てまいりました。実はこのときの総務委員会というのは、非常に大事な委員会だったと思ひます。

この中で、私どもの公明党の当時榊屋議員が質問しているんですけども、それに対して、政府参考人の方から、近年の医師不足によって経営

状況が急速に悪化している地方公共団体が多数あると。平成十五年度以降急増した不良債務の計画的な解消を図ることができず、同時に、平成二十年度に限って、公立病院特別債、一時借入金等を長期債務に振りかえるということでございます。六百億円を予定しております。こういうことで、実は、ここで具体的にこの病院特別債というものがいよいよ実施されるということになつてまいりました。それが今現在に至つていられるわけなんですけれども、状況はどうなつていられるのか。この点をまずお伺いしたいと思ひます。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

公立病院の不良債務につきましては、平成十九年度に千八百八十六億円であつたものが、先生御指摘のとおり、平成二十年度は三百七億円まで削減をいたしております。この大幅な削減の要因の一つとして、平成二十年度に限り認められた公立病院特別債を五十二団体が約五百七十三億円発行し、不良債務を長期債務に振りかえたことが挙げられます。

交付税措置を行い、積極的に支援をいたしているところでございます。

○稲津委員 離島、山間僻地というのは、もとより医師あるいは看護師等の確保に非常に苦労している。それは、先ほどの厚労省さんへの質問として説明の中でも少し明らかにさせていただきましたけれども、要するに、離島や僻地に行けば行くほどさらに深刻な状況になつていっていることですね。

したがって、そういう離島、山間僻地においては、医師確保のために、さらに医師招聘費をふやしていくとか、あるいは運営経費そのものをふやしていくかなきゃならないという非常に厳しい状況が続いておりますので、この点についても具体的な配慮を今後さらに進めていただきたいということをお願いいたします。

もう一点、公立病院の改革ガイドラインについて伺つていきたいと思ひます。

この公立病院特別債は、公立病院改革ガイドラインに基づいて病院改革プランを策定した場合といたのが条件の一つになつております。

その改革プランというのは、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し、こういうことが視点かというふうにとつておりますけれども、プランの実施状況、これを簡潔にお答えいただきたいと思います。同時に、今後のこの公立病院の改革というのは、どこに焦点を合わせていこうというふうな考えていらつしやるのか。この二点、お伺いしたいと思ひます。

以上でございます。

経営改善の状況というのが、今の御答弁、説明、数字の中でも明らかにされたのではないかとと思つています。

では一方で、もう一つの、先ほどの話にまた戻りますけれども、例えば離島とか山間僻地の自治体病院の経営状況はどうなのかということなんですけれども、この経営支援に向けた交付税の措置というのはどうなつていられるのか、この点についてもお伺いしたいと思ひます。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。

山間僻地、離島などの地域においては、民間医療機関の立地が困難な中で、公立病院が地域医療の確保に極めて重要な役割を果たしているものと認識をいたしております。

総務省としては、山間僻地、離島など、いわゆる不採算地区の病院の運営に要する経費、僻地への応援医師の派遣に要する経費などについて地方

総務省においては、公立病院改革ガイドラインに基づき、病院事業を実施する地方団体に対し、公立病院改革プランを策定し、改革を積極的に推進するよう要請してきたところでございます。

この改革プランの実施状況については、例えばであります、経営の効率化に係るものを申し上げますと、平成二十三年に経常収支の黒字化が見込まれる病院は五百五十一病院で、全体の約六割に及んでおります。

この黒字化の主な原因は、先ほどお話がありました公立病院特例債もございすけれども、厚生労働省もおりますけれども、二十二年度からの診療報酬の改定、これに伴っての黒字化も実は大きく進んだということでございます。

また、同プランに自主目標として具体的な数値を掲げることになっている経常収支比率、職員給与費比率及び病床利用率の三指標について、達成見込みの病院が二百四十七病院、全体の二七・五％、一方で、いずれも達成できない見込みの病院は二百十八病院、全体の二四・三％となっております。

こうしたことを踏まえて、さらにこの改革プランが進むように、総務省としては支援をしてまいりたい、そのように思っております。

○川端国務大臣 今実態を御報告いたしましたけれども、基本的には、いわゆる公立病院改革プランに沿ってそれぞれ努力していただきたいということの中で、診療報酬の改定がありました背景もありませんけれども、一定の改善はされてきておるわけでありまして、実際に、経常収支比率、職員給与費比率、病床利用率の三つの指標について、これが経営効率化という三指標でございますが、いずれも達成できる、全部達成できるところが三割ぐらいしかないという状況であります。

目標は、やはりこれは一つの大きな基準でありますので、この三つの、給与、定員管理の適正化、経費の節減合理化、病床利用率向上等による収入確保の目標達成ができなかったところは、どういう課題があるのかということも含めて、この課題の再見直しをして、目標設定をしていただきたい。と同時に、やはり再編・ネットワーク化というのが大変重要な課題であります。御指摘のように、医師不足が大変深刻でありますので、基幹病院の位置づけ、それぞれ公立病院の位置づけ等々の部分での経営形態の見直しを含めた改革の取り組みも期待をされているところでありますので、総務省としては、引き続き公立病院の改革の実施状況を的確に把握しつつ、必要な支援、援助、助言を

行つてまいりたいと考えているところでございます。

○稲津委員 このことはもう少し伺いたいと思うんですが、時間がありませんので終わらせていただきますけれども、医師不足のことについては、その解消に向けてぜひ御努力いただきたいと思ひます。

最後に、東京圏の中核機能のバックアップ体制について伺いたいと思ひますけれども、時間がありませんので、要約して二点だけ伺いたいと思ひます。

先ほどの質疑の中でもありました、首都機能のバックアップをどうするのか。昨年の東日本大震災、そして今後、東海、東南海、そして首都直下型地震、これに向けてやはり万全の体制をしいていこうということで、バックアップ機能の強化を図るということが今いろいろ取り沙汰されております。

特にまず、国交省にきていただいているので、一点だけ伺いますけれども、昨年十二月から、東京圏の中核機能のバックアップに関する検討会を立ち上げて、有識者による検討を開始していると承知しております。この検討会立ち上げに至った経緯とともに、現在の状況、今後のスケジュールについて、お伺いしておきたいと思ひます。

それからもう一点、これはぜひ総務大臣にお伺いしたいと思ひますけれども、今後、地方の自治体とのバックアップ体制については、いろいろな連携が必要になってくると思ひます。各地方自治体とどう連携していくのか、総務省としてもぜひこのことは検討していただきたいと思ひます。ですから、総務大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。

○原口委員長 質疑時間が終わっておりますので、簡潔な御答弁をお願いします。

○吉田副大臣 先生御指摘のとおり、東京圏の中核機能のバックアップ体制の構築というものは近々の課題ということで私どもは認識をしております。

今御指摘ございましたバックアップに関する検討会につきましては、昨年の復興構想会議また国土審議会等々の御指摘の中で、昨年十二月、有識者によりまして立ち上げをさせていただいてるところでございます。

一月二十三日、第三回検討会におきまして、バックアップすべき業務の種類、範囲、バックアップの形態、バックアップ先等の条件等を内容とする第一次取りまとめ案を提示し、議論をいただいているところでございます。今月中を目途に、これらの基礎的な論点とその考え方を内容とする取りまとめをする予定にしております。

以上でございます。

○川端国務大臣 国土交通省で今のようことが進められておりますが、今後、取りまとめ、議論をされていく中では、当然ながら地方自治体との連携も重要になってくると思ひますので、総務省としては、必要な検討、協力をしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

○原口委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

きょうは、最初に、昨日の予算委員会でも前国土交通大臣に、液状化対策推進事業のことについてお尋ねしました。その点についての若干の補充、確認の答弁を国土交通省からお願いいたします。復興交付金の液状化対策推進事業を進めるに当たりましては、復興交付金交付要綱では、液状化対策事業計画の区域内の宅地について所有権及び借地権を有する者のそれぞれの三分の二以上の同意が要件の一つとなっております。

昨日の予算委員会の質問におきましては、個人負担を同意の要件としているのかという私の質問に対し、前田大臣は、それは前提になっていないという答弁でありました。

ここで大臣が示している個人負担というのは、いわば広い意味での負担を示しているものであつて、いわゆる金銭的負担のみを指すということではないと受けとめておりますが、その点について、国土交通省としての見解をお聞かせください。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

液状化対策推進事業は、これは昨日も大臣から御答弁させていただきましたが、東日本大震災により著しい液状化被害を受けた地域を対象として、公共施設と宅地を一体的に地盤改良等を行う場合に、公共施設に係る対策費を支援する事業でございます。個人の宅地に係る対策費につきましては、その所有者の方に御負担をいただくこととなります。

個人の宅地において液状化対策を施す場合には、通常は金銭的な負担を伴うものと認識をしておりますが、例えば、既に一定の地盤改良等を施された場合等につきましては、さらなる対策を求める必要がない場合も想定されるというふうに考えております。

○塩川委員 既に液状化の地盤改良を行っているような方もいます。いろいろな場合が想定されるわけでありまして。そういった際に、この交付要綱にある三分の二以上の同意というのは、宅地所有者の金銭的負担を同意の要件としているということではないということを変更して確認させていただきたい。

○加藤政府参考人 液状化対策推進事業の採択要件についてのお尋ねでございますが、この採択要件の中では、宅地所有者の金銭的な負担について具体的に明示されているものではございませんけれども、先ほど答弁させていただきましたように、本事業は公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われることが事業の前提でございますので、個人の宅地におきまして液状化対策を施す場合には、通常は金銭的な負担を伴うものではないかというふうに認識をしております。

○塩川委員 三分の二以上の同意、交付要綱においては金銭的負担を求めるとことは前提として、当然のことながら個人所有者の金銭的な負担ということは想定され得るということでありまして、やはり同意というのが一つのハードルとなつて事業が進まないということでは元も子もありません。

せんで、そういう点でも実態に即した柔軟な対応を行わなければならない、このことを改めて求めておきます。

ありがとうございます。結構です。

それでは、次にお聞きしたいのが、被災自治体の職員体制の強化に対する財政措置の問題であります。

東日本大震災の被災自治体では、復旧復興事業に本格的に取り組む時期になっております。

先日、宮城県山元町の担当者の方のお話を伺いました。山元町の一般会計の規模は、通常なら五十億円程度、うちハード事業が七億円程度だった。今回の被災による復興事業で、年間の事業費が五百億円程度、ハードも数十倍になっている。もともと七億円程度のハード事業のため、土木関係の技術者は十人程度だった。区画整理もやってこなかったで、知識も足りない。一般事務においても、固定資産税などの税務や防災対策、派遣職員受け入れのための人員、介護保険への対応者など必要になっている。総務省ルートで六十八人の要望を出したけれども、そのうち確定をしたのは三十六人だ。一年間通して来てもらえる方が二十六人で、数カ月単位の方が十人となっているという話でありました。

また、福島県南相馬市の担当者の方にも先日お話を伺いました。二十七人の要望を出したうち、二十人について確保してもらい、調整中だということでした。国交省の防災集団移転促進事業の中で十二名を要望し、五名の確保をしたところだということ。復旧復興作業を進めるに当たって、必要最低限の人員をお願いしている。どこの市町村も定員削減をしている中で職員を出すことは難しいと思う。保健師については現在十八名だ。必要としているところは、仮設住宅などを抱える自治体で、見守り訪問をしているところだと思ふ。多く要望したいと思っても、助成ということもあり、遠慮がちになってしまうというお話です。このように、土木建築や保健師などの専門職を含む多くの職員を必要としております。

総務省は、全国市長会、全国町村会と協力をして、中長期的な市区町村職員の派遣をサポートしております。そこで、総務省にお尋ねをいたしますが、現在、被災市町村からの長期派遣について、要望人数は何人ぐらいたっているのか、また、これに比べて全国の市区町村からの長期派遣の申し出の人数が何人になっているのか、この点について確認をさせていただきます。

○福田大臣政務官 お答えをいたします。現在、総務省においては、御指摘のとおり、全国市長会、全国町村会の協力を得て、来年度における被災市町村への職員派遣の支援を行っているところでございます。

被災市町村からの職員派遣の要望人数は二月二十八日現在で五百六十八人となっております。要望に対する全国の市区町村からの派遣の申し出人数は三百四十人となっております。

○塩川委員 要望の数が五百六十八人で、全国からの派遣できますよという申し出の数が三百四十人ということ、全国に呼びかけながらも十分応え切れていないという状況にあるわけです。

石巻市の担当者の方のお話もありましたが、漁港土木の専門職が欲しいという話がありました。来年度について、漁港土木の経験がある人がまだ確保できていない。二十三年度は、十一月から二月末にかけて、長崎の対馬市と平戸市から二名の方に来ていただいて災害復旧査定などに従事していただいたけれども、今後の見通しが立っていないということ。道路や下水道などとは違い、岸壁というのは特殊なものなので、経験者が欠かせないんだ、こういうことを訴えておられました。

そこで、ぜひ総務省にお尋ねしたいんですが、全国市長会、町村会と協力しながら派遣のサポートをしているわけですが、特にこういった専門職への要望、これにどう応えるのかということ、もっと知恵を出して工夫する必要があるんじゃないかと思うんですが、この点について、こういうふうな考えているということがあれば、ぜひお示しいただけないでしょうか。

○川端国務大臣 御指摘のように、技術職、そして今言われたような専門職の方が欲しいというニーズになかなか応えられない。これは、送り先としても、要員がタイドであるということと同時に、長期にわたるといことは、長期に抜けると差しさわりがある。あるいは、長期に行っていたくというとき、受け入れ側としての住居が手当てできないとか、いろいろな要因があります。

総務省としては、たくさんのお要望をいただいている市、町を中心に、本省から職員を派遣いたしまして、実情をお伺いして、きめ細かくマッチングできるようにということと同時に、採用、これは期間限定も含めて、財政的な手当てはするということを含めて、新たに採用してもらうということもできないかと。そういうときにも、宿舍の感じというのと通っていたのが一番ありがたいんですけれども、そうすると、実は建設とかでありますと、復興に対する民間の事業者と競合するような部分も出てくるということもありました。

それで、専門職種、例えば技術士会とか建築士会とかそういうこと、それから、地方公共団体のOB会等々は、定年になって元気でおられる方も地方にはたくさんおられます。そういう人たちに、例えばテレビの報道なんかでも、ずっと昔とか、ふるさとであるから、定年になって、町で暮らしていたけれども、この際、ふるさとへ帰って自分の仕事、経験を役に立たせるんだといって行った方とか、場合によっては仕事をやめて行かれた方もおられます。

そういう意味で、そういう形も含めて、あまねくいろいろなルートを通じて、専門の技術士会とか建築士会とか役所のOB会とか、いろいろな知恵の中で、そういう人を求めています。御協力いただけないかと。受け入れ側に関しては、宿舎を何とか手当てできないだろうか、それから給料に關しては我々が手当てできないかということを含めて、いろいろな知恵を出して今取り組んでいるところでありまして、委員におかれても、こんなことはできないのかというのがありました。

ら、また御示唆いただければ、我々としては前向きに検討させていただきますと思います。

○塩川委員 そういう点でも、被災自治体として採用して、しっかりとした専門職、技術職を確保していくという話になります。

確かに、国を挙げて支援を行っているということで、総務省ルートでは、市長会、町村会。全国知事会が被災県に対して全国の都道府県からの支援というルートもあります。

また、国土交通省とか各省の単位で、それぞれの事業ごとの支援も行っているということ、例えば国土交通省も、区画整理事業ですとか防災集団移転促進事業については国交省から自治体職員に声をかけて派遣を組織するというのをやっているわけですが、これも、全国知事会によりまして、この防災集団移転促進事業、それから土地区画整理事業について、被災自治体からは二百人規模の要請があつたけれども、現状は百六十人ぐらしか応えられていないということもありました。

また、URの職員も災害公営住宅の建設業務に今入るようになってきているということ、これも七十三人が被災市町村に派遣をされているということですが、派遣元自治体にもぎりぎりの職員体制で通常業務をこなしているということもあり、職員を長期に派遣する余裕がないのが実態ということでもあります。

その点でも、大臣が御答弁された、やはり被災自治体での採用、直接雇用が必要になってくる。既に、少なくとも被災自治体では、復興業務に従事する任期つき職員ですとか、あるいは正規職員の採用も始めているわけでありまして。

そこで、大臣にお尋ねしますけれども、こういった、この間行ってきた長期応援派遣に係る被災自治体の人件費は震災復興特別交付税で全額措置するということ、承知しております。任期の定めのない常勤職員、つまり正規の職員、また再任用の職員、任期つきの職員、これらについて、復興業務に当たるとした場合であれば、その人件費を

震災復興特別交付税で全額措置するということが必要だと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○川端国務大臣 私たちも全くその必要性を認識しております。被災自治体において、復旧復興の業務への対応のため常勤職員の採用を行った場合には、その経費の全額を震災復興特別交付税で措置することとしておりますけれども、必要な期間における任期つき職員の採用を行った場合においても同様の措置を講ずることとしており、その旨、去る二月二十四日に周知を行わせていただきました。

また、こうした措置については、復旧復興業務が特に増大すると考えられる集中復興期間、平成二十三年度から二十七年までにおいて、被災自治体の実情を十分にお伺いしながら、継続的に行ってまいりたいと考えているところでございます。

○塩川委員 ぜひしっかりと周知方をお願いしたいと思っております。これは二月二十四日に周知をされたというふうな聞きましたけれども、その前なのか後なのか、ある被災自治体の担当者のお話を伺いましたら、その担当課長さんは、正規職員は復興特交で措置すると聞いているんだけれども、任期つき職員は措置されないんじゃないかと、何かそんなふうなお話もされておられたというところで、そんなことはないんだということはいざ改めて周知方努めていただきたいと思っております。

それと、実際に震災復興特別交付税で措置をする期間についてのお話もございました。

集中復興期間ということで五年間、二十三年度から二十七年までということですが、震災復興特別交付税そのものは、予算措置ということでは、その先まで制度的に担保されているということではないと思うわけですが、そもそも復興基本方針などでも復興期間そのものは十年間と見ているわけですね。もちろん、それを早目にしっかりとやらなくちゃいけないから、集中復興期間を定めて、必要な経費もかけてやるということですが、けれども、復興期間そのものは十年というスパンを

考えている。

となれば、任期つきの職員も三年とか五年という方もあるでしょうし、それだけではなく、正規雇用の職員についても、実際に復興業務に当たるのであれば震災復興特別交付税で見るということであるわけで、そうであれば、正規雇用の方を採用してから、五年ではなくて十年間、復興期間に見合せて震災復興特別交付税で措置する、そういう考え方が基本であるべきではないかと思うんですが、この点、大臣はいかがですか。

○川端国務大臣 いろいろな対応策の趣旨は、復旧復興事業が円滑に進むように、そしてそれは、特別なことでありますが、地方の自治体の負担だけは賄い切れない分はしっかりと手当てするという趣旨でありますから、当面、集中復興期間である五年をしっかりと手当てさせていただきたいと考えているということでもあります。その終期に際して復興事業がどのように進捗しているのかの状況にもよると思いますけれども、しっかりとそれが引き続きやっていただけるようにという趣旨は、当然ながらずっと生かされるものだというふうな思っております。

○塩川委員 こういう点でも、被災地において復興を行っている期間においてはしっかりと、復興業務に係る職員についての震災復興特別交付税、被災自治体の負担にならない形で支援を行うということについて、ぜひ対応方を求めていくものであります。

被災自治体でも、例えば定員をふやして対応しようとする自治体なども生まれてきております。そういう点でも、積極的な採用を行うということでは、任期つきや再任用だけではなくて、任期の定めのない常勤職員ということも含めて、きちんと見通しが立つ財政措置を求めておくものであります。

次に、国家公務員の給与臨時特例法に関してですけれども、これを地方公務員及び民間労働者に波及させるということは、これはあってはならないということを強く申し上げておくものであります。

す。

国家公務員のいわば賃下げ法ですけれども、全国知事会も昨年の十二月二十日の見解で、地方交付税や義務教育費国庫負担金の算定に用いる地方公務員の給与については、時限の特例法に基づく国家公務員給与の削減後の額を用いることは不適当だという趣旨のことを述べておりますし、中核市長会の決議においても、国家公務員の引き下げ相当額を地方交付税に反映させるのは承服できないと指摘をしております。

そこで、大臣にお尋ねをしますが、国は、地方自治体に対し、地方公務員の賃下げを求めるような、こういうことは決して行うべきではない、また地方交付税を削減するなどの財政措置も行うことは許されない、このことが強く求められるわけですが、大臣としての答弁をいただきます。

○川端国務大臣 これは議員立法の法案の審議の過程でも議論になった点であります。地方公務員の給与は、もう何度も申し上げておりますけれども、地方公共団体において、それぞれの時点で状況が踏まえ、地方公務員法に基づいて、適切に議会で議論の上、条例で定めるということでありますので、先般成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第十二条の規定を踏まえ、引き続き、国民、住民の理解と納得が得られるよう、情報公開を徹底するなど、自主的な取り組みを進めながら、適切に決定することが肝要であるというふうな考えております。

したがって、地方公務員の給与について、総務省から地方公共団体に対して、今回の国家公務員に係る時限的な給与削減措置と同様の措置を実施するように要請することや強制することは考えておりません。

総務省としては、地方財政計画の策定に当たって、本臨時特例法に定める給与削減措置と同様の措置が一律に実施されることを前提とした給与関係経費を計上することは考えておらず、今後の各地方公共団体の給与改定の動向を踏まえつつ、所要の給与関係経費を計上し、必要な地方交付税総

額を確保していくこととしたいと思っております。

○塩川委員 地方財政計画上は、給与関係経費の算定の仕組みとして、人事委員会勧告の実績ベース、それから、あわせて各自治体における定員適正化計画、これの実績などを踏まえてということですから、今はかつてのように国の人動並びということにはなっていないというのはいささか前提として踏まえるべきことでもありますし、ましてやこの特例部分の引き下げなどはあってはならないということは申し上げておくものであります。

次に、文科省にお尋ねをいたします。

義務教育費国庫負担金について確認をいたします。

国家公務員の賃下げ法が成立をしました。が、義務教育費国庫負担金を引き下げるようなことがあってはなりません。この点について、文科省としてはどのように対応されるおつもりか、お尋ねします。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。

小中学校の教職員を含めて地方公務員の給与につきましては、今般成立をいたしました国家公務員給与臨時特例法附則第十二条のとおり、この法律の趣旨等を踏まえまして、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものというふうな考えております。

義務教育費国庫負担金の取り扱いについては、政府全体の地方公務員給与の取り扱いの検討を踏まえて適切に対処すべき問題だというふうな考えております。

以上でございます。

○塩川委員 政府全体ということではなくて、文科省としてどう考えるかというのを聞いています。

この点について言えば、地方公務員の給与削減に関する質問主意書への答弁書が二〇一一年の六月三日に閣議決定をされておりますが、その中では、地方公共団体の職員の給与については、お尋ねの地方交付税の減少あるいは義務教育費国庫負

担率の引き下げを手段とすることを含め、国家公務員給与引き下げと同様の引き下げを地方公共団体に強制することは考えていないとしているわけ、こういう立場こそ文科省が行うべき姿勢ではありませんか。

もう一度お答えください。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。

今御紹介いただいたものもそうでありまして、また川端総務大臣におかれても、国会におきまして、地方交付税の減額により給与の引き下げ等を強制することは考えていないという趣旨の答弁もされているというふうにご承知をいたしておりますけれども、文部科学省といたしまして、公立小中学校の教職員給与費に充当される義務教育費国庫負担金については、同様の考え方に対応してまいりたいというふうに考えております。

○塩川委員 同様のということであれば、先ほど川端大臣がお答えになったように、義務教育費国庫負担金について、給与臨時特例法にあるような特例部分、これに見合うような引き下げは考えていないということでしょうか。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。

給与の引き下げを強制するようには考えていないという点について今申し上げたつもりであります。

○塩川委員 そういうふうには、強要するということもだめだし、結果として引き下げるような国としての財政措置を行うこともだめなんだ、こういう姿勢で臨むということが求められているわけで、文科省としてそういう姿勢をはっきりと示すことこそ省としての役割を果たすということを強く申し上げておくものであります。

もちろん、マイナズ人勤部分をどうするかという話があります。ただ、もともとこの間、民間の給与が大きく下がり、同様に、対応して公務の給与も下がるという賃下げの悪循環になっているときに、この悪循環につながるようなマイナズ人勤の実施そのものも我が党としては反対だ、このことは申し上げておきます。義務教育費国庫負担金

を削減するようなことがあつてはならないということでありまして。

次に、保育所運営費国庫負担金について、厚生労働省に確認をいたします。

民間保育園の保育所運営費国庫負担金ですけれども、この負担金の、運営費で見れば、人件費分が全体の四分の三に当たるわけでありまして、ですから、国家公務員賃下げ法は成立をしましたが、保育所運営費国庫負担金を引き下げるようなことがあつてはなりません。厚生労働省にお尋ねをしますが、国家公務員賃下げ法は成立はしたわけですが、保育所運営費国庫負担金についてどのように対応するのか、この点についてお聞かせください。

○辻副大臣 御質問いただきました保育所運営費につきましましては、一般職の職員の給与に関する法律に準拠した積算を行っているところでございまして、これは、国家公務員の給与が民間の給与に準拠して定められていることを踏まえたものでございます。

御指摘をいただきました今般の国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律は、厳しい財政状況及び東日本大震災に対処するための臨時特例、国家公務員の人員費を削減するための臨時特例的な措置としてなされたものでございまして、それとは異なる民間の保育所の運営費の積算をこの法律に準拠して行うことは適当でないと考えております。

なお、人勤についても付言させていただきますけれども、二十三年の人事院勧告につきましては、五十歳代を中心に、四十歳代を念頭に置いた俸給表の引き下げによる改定を内容とするものでございまして、比較的若い年齢層の俸給表に準拠しております保育所運営費への影響はございません。

以上でございます。

○塩川委員 保育所運営費国庫負担金を引き下げるようなことがあつてはならないということは申し上げる。

ほかにも、民間病院などにも波及するという問

題がある。こういうのも決して許さないということをはっきりと示すべきでありますし、独立行政法人や国立大学法人についても、本来労使関係で決めるものを、何らか上から圧力をかけるようなやり方は決してあつてはならない、この点も強く申し上げます。

国として、地方自治体の職員や公共サービスに従事する職員の賃下げにつながる財政措置を行わないことを明確にすべきだ、このことを申し上げます。

○原口委員長 次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。

川端大臣以下政務三役の皆さん、長時間本当にお疲れさまでございます。

きょうは、周波数オークションの話をしたと思います。

この間、原口大臣、片山大臣、歴代の大臣にこの件について質問をしてきて、原口大臣からは、思わぬ踏み込んだ前向きな答弁をもらって喜んだり、片山大臣になって、関心の薄い答弁でがっかりしたりしてきたところで、昨年十一月の事業仕分けがあり、それをうつつやるかのよう川端大臣の御答弁がありました。

現在、野田内閣の目指しているのは、税と社会保障の一体改革と称する消費税の増税でありまして、そして、増税の前提として税外収入の確保に取り組み、こういう決意も示されております。ならば、世界じゅうで行われている周波数オークションを、プラチナバンドとも言われる九百メガヘルツ帯、七百メガヘルツ帯において早急に実現をして、二兆円とも数千億円とも言われる税外収入の確保を目指すべきではないかというふうに思いますが、まずこの点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

（委員長退席、逢坂委員長代理着席）

○川端国務大臣 七百、九百メガヘルツの問題に関して、別にうつつあったわけでも何でもござい

この国会の審議を通じて、昨年、この九百、七百両メガヘルツに関しての、いわゆる引越し費用を負担する中で割り当てるといふ法律が衆参両院で可決をされ、成立いたしました。それが、パブリックコメントで実施要綱を含めて御意見を伺う中で、淡々と手順を進めている状況でございまして、それが特段、そういう政策提言仕分けは、これからの事態に際してこうあつた方がいいということいろいろ政策提案として検討しなさいということに、既に動いて、もうゴール間近な部分にはいろいろな迷惑と混乱が起こるということで、仕分けの人たちも含めて、委員会を含めて御理解をいただいた中で予定どおり今行っているところであることは、まず前段御理解いただいたと思います。

そういう中で、何兆円単位のお金が動くという御指摘がありました。

これは、いわゆるＩＴバブルの時期は確かに欧米において周波数オークションで、例えばイギリスとかアメリカにおいて、一兆円を超える、一兆八千四百億とか三兆九千億という時代もございました。近年では、落札金額の合計が数千億、二〇一一年では、韓国で千二百億、スペインで千八百億円というふうには、経済環境や競争条件で大きく左右されるものであるということが前提として御理解をいただきたいと思ひます。

同時に、周波数オークションというのは、電波の有効利用の促進や無線局免許手続の透明性、迅速性の確保を主目的として導入するものであると考えておりまして、諸外国でも、国庫収入の増加という点ではなくて、こうした観点から周波数オークションが実施されていると理解をしております。

特に米国では、国家収入の増加を周波数オークションの主目的とすることは法律により否定されております。禁止される配慮ということ、この委員会は、公共の利益、便宜及び必要の判断の基準を本項に基づく競争入札方式の利用から得られる連邦歳入の期待に置いてはならないという規定

まで書いているところもございます。
イギリスにおいても、法律においては、オークションの主目的は、歳入の増加にあるのではなく、将来の希少な周波数の効率的利用を確保することにあるという記述もございます。

そういう目的に沿って、我が国においても、このような観点から、周波数オークションの速やかな導入を図るべく、これからの問題でありますけれども、電波法の一部を改正する法律案を今国会に提出するために準備を進めているところであります。現在進めております九百、七百においては、昨年つくっていただいた法律に基づいて進めていくつもりでございます。

○柿澤委員 オークション制度の導入は、電波を高く売るという目的ではないんだ、要するにそういう御答弁をいただいたというふうに思いますが、しかし、いみじくも大臣が末尾におっしゃられたように、今、オークション制度導入のための電波法改正案、政府の中で最終段階の立案作業を行っているというふうに思うんですけれども、私の手元にあるペーパーを見る限り、入札開設指針の策定に当たって、入札等により決定することが電波の経済的価値を最大限発揮できる場合、入札開設指針を策定する、こういうことが書かれているではありませんか。

こういう形で、総務省の判断によって、これはオークションにして、これはしない、こういう条件をつけることは私は一義的には賛成しませんが、けれども、しかし、この総務省の案でも、経済的価値を最大限発揮できる、こういう前提に立った場合にオークションを導入する、書いてあるではありませんか。こういった点について、先ほどの御答弁との明らかな矛盾が感じられるというふうに思います。御答弁、ありますか。

○川端国務大臣 経済的目的のためにやるのではないという趣旨と、結果として経済的収入が上がるということとは、何ら矛盾しないというふうに思っております。

○柿澤委員 条文中、少なくとも、今御説明を総

務省として例えば与党民主党等にされている場合に、入札等に決定することが電波の経済的価値を最大限発揮できる場合、書いてあるではありませんか。そうでなければオークションはやらない、こういうことが規定をされているのに、経済目的ではオークションはやらないんだ。私には、ちよつと理解が足りないのか、理解ができません。

れども、既に、本答申を発表させてもらう前に、審査の資料を公表させてもらっております。その中で、審査基準への適合度合いを点数化した指標、そしてその指標といえますのは、例えば電波の逼迫度合いとか、過去の割り当て状況はもちろんのこと、人口のカバー率だったり、MVN Oへの寄与割合、あるいは周波数移行への会社の組織の充実度合い等々があるわけですが、その採点の根拠についても既に公表させてもらっております。

先ほど来、十一月の事業仕分けの結果のことが、私も言及しましたが、第三・九世代携帯電話から即時導入すべきだ、また、現在進行中の、まあ決まりましたけれども、九百帯の割り当て方針は国民共有の財産を不当に廉価で売り渡すことになる、こういう意見が出されていたわけですが、けれども、これについて川端大臣は、先ほど御答弁をされたとおり、既定の方針どおり粛々と淡々と進める、こういうことを言われているわけであり

同様に、七百メガの割り当てに関しまして、本年夏ごろを目途にしておりますが、速やかに発表できるようにする所存でございます。

その上で、平成二十四年一月十九日付総務省の提言型政策仕分けへの対応、こういうペーパーが出てまいりました。七百、九百に関しては、客観的な指標や評価根拠の公表等の透明性を図りつつ、割り当て事業者を決定、こういうことが書かれております。

これは、どのようなプロセスでいつまでにこれを決めるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

しかし、こういう指標をつくる、また評価根拠をつくる、こういうことによって、結局、実施時期を、オークションの導入時期がある意味ではほとんど先の時期に延ばしてきた、これが今までの歩みだったのではないかとこのように思うんですけれども、この客観的指標、評価根拠の公表というのは、これはどういう形で行われることになるのか、お伺いをしたいと思います。

これは、一つの電波の利用状況を踏まえねばならないということで、三・九の場合は四世代よりも少し低い周波数帯が多分必要になると思われる。何メガヘルツとか何ギガヘルツというのはまだこの場では言及しないようにしようと思っておりますが、いずれにしても、先客がいる場合もありますし、どの周波数帯が使えるかということ

具体的プロセスですが、幾つか段階があります。

これは、一つは電波の利用状況を踏まえねばならないということで、三・九の場合は四世代よりも少し低い周波数帯が多分必要になると思われ

○森田大臣政務官 お答え申し上げます。

これは、一つは電波の利用状況を踏まえねばならないということで、三・九の場合は四世代よりも少し低い周波数帯が多分必要になると思われ

○森田大臣政務官 お答え申し上げます。

これは、一つは電波の利用状況を踏まえねばならないということで、三・九の場合は四世代よりも少し低い周波数帯が多分必要になると思われ

省内で検討しまして、電監審へ諮問して、認可を受けた。その上で、今度は技術的な認証ということに関しては、情報通信審議会において検討いただきまして、まとめたというふうに思っております。

〔逢坂委員長代理退席、委員長着席〕

○柿澤委員 今のお話を聞いていますと、極めて前向きにということ、結構なことだと思いますが、空き状況等々、また周波数帯をどこにするかというのを考えると、あいているという意味では二ギガというのが一つ有力なかなというふうにも感じられるわけですが、その点、やはり二ギガが一つの検討の対象となり得る、こういうことで理解をしてよろしいでしょうか。お伺いをしたいと思います。

○森田大臣政務官 現時点で何ギガというところを言及するのは、申しわけございませんが、差し控えたいと思います。

○柿澤委員 さて、プラチナバンドと言われる九百帯ですけれども、時あたかも、ソフトバンクへの割り当てが決まったわけでありまして。改正電波法に基づいて、タクシー無線等に使われるMCA無線の立ち退き費用として二千億内外をソフトバンクは負担して、その帯域を使うわけですが、しかし、申請した競合他社のドコモ、KDDIもイー・モバイルも、負担上限の二千億出すと言ったわけですから、結果、これは価格競争ではなく、言うなればビュティコンテスト方式で周波数割り当てになったということだと思います。

それはそれとして、私が変わと思うのは、配付

資料のとおり、今皆さんの机上に御配付させていただいていますが、下の部分に「移行前」「移行後」というのがありますが、MCA無線に九百帯から立ち退いてもらうのに、次の移行先がまた九百メガヘルツ帯なんですか。これは一体なぜですか。ほかの周波数帯でも十分、それどころか、MCA無線はこの際廃止をして、携帯でサービスをやればいいじゃないか、こういう人もいるほどであります。

せっかくプラチナバンドをあけるのに、何でまた行き先が九百メガヘルツ帯なんですか。お伺いをいたしたいと思います。

○森田大臣政務官 お答え申し上げます。

二つ目的があるんですね、電波の今回のリパックは、一つは、御承知のとおり、スマートフォン等の急速な普及によりますトラフィックの増大に対応するためということでありまして、もう一つは、国際的な協調というものを周波数帯において実現するための意味合いもあります。

そこで、資料を出してもらっておりますので、今回、携帯用は、九百から九百十五を端末用、九百四十五から九百六十を基地局用というふうにしまして、これは欧州等の国際割り当てとほぼ同一というふうになっております。

同時に、あと二つのパズルピースを合わせる必要があります。

これは、RFIDをどこに持つてくるかでございます、九百二十八を上限にするのが北米等の基準といえますが周波数の使い方とほぼ同一になるということ、やはりこれは機器の開発とか調達にとって非常に重要なことであるという観点から、国際協調というものをとらせてもらった次第でございます。

そうしますと、MCAが必要かどうかという議論は、ここは別に置いておきまして、MCAに関しては、周波数帯の特性から考えると、一つは、下の八百五十から八百六十で一つ使われている帯域がありますから、余り離れしてしまうと、やはり機器の今の仕様、使えているものが使えな

なってしまうという不都合も生じますので、やはりあいたところにMCAをはめていくことが適当であろうというふうに考えた次第でございます。

○柿澤委員 一定の御説明はいただきましたが、私たちがみると、結局これは、MCA無線のサービスを営んでいる財団法人移動無線センター、これは理事長、専務理事、常務理事、総務省OBが占めている、典型的な天下り法人ですね。このMCA無線の立ち退き料がそこに落ちるような仕組みをつくっていく、こういうふうにくるような腹を探られても仕方がないのではないかとこのように思います。

こうした点はもう既に指摘を受けておられますので、今回、先ほどの文書で、移動無線センターの透明性を確保した運営や体制の刷新等の抜本見直しということが書かれていられるんですけども、これは一体何を行うんですか。御答弁をお願いいたします。

○川端国務大臣 抜本見直しの前に、今の御質問にかかわることで補足説明をさせていただきますが、総務省としては、提言型の政策仕分けを踏まえて、九百メガヘルツ帯開設指針に以下の内容を追加いたしました。周波数移行に要する費用の負担の公平さが確保されるよう十分配慮し、MCA制御局の免許人等は、周波数移行の実施に関する協議に関与したことに對して認定開設者及び移行対象免許人等から対価を受けてはならないことという追加しておりますので、今言われた御懸念はないというふうにご理解いただきたいと思います。

同時に、財団法人移動無線センターは、MCAシステムと呼ばれる、複数の周波数を多くの利用者、陸上運輸、配送業、コンビニ、生協など流通業、道路サービス、ガス事業者、警備会社、金融、医療機関、地方公共団体、消防防災、百七十五自治体云々ということで、多くの事業者で共同利用する陸上移動通信システムの中継局を全国に整備し、業務用移動通信サービスを提供している公益法人でございます。

このセンターが、昨年十一月に行われた提言型政策仕分けにおいて、同センターへの天下りに関する指摘がなされました。これを踏まえて、一つは、現在六名いる常勤理事のうち三名が総務省OBとなつていく体制の見直し、人件費の削減などの運営の抜本的改革に取り組んでいくこととしております。総務省としては、センターのこのような取り組みを注視して、必要に応じて適切に監督してまいりたいというふうに思っております。

○柿澤委員 現実には、MCAの利用者はどんどん減少している状況にあるわけで、先ほど来申し上げているような、プラチナバンドと言われるような帯域をMCAに割り振る、こういうことの理由づけには今のお話はならないというふうに私は思います。

時間もなくなつてまいりましたので最後の御質問にしたいと思います。九百がソフトバンクに割り当てられたきのう、七百に関して開設指針案も公表されております。今月いっぱいパブコメということですが、割り当て三社ということですから、今回九百がソフトバンクですから、ドコモ、KDDI、イー・モバイルとあるわけです。ソフトバンク以外の全ての事業者がちょうど割り当てが可能な枠が用意されることになる。これで、時間がないからということ、今回と同じ上り限立ち退き料を設定したビューティーコンテスト方式で三社に割り当てを決めたら、これぞまさに護送船団だ、こういうことになってしまう。まさかこんなやり方はしないですよね。

国民共有の資源である電波の経済的価値を最大限高め、もって国庫に資するため、七百メガは絶対に周波数オークションで行うべきだというふうには私は考えますけれども、最後に大臣の御見解を聞いておきたいと思っております。

○川端国務大臣 先ほど申し上げましたように、七百、九百の部分の法律の審議の中で、国会の附帯決議も含めて、いろいろな御議論がございまして、そういう中で決めていただいた法律に基づいて

で行っているわけでありまして、国会で電波法を改正して、附帯決議もいただいた上で、法にのっとって手続を進めているところであります。

また一方で、急増するトラフィックに対応するための周波数割り当ては急務でございます。関連の業界も準備を進めているところでありますので、既定の方針どおり、昨年五月に成立した改正電波法に基づき、スケジュールに沿って漸々と手続を進めているところであります。新たにこれをやろうとしますと、また新たな法律を国会に出し、御審議をいただき、そしてその成立をもつて準備に入るということで、いろいろと、時間的にも大変なロスが起るというふうに思います。

なお、参考までに、国会、衆議院のこの委員会の附帯決議においては、「周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待される一方、落札額の高騰による事業者、利用者の負担増等多くの課題があることから、電波が国民共有の財産であることに鑑み、国民全体の便益を考慮して、幅広く意見を聴取し、慎重に検討を行うこと。」という附帯決議がついております。

○柿澤委員 さつきは高く売れないという話で、今度は高く売れるからだめだ。本当にあれだなというふうに思いますけれども、二〇一五年まで七百は全部あかないんです。そういう意味では、十分な時間が本来ある。そういうことを御指摘申し上げて、時間も超過しておりますので質問は終わりたいと思います。

○原口委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野であります。さきうは最後の質問パターンということになりました。長時間の質疑で大変お疲れのところだと思いますけれども、最後、一踏ん張り、頑張ってくださいと思います。

さきうは、御案内のように、大阪市の橋下市長が、私の常識からしますと、とんでもないことをやろうとしている、その一つの出来事について尋

ねていきたいと思っています。

大阪府で、労使関係に関する職員のアンケート調査なるものが、二月十日から十六日にかけて行われました。市長名で職員に出された文書にはこのように書かれております。このアンケート調査は任意の調査ではない、市長の業務命令だ、正確な回答がなされない場合には処分の対象となる、こういう文言が書かれているわけでありまして。つまり、業務命令に基づき処分にも言及した、こうしたアンケート調査が行われる、これについて、私は今まで余り聞いたこともないのでありますが、大臣はこの行為についてどのように考えておられるか、まず聞いておきたい。

○川端国務大臣 答弁として何だとお叱りを受けるかもしれませんが、地方公共団体において、その首長だけではなくて、地方公共団体という形で、いろいろな形で出される業務命令の方法について、個々個別の案件についてコメントすることは差し控えておきたいと思っております。

本件については、大阪府が関係法令等に基づいて適切に判断し、対応されるべきものであるというふうに思います。

○重野委員 先ほどの答弁もそのような答弁だったような感じがするんですけども。

私は、この内容は、やはり憲法に照らして、憲法十九条であるとか二十八条であるとかに照らしてみても疑義がある内容をはらんでいる。しかも、大阪府の労働委員会が、労働組合法が禁ずる組合への支配介入のおそれがあるとして市に調査の統行を差し控える、そういう勧告をしたという事実もあるんです。

そういう事実を照らして、地方自治体のあるべき姿、やっていいこと悪いことということについて総務大臣がコメントを控えるというのは、おかしい。再度、答弁願います。

○川端国務大臣 今憲法のお話もされましたし、地方公務員法においては、職員団体が位置づけられているし、職員の政治的行為に関する規定があるということとは、禁止事項があるということとは、

禁止されていないことも、政治的行為が一定の範囲で認められているということも法律で書いてあります。そういう部分では、法的ないろいろな環境を踏まえて個別の地方公共団体の中で、大阪府においても、この地方公務員法の関係規定を踏まえて適切に判断して対応されるべきものであります。

二月十三日、大阪府労働委員会に対して不当労働行為の救済申し立てがなされており、同委員会においてこれまた適切に判断されるものであると思っております。

そういう状況でありますので、今の時点で、この件に関して、このことを調査する権限を持っておりませんので、コメントは差し控えておきたいと思っております。

○重野委員 アンケートの中身についてもっと掘り下げていきますと、びっくりするような内容になっている。

組合の行う労働条件に関する活動や、特定の政治家を応援する活動などへの参加の有無、その内容、活動に誘った人間の氏名などを記入せよ、こう言っているわけですね。これをそのまま受け取りますと、公務員は組合活動に参加してはならない、政治に参加することも一切許さないということになるんです。

もともと日本は先進国の中でも公務員の権利が大幅に制限されている、そういう国なんです、日本は。公務員である前に一市民であるにもかかわらず、自分と対立する候補者を応援したからといって圧力をかけることは、断じて許されるものではありません。

そこで、公務員の労働組合への参加や政治への参加について、大臣はどのように考えておられますか。

○川端国務大臣 公務員の政治的行為に関しては、地方公務員法において規定がございます。そういう部分では、総務省としては、地方公務員はその法の趣旨にのっとって行動すべきであるということでございます。

いろいろな国政選挙とそれから統一地方選挙においては、法令遵守をするようにという通達を出しているところでございます。

○重野委員 私は、やはり最終的には、憲法に照らして適当な行為なのか間違った行為なのかということが決定されるべきだと思うんですが、今二つのテーマについて大臣の答弁を求めたんですけれども、そのところがいささか我々と距離があると言わざるを得ません。

大臣として、今起こっている状況について、地方自治体を言うならば束ねるというか、地方自治体との関係において最も近いところにあるのが総務省なんですね。その総務省を束ねる総務大臣として、この問題について、今のように、質問に対して正面から受けとめずにさらっと身をかわしているというような感じがするんですけれども、それでいいのかという思いを私は持ちます。

そこで、このアンケートでは、労働組合への加入の有無やメルिटなどについても尋ねているんです。これらは認められている団結権への明らかな侵害ではないか、不当労働行為以外の何物でもない、このように考えるんですが、そういう視点で大臣は、今大阪で起こっている事態について言うならば検証したかどうか、その点について聞きます。

○川端国務大臣 私も民間の労働運動に一定期間携わってきましてから、そういう経験の個人として、あるいは政治にかかわる者としての感想はありますけれども、総務大臣として、総務省として申し上げれば、先ほど申し上げたように、この案件は、業務命令を含めて、大阪府が法律に基づいて、法律を守ってしっかり出されるべきものであって、それが法令に違反しているかどうか、あるいは不当労働行為に当たるとかは、今、府労委に救済を含めた申請を出されているようであり手続もあるわけですから、総務省として、それを越えた部分でコメントしたり何かをするという立場にはないことだけはぜひとも御理解をいた

だきたいというふうに思います。

○重野委員 総務省と地方自治体という関係において、今大阪で起こっているような事態が起こったケースが今まであります。

○川端国務大臣 今、大阪府と総務省の関係においてこの問題をやりとりしたことはありませんので、こういう問題が起こったかどうかという、こういう問題自体がそもそも、我々としては報道で知っている以上のことではございません。

○重野委員 私が聞いているのは、総務省と地方自治体の関係というのではなくて、今、北海道から沖縄まで自治体はたくさんあるわけですね。その自治体で今大阪で起こっているような事態が起こったことがありますかと聞いている。

○川端国務大臣 だから、このようなというのがどのようなかを定義するのが結構難しいというふうには思いますが、私の知識の部分では、報道を通じてという意味では初めてのことがなというふうに思います。

○重野委員 この問題について、いろいろな方々がコメントしています。懲戒処分の威迫をもって、職員の思想信条に関する回答を強要することは、職員に対する踏み絵、憲法が保障する思想、良心の自由を侵害するものだ、これは日本弁護士会の正式なコメントです。それから、いろいろな大学の先生あたりもこの問題についてコメントしておりますが、いずれも、やはり疑義を感じておられるんですね。橋下市長も、これはちょっとやはり横着な言い方だと思んですが、問題があればしめるべき機関が停止を求めてくるだろう、そのときに考えればいい、こういう新聞でのコメントなんです。

私はやはり、地方公共団体のトップに立つ人間が、こういう思い上がったというか理不尽というか、そういうふうなことを公然と発してやまないということについて、総務省として、いや、関係ないんだ、コメントしないんだというのは、総務省としての任務を放棄している、この点については明確にやはり総務省としてコメントすべきなん

だ、このように思いますが、どうですか。

○川端国務大臣 事の発端の業務命令は、それこそ市長の責任において、法に基づいてやられるべきものであるときに、それに対する対応に、どういうコメントをされたか、私は正式に承知する立場にありませんので、申しわけないですけれども、そういう態度はよくないぞというふうなことを言う立場ではないということとはぜひとも御理解をいただきたいというふうに思います。

○重野委員 大臣、この大阪の、総務局長名で各所属長に発出された文書の中身は知っていると、思うんですね。知っていますね。

○川端国務大臣 あらあらは承知をしております。

○重野委員 その中で、先ほども触れたんですけども、このアンケート調査は、任意の調査ではありません。市長の業務命令として、全職員に真実を正確に回答していただくことを求める、正確な回答がなされない場合には処分の対象となります、こういうふうなまでに書いているんですね。あるいは、また、仮に、このアンケートへの回答で、みずからの違法行為について、真実を報告した場合、懲戒処分の標準的な量を軽減し、特に悪質な事実を除いて免職とすることはありません。公式の文書で、こんなことまで書いた文書というのは、私は前代未聞だと思っております。

このことについても、地方自治体との関係において、立場に立つ総務省として、いや、コメントを差し控える。これはちよつと、大臣、聞けないんじゃないですか。誰が考えても、こんな文書なんか、私は見たことがない。そのようなものが今行われているという現実について、それについて、いや、関係ございませんとは言わせない。これに對して、今起こっている事態に對して総務省としてやはりきちつと指導していく、そんなものがあつてしかるべしと思うんですが、それでも知らぬふりしていますか。

○川端国務大臣 恐縮ですが、業務命令として出された、権限と責任においてやられた部分に関し

ては、我々としては、法律を守って適切にやるべきものであるというときに、法令に違反するかどうか、あるいは憲法に反するかどうか、労働法制上大丈夫かということ踏まえては、何度も繰り返しになりますが、私たちが調査し判断するという立場にないことだけは御理解いただきたいと思っています。

○重野委員 そのところが、大臣、判断する立場にないというのは、私は聞けないと思いますよ。それは、総務省として、単に仕事の上で地方自治体に対してあせりこせりという権利は持つけれども、しかし、自治体が変な方向に走っているというときに、それに対し総務省としてきちつとしたことを言うというのは、私は当然の任務だと思っております。そう思いませんか。

○川端国務大臣 ですから、変な方向かどうかを判断するというのも含めて、それは総務省が判断する立場にないということをお願いしているの

で、御理解いただきたい。例えば、府労委に申し立てをされて、府労委が事実調査をされて、権限に基づいて調査をされ、聴取をされ、そして判断をされ、例えば救済命令を出されるとか、勧告を出されるとか出されないとかいうお立場でありますので、我々がこれが変なものであるかどうかを一義的に判断する立場にないということをお願いしていることを御理解いただきたいと思っています。

○重野委員 立場にないと言いますが、でも、では、先ほど私が指摘をした、真実を正確に回答しろ、正確な回答がなされない場合は処分の対象となる、こういう文書が発せられるということ、これについてはどうなんですか。この文書が発出されるという事態について、あるいはそういう行為に對して、どう思っていますか。

○川端国務大臣 お叱りを承知で申し上げれば、個々個別のことに關して、これがどうかというコメントは基本的にできないということも冒頭申し上げたことでありまして、それぞれの業務命令に關しては、その責任において発出されていると

いうこと以上のことはございません。

○重野委員 平行線、なかなか議論が噛み合いません。そこで、また違った立場で、地方公務員の労働基本権という視点からたどっていきたいと思うんですが、現在、国会には、国家公務員の自律的労使関係の確立のための関連法案が提出されている。

まず大臣に、この関連四法案の成立に向けての決意をひとつ確認したい。同時に、地方公務員についても同様の法案を早期に提出すべきだと考えるんですが、この点については大臣はどのように考えますか。

○川端国務大臣 御指摘のとおり、既に、自律的労使関係制度を措置する等と内容とする国家公務員制度改革関連四法案は、昨年国会に提出しているところでございます。

自律的労使関係制度は、国家公務員の勤務条件の決定を民間準拠を基本とする人事院勧告制度に依存している現状を改めて、国家公務員に協約締結権を付与し、労使交渉を通じて労使が給与を含む勤務条件について自律的に決定し得る仕組みに改めるものであります。

このような制度のもとで、使用者である内閣が、時代の変化に對し、民間の給与や国の財政状況も考慮しつつ、透明性の高い交渉を通じて、国民の理解のもと、給与水準を初め人事・給与制度の改革を進めていくことが可能になるということ、成

立をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。なお、地方公務員については、国家公務員に係る措置を踏まえ、新たな労使関係制度を設けることとしておりまして、当事者である自治体の責任者や労働団体との意見調整も行いながら作業を進めていくことが必要であると考えているところであります。さまざまな機会を捉えて意見交換を現在行っております。

法律提出に向けて、できるだけ早い時期に制度改革の内容の取りまとめを行ってまいりたいと思っております。

○重野委員 これについては、この国会では、処遇の問題とこの問題は同時に決着をつけるものというものが政府と関係団体との確認だったことが今実行されていないという点においては極めて問題があるという指摘をしながら、今触れまして内容については、これは大臣、やはり全力を挙げて取り組んで、結論を出していただきたい、このように思います。

最後に、通信障害について。

このところ、大手携帯電話会社で次々と通信障害が発生している。総務省としてはどういった対応を行っているのかというのが一つ。次に、スマートフォンによるデータ通信量の増大が原因の一つ、こういうふうな言われていますが、今後、スマートフォンはますます普及が予想されることから、同様な障害が発生することも予想される。こうした事態に、総務省としてどう対応していくのか。また、今回の大規模通信障害の際に、エリ

アメールによる緊急地震速報などの受信は可能なのかどうなのか。その点についてお伺いいたします。

○川端国務大臣 NTTドコモ、KDDIにおいて、スマートフォンでのトラブルが増加したことは極めて遺憾でありまして、総務省としては、一月二十六日にNTTドコモ、二月十五日にはKDDIにそれぞれ行政指導を行いました。十全な再発防止策を早急に講じて、三月三十日までにはその結果を報告するようにしているところであります。結果、事業者を含めてこういうトラブルの情報を共有し、対策をしっかりとるように、そして二度と起こらないようにということの要請も行っているところであります。

大規模通信障害が起きたときのエリアメールではありますが、通信障害の原因、事象にもよるわけでありまして、障害の発生原因によって、例えば音声通話や通常メールの集中による交換機

のふくそうとか、それから設備故障による多数の端末からの接続要求によるユーザ認証を行うシステム、のふくそうというふうなことに關しては、エリアメールは健在でやれるということだと思ひますが、電波が発信できない、基地局が壊れてしまったというときには、電波がなくなつてしまつたときにはエリアメールも機能しないということになりますので、それがあつてもということ、例えば停電なんかには、バッテリーで基地局が生きたるうちに、あるいは大ゾーン基地局ということのバックアップ体制をとるとかいうことで、エリアメールだけは最後まで可能な限り生き残れるようにということの努力と研究は進めて、自治体への周知にも取り組んでまいっているところでございます。

○重野委員 予定の時間がオーバーしましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○原口委員長 次に、地方自治及び地方税財政に關する件について調査を進めます。

この際、平成二十四年度地方財政計画について説明を聴取いたします。川端総務大臣。

○川端國務大臣 平成二十四年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、被災団体が東日本大震災からの復旧復興事業に著実に取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方団体の財政運営に影響を及ぼすことがないよう、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理しております。通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、国の取り組みと基調を合わせつつ、経費全般について徹底した節減合理化に努める一方、社会保障関係費の増加や地域経済の基盤強化等に必要経費を計上し、引き続き生じる財源不足については、適切な補填措置を講ずることとして、地方交付税の総額を前年度に比して増額確保しております。その上で、中期財政フレームに沿つて、地方の一般財源

総額について、前年度の地方財政計画と実質的に同水準を確保することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等の全額を措置する震災復興特別交付税を確保するとともに、全国的に緊急に実施する防災・減災事業について、全国防災対策費に係る補助事業費、地方単独事業費等を計上しております。

以上の方針のもとに、平成二十四年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模は、通常収支分については、前年度に比べ六千四百七億円の減の八十一兆八千六百四十七億円、東日本大震災分については、復旧復興事業が一兆七千七百八十八億円、緊急防災・減災事業が六千三百二十九億円となっております。

以上が、平成二十四年度地方財政計画の概要であります。

○原口委員長 以上で説明は終わりました。

○原口委員長 次に、内閣提出、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。川端総務大臣。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○川端國務大臣 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案につきまして、その

提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方税に關し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、自動車取得税に係る環境への負担の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置について要件を変更して延長するとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税について住宅用地に係る据え置き特例を廃止しつづ平成二十四年度の評価がえに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

その一は、自動車取得税の改正であります。環境への負担の少ない自動車の取得に係る税率の軽減等の特例措置については、最新の燃費基準に切りかえを行うとともに、環境性能の極めてすぐれた自動車の負担軽減に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長することとしております。

その二は、固定資産税及び都市計画税の改正であります。平成二十四年度の評価がえに当たり、原則として、現行の土地に係る負担調整措置等を継続することとしております。なお、住宅用地に係る据え置き特例については経過的な措置を講じた上で平成二十六年に廃止することとしております。また、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る課税免除措置等を、平成二十五年以後当分の間継続するほか、地方団体の自主性、自立性を高める観点から、一部の特例措置等について課税標準の軽減の割合を一定の範囲内で条例に委任することとしております。

その他、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案

につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正することにあわせて、東日本大震災の復旧復興のための財源として震災復興特別交付税を確保する等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成二十四年度分の通常収支に係る地方交付税の総額につきましては、地方交付税の法定率分に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う加算や地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額一兆九千七百億円、法定加算額及び臨時財政対策のための特例加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払い額等を控除した額十七兆四千五百四十五億円とすることとしております。

また、平成二十五年から平成三十九年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定への繰り入れに關する特例を改正するとともに、財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税及び譲与税配付金勘定への繰り入れの特例を設けることとしております。

さらに、平成二十四年度から平成二十六年までの間における措置として地域経済・雇用対策費を設けるほか、平成二十四年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正することとしております。

次に、平成二十四年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税の総額につきましては、平成二十四年度において新たに五千四百九十億円を確保することとし、平成二十三年の第三次補正において確保した震災復興特別交付税のうち平成二十四年度に交付することができることとする千

三百六十五億円とあわせて、六千八百五十五億円とすることとしております。

そのほか、当せん金付証券につきましては、これを電磁的記録により作成することを可能とするともに、当せん金の最高金額に係る倍率制限の緩和等を行うこととし、また、地方特例交付金につきましては、児童手当及び子ども手当特例交付金及び市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補填するための地方特例交付金を廃止することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○原口委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条の四第一項第一号中「第五十三条第二十一項」の下に「若しくは第二十三項」を、

「第三百二十一項の八第二十一項」の下に「若しくは第二十三項」を加え、以下この項において同じ。及び「で、当該更正又は決定によ

つて納付すべき法人税額又は連結法人税額を納付すべき日までに提出されたものに限る。」、第

五十三條第二十三項若しくは第三百二十一條の八第二十三項の規定による申告書(法人税に係

る更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額又は法人税に係る更正若しくは決定によつて

納付すべき連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額に係るものを削り、「第七十二條の三十三第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「で、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から一月以内に提出されたもの」を削り、「同条第三項」を、「第七十二條の三十三第三項」に、「第七十二條の八十九第一項」を「若しくは第七十二條の八十九第一項若しくは第三項」に改め、「消費税に係る更正又は決定により納付すべき消費税額を課税標準として算定した地方消費税の譲渡割額に係るもので、当該更正又は決定によつて納付すべき消費税額を納付すべき日までに提出されたものに限り。若しくは同条第三項の規定による申告書」を削る。

第二十三條第一項第四号の四中、「第六十八條の十三第四項又は第六十八條の十四第五項」を「又は第六十八條の十三第四項」に改める。第三十二條第十一項中「同法第二十八條第二項に規定する給与所得控除額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前年中の所得税法第二十八條第一項に規定する給与等(次号において「給与等」という。)の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 前年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円

第四十五條の二第一項ただし書中「寡婦(寡夫)控除額」を削る。

第五十條の七第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「退職手当等があるときは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十條第四項に規定する特定役員退職手当等又は同法第二百一十一條第一号イに規定する一般退職手当等のいずれに該当するかの別及び」

を加え、同項第四号中「第三十條第四項第三号」を「第三十條第五項第三号」に改める。

第五十三條第五項、第九項、第十二項及び第十五項中、「第四十二條の十第五項」を削る。

第七十二條の二十三第二項第二号中「若しくは介護療養施設サービス」を削り、「助産又は」を「助産若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号) 附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一條の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護(同法第十五條の二第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。又は」に改め、同項第四号中「又は同法」を「若しくは同法」に、「若しくは指定介護療養施設サービスのうち」を「のうち」に、「若しくは指定介護療養施設サービス」を「に、要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号) 附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該指定介護療養施設サービスのうち」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の規定によつて自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者に係る指定療養介護医療(療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者等から提供を受ける療養介護医療をいう。)のうち当該療養介護医療費の額の算定に係る当該指定療養介護医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて肢体不自由児通所医療費を支給することとされる通所給付決定に係る障害児に係る肢体不自由児通所医療のうち当該肢体不自由児通所医療費の額の算定に係る当該肢体不自由児通所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて障害児入所医療費を支給することとされる入所給付決定に係る障害児に係る障害児入所医療のうち当該障害児入所医療費の額の算定に係る当該障害児入所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第七十二條の八十九第一項中「前条第一項」の下に「及びこの条第三項」を、「規定による」の下に「更正又は」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第七十三條の四第一項第二十三号中「関西国際空港株式会社」が「関西国際空港株式会社(昭和五十九年法律第五十三号) 第六條第一項第一号又は第二号」を「新関西国際空港株式会社」が「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号) 第九條第一項第一号、第二号又は第四号」に、「第七條第一項第一号に規定する指定造成事業者」を「第十二條第一項第一号に規定する指定会社」に改める。

第四百四十三條第一項中「道府県内の市町村」の下に「特別区を含む。以下この項において同じ。」を加える。

第二百九十二條第一項第四号の四中、「第六十八條の十三第四項又は第六十八條の十四第五項」を「又は第六十八條の十三第四項」に改める。

係る指定障害福祉サービス事業者等から提供を受ける療養介護医療をいう。)のうち当該療養介護医療費の額の算定に係る当該指定療養介護医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて肢体不自由児通所医療費を支給することとされる通所給付決定に係る障害児に係る肢体不自由児通所医療のうち当該肢体不自由児通所医療費の額の算定に係る当該肢体不自由児通所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて障害児入所医療費を支給することとされる入所給付決定に係る障害児に係る障害児入所医療のうち当該障害児入所医療費の額の算定に係る当該障害児入所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第七十二條の八十九第一項中「前条第一項」の下に「及びこの条第三項」を、「規定による」の下に「更正又は」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第七十三條の四第一項第二十三号中「関西国際空港株式会社」が「関西国際空港株式会社(昭和五十九年法律第五十三号) 第六條第一項第一号又は第二号」を「新関西国際空港株式会社」が「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号) 第九條第一項第一号、第二号又は第四号」に、「第七條第一項第一号に規定する指定造成事業者」を「第十二條第一項第一号に規定する指定会社」に改める。

第四百四十三條第一項中「道府県内の市町村」の下に「特別区を含む。以下この項において同じ。」を加える。

第二百九十二條第一項第四号の四中、「第六十八條の十三第四項又は第六十八條の十四第五項」を「又は第六十八條の十三第四項」に改める。

係る指定障害福祉サービス事業者等から提供を受ける療養介護医療をいう。)のうち当該療養介護医療費の額の算定に係る当該指定療養介護医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定によつて肢体不自由児通所医療費を支給することとされる通所給付決定に係る障害児に係る肢体不自由児通所医療のうち当該肢体不自由児通所医療費の額の算定に係る当該肢体不自由児通所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて障害児入所医療費を支給することとされる入所給付決定に係る障害児に係る障害児入所医療のうち当該障害児入所医療費の額の算定に係る当該障害児入所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第七十二條の八十九第一項中「前条第一項」の下に「及びこの条第三項」を、「規定による」の下に「更正又は」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第七十三條の四第一項第二十三号中「関西国際空港株式会社」が「関西国際空港株式会社(昭和五十九年法律第五十三号) 第六條第一項第一号又は第二号」を「新関西国際空港株式会社」が「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号) 第九條第一項第一号、第二号又は第四号」に、「第七條第一項第一号に規定する指定造成事業者」を「第十二條第一項第一号に規定する指定会社」に改める。

第四百四十三條第一項中「道府県内の市町村」の下に「特別区を含む。以下この項において同じ。」を加える。

附則第十二条第一項中「第二十二項」の下に「並びに第七十条の四の二第二項、第二項、第四項、第七項、第八項（同条第四項及び第七項に係る部分に限る。）、第九項及び第十項（同法第七十条の四第三項、第九項、第十二項から第十四項まで、第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項までに係る部分を除く。）」を加え、同条第二項中「第三十四項」の下に「第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項に係る部分に限る。）」を加え、同条第三項中「第十九項又は」を「第十九項若しくは」に、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は前項」を「又は同法第七十条の四の二第七項（同条第八項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は前項」に、「同条第二十九項」を「同法第七十条の四第二十九項」に、「の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は第一項」を「又は同法第七十条の四の二第七項の規定の適用があつた場合を含む。」の規定又は第一項」に、「同条第五項」を「同法第七十条の四第五項」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「次条第四項に規定する電気自動車、同条第五項各号に掲げる天然ガス自動車、同条第六項に規定する充電機能付電力併用自動車、同条第七項各号に掲げる電力併用自動車又は同条第八項第三号に掲げる軽油自動車」を「次に掲げる自動車（第百十三条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十二条の二の五までにおいて同じ。）」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。附則第十二条の二の五第一項において同じ。）

二 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量（同法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項、次条及び附則第十二条の二の五第七項において同じ。）が三・五トンを超え十二トン以下のものであつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。附則第十二条の二の五において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。同条第一項において同じ。）

四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。）

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下

下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び次条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び次条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び次条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

五 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。）

イ 乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び次条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するもの

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び次条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の次に次の一項を加える。

3 前項(第四号イに係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次条第四項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、同号イ(3)中「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び次条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十」とあるのは、「平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百五十」と読み替えるものとする。

附則第十二条の二の三第一項中「(第百十三条第一項の自動車をいう。以下この条から附則第十二条の二の五までにおいて同じ。)」を削り、同条第二項中「第八項第一号、第二号若しくは第三号に掲げる軽油自動車又は附則第十二条の二の五第一項に規定する第一種省エネルギー自動車」を「次に掲げる自動車」に、「前条第二項」を「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五

トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年

度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の三第三項中「前条第二項又は前項」を「前項又は附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

一次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガ

ソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギ―消費効率が平成二十七年
度基準エネルギ―消費効率に百分の百
五を乗じて得た数値以上であること。

二
次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五
トン以下のバス又はトラックのうち、次
のいずれにも該当するもので総務省令で
定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適
合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量
が平成二十一年軽油軽中量車基準に定
める窒素酸化物及び粒子状物質の値の
十分の九を超えないこと。

(3) エネルギ―消費効率が平成二十七年
度基準エネルギ―消費効率以上である
こと。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五
トン以下のバス又はトラックのうち、次
のいずれにも該当するもので総務省令で
定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適
合すること。

(2) エネルギ―消費効率が平成二十七年
度基準エネルギ―消費効率に百分の百
五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス
又はトラックのうち、次のいずれにも該
当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適
合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量
が平成二十一年軽油重量車基準に定め
る窒素酸化物及び粒子状物質の値の十
分の九を超えないこと。

(3) エネルギ―消費効率が平成二十七年
度基準エネルギ―消費効率以上である

こと。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス
又はトラックのうち、次のいずれにも該
当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適
合すること。

(2) エネルギ―消費効率が平成二十七年
度基準エネルギ―消費効率に百分の百
五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の三第四項を次のように改
める。

4 第二項（第一号イに係る部分に限る。）及び
前項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、
平成二十七年基準エネルギ―消費効率を算
定する方法として総務省令で定める方法によ
りエネルギ―消費効率を算定しない自動
車であつて、平成二十二年基準エネルギ―
消費効率を算定する方法として総務省令で定
める方法によりエネルギ―消費効率を算定し
ているものについて準用する。この場合にお
いて、第二項第一号イ(3)中「平成二十七年
度基準エネルギ―消費効率に百分の百」とあ
るのは「前条第三項に規定する平成二十二年
度基準エネルギ―消費効率に百分の百三十
八」と、前項第一号イ(3)中「平成二十七年
度基準エネルギ―消費効率」とあるのは「前条
第三項に規定する平成二十二年基準エネル
ギ―消費効率に百分の百二十五を乗じて得た
数値」と読み替えるものとする。

附則第十二条の二の三第五項から第八項まで
を削る。

附則第十二条の二の五第三項中「前二項」を
「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同
条第二項中「第二種省エネルギ―自動車」を「第
三種環境対応車」に改め、「附則第十二条の二
の三第四項から第七項まで又は前項の規定の適
用がある場合の自動車の取得を除く。」を削り、
「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七
年三月三十一日」に改め、同項各号を次のよう

に改める。

一 附則第十二条の二の三第三項第一号（同
条第四項において読み替えて準用する場合
を含む。）に掲げるガソリン自動車

二 附則第十二条の二の三第三項第二号ハ又
は二に掲げる軽油自動車（電力併用自動車
に限る。）

附則第十二条の二の五第二項を同条第三項と
し、同項の次に次の四項を加える。

4 道路運送法第三条第一号イに規定する一般
乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法
第五条第一項第三号に規定する路線定期運行
の用に供する自動車（次項において「路線バ
ス等」という。）のうち、次の各号のいずれに
も該当するものであつて乗降口から車椅子を
固定することができ設備までの通路に段が
ないもの（総務省令で定めるものに限る。）で
初めて新規登録等を受けるものの取得に係る
第百八条第一項の規定の適用については、
当該取得が平成二十七年三月三十一日まで
に行われたときに限り、同項中「取得価額」と
あるのは、「取得価額から千万円を控除して
得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促
進に関する法律第三条第一項に規定する基
本方針（次項及び第六項において「基本方
針」という。）に平成三十二年までに導入
する台数が目標として定められた自動車に
該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促
進に関する法律第八条第一項に規定する公
共交通移動等円滑化基準（次項及び第六項
において「公共交通移動等円滑化基準」と
いう。）で総務省令で定めるものに適合する
ものであること。

5 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも
該当するものであつて車椅子を使用したまま
円滑に乗降するための昇降機を備えるもの
（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新

規登録等を受けるものの取得に係る第百十八
条第一項の規定の適用については、当該取得
が平成二十七年三月三十一日までに行われた
ときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、
「取得価額から六百五十万円（乗車定員三十
人未満の附則第十二条の二の五第五項に規定
する路線バス等にあつては、二百万円）を控
除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年までに導入す
る台数が目標として定められた自動車に該
当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で総務省令で
定めるものに適合するものであること。

6 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般
乗用旅客自動車運送事業を営業者がその
事業の用に供する乗用車のうち、次の各号の
いずれにも該当するものであつてその構造及
び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化
の促進に関する法律第二条第一号に規定する
高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、
障害者等」という。）の移動上の利便性を特に
向上させるもの（総務省令で定めるものに限
る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得
に係る第百八条第一項の規定の適用につい
ては、当該取得が平成二十七年三月三十一日
までに行われたときに限り、同項中「取得価
額」とあるのは、「取得価額から百万円を控
除して得た額」とする。

一 基本方針に平成三十二年までに導入す
る台数が目標として定められた自動車に該
当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で総務省令で
定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の
移動上の利便性を向上させる機能を有する
構造及び設備が特に優れたものとして国土
交通大臣が認めたものであること。

7 次に掲げるトラック（総務省令で定めるも
のに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの

総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第四項第四号中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」と

いう。に百分の百十」とあるのは、「前項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十八」と、前項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは、「第三項第四号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附則第十五条第二項中「次に」を「次の各号に」に、「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日（第六号に掲げる施設又は設備にあつては、平成二十七年三月三十一日）まで」に、「の三分の一（当該償却資産のうち、第三号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第五号に掲げるものにあつては当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三）の」を「それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」に改め、同項第一号中「定めるもの」を「定めるもの 三分の一」に改め、同項第二号中「定めるもの」を「定めるもの 二分の一」に改め、同項第五号中「定めるもの」を「定めるもの 四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、四分の三）に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「定めるもの」を「定めるもの 三分の一」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「定めるもの」を「定めるもの 二分の一」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの 二分の一 附則第十五条第三項を削り、同条第四項中「又は平成二十三年度」を「から平成二十五年度まで」

での間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十八項」を「第二十四項」に、「第三十五項」を「第三十項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「平成二十三年度」を「平成二十六年」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項中「第二十一項」を「第十七項」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を同条第九項とし、同条第十二項中「平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に、「の三分の二の額」を「に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、三分の二）を乗じて得た額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第三百四十九条の三第五項の主として外国貿易のため外国航路に就航する船舶であつて、及び「であるもの」を削り、「海上運送法の一部を改正する法律（平成八年法律第九十九号）の施行の日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「同項」を「第三百四十九条の三第五項」に、「三分の二」を「三分の一」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を同条第十四項とし、同条第十七項中「第三十項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項を削り、同条第十九項中「第二十一項」を「次項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項を削り、第二十一項を第十七項とし、第二十二項を第十八項とし、第二十三項を第十九項とし、同条第二十四項中

「平成二十二年度分及び平成二十三年度分」を「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十五項を同条第二十一項とし、同条第二十六項中「第三十七項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十七項を同条第二十三項とし、同条第二十八項中「第三十五項」を「第三十項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十九項を同条第二十五項とし、同条第三十項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十二項を第二十八項とし、第三十三項を第二十九項とし、第三十四項を削り、同条第三十五項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十七項中「第三十五項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十八項を第三十三項とし、第三十九項を第三十四項とし、第四十項を第三十五項とし、同条に次の二項を加える。

36 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第五号に規定する旅客施設を同法第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために行われるエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化（同法第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な設備の整備に関する事業（既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限る。）で政令で定めるものにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イに掲げる鉄道事業者又は同

号口に掲げる軌道経営者が平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるもの（以下この項において「停車場建物等」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

37 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十八号）第三条第二項に規定する認定発電設備（同法第二条第四項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換するものを除く。）で総務省令で定めるもののうち、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第一項中「次条第一項」を「次条」に、「前条第二十一項」を「前条第十七項」に改め、同項第一号中「日本国有鉄道改革法」の下に「昭和六十一年法律第八十七号」を加え、同条第二項中「次条第一項」を「次条」に、「平成二十三年度」を「平成二十八年度」に、「前条第二十一項」を「前条第十七項」に改める。

附則第十五条の三第一項中「次項において

「旧地方税法」という。を削り、「平成二十三年
年度」を「平成二十八年年度」に改め、同条第二
項及び第三項を削る。

附則第十五条の六第一項中「平成二十四年三
月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」
に改め、同条第二項中「平成二十四年三月三十
一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「い
う。附則第十五条の八第一項において同じ。」を
「いう。」に改める。

附則第十五条の七第一項及び第二項中「平成
二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月
三十一日」に改める。

附則第十五条の八第一項中「第一種中高層耐
火建築物（中高層耐火建築物のうち地上階数四
以上を有するものをいう。以下この項において
同じ。）又は第二種中高層耐火建築物（中高層耐
火建築物のうち地上階数三を有するものをい
う。以下この項において同じ。）を「中高層耐
火建築物」に、「平成二十一年四月一日から平
成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四
年四月一日から平成二十七年三月三十一日ま
で」に改め、「第一種中高層耐火建築物である
貸家住宅にあつては当該貸家住宅に対して新た
に固定資産税が課されることとなつた年度から
五年度分の固定資産税に限り、その者の当該貸
家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸
家住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける
部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令
で定めるところにより算定した額の合算額とし、
区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専
ら住居として貸家の用に供される部分以外の部
分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家
住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を
受ける部分に係る税額として政令で定めるところ
により算定した額とする。）の三分の二に相当
する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から
減額するものとし、第二種中高層耐火建築物で
ある貸家住宅にあつては」を削り、同条第二項
中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十

七年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の見出し中「平成二十一年度か
ら平成二十三年度まで」を「平成二十四年度か
ら平成二十六年度まで」に改め、同条第六号イ
の表(2)中「平成二十一年度」を「平成二十四
年度」に、「地方税法等の一部を改正する法律（平
成二十一年法律第九号）第一条の規定による改
正前の地方税法（以下「平成二十一年改正前の
地方税法」という。）を「地方税法及び国有資
産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律
（平成二十四法律第 号）第一条の規定
による改正前の地方税法（以下「平成二十四
改正前の地方税法」という。）に、「平成二十年
度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十
一年改正前」を「平成二十四年度改正前
」に、「平成二十二年度又は平成二十三年
度」を「平成二十五年度又は平成二十六年度
」に改め、同号ロの表(2)中「平成二十一年度」を
「平成二十四年度」に、「平成二十一年改正前
」を「平成二十四年度改正前」に、「平成二十年
度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十
一年度又は平成二十二年度」を「平成二十五年
度又は平成二十六年度」に改め、同条第八号イ及
びロ中「平成二十一年度から平成二十三年度ま
で」を「平成二十四年度から平成二十六年度ま
で」に、「平成二十一年度又は平成二十三年度
」を「平成二十五年度又は平成二十六年度」に改
める。

附則第十七条の二の見出しを「平成二十五年
度又は平成二十六年度における土地の価格の特
例」に改め、同条第一項の表以外の部分中「平
成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、
「平成二十三年度分」を「平成二十六年度分」に
改め、同項の表の第一号の上欄中「平成二十一
年度」を「平成二十四年度」に改め、同号の中
欄中「平成二十二年度」を「平成二十五年度」
に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に
改め、同号の下欄中「平成二十一年度分」を「平
成二十四年度分」に、「平成二十二年度分」を

「平成二十五年年度分」に改め、同表の第二号の
上欄中「平成二十一年度」を「平成二十四年
度」に、「平成二十一年度の」を「平成二十
四年度の」に、「平成二十二年度」を「平成二
十五年度の」に、「平成二十一年度分」を「平成
二十四年度分」に改め、同号の中欄中「平成二
十二年度」を「平成二十五年年度」に、「平成二
十三年度」を「平成二十六年年度」に改め、同号
の下欄中「平成二十一年度の」を「平成二十四
年度の」に、「平成二十一年度分」を「平成二
十四年度分」に、「平成二十二年度分」を「平
成二十五年年度分」に改め、同表の第三号中「平
成二十一年度」を「平成二十四年度」に、「平
成二十三年度」を「平成二十六年年度」に、
「平成二十二年度分」を「平成二十五年年度分」に改
め、同表の第四号の上欄中「平成二十二年度」
を「平成二十五年年度」に改め、同号の中欄中「平
成二十二年度」を「平成二十五年年度」に、「平
成二十三年度」を「平成二十六年年度」に改め、
同号の下欄中「平成二十一年度分」を「平成二
十四年度分」に、「平成二十二年度分」を「平
成二十五年年度分」に改め、同表の第五号中「平
成二十二年度」を「平成二十五年年度」に、
「平成二十三年度」を「平成二十六年年度」に、
「平成二十二年度分」を「平成二十五年年度分」に、
「平成二十三年度分」を「平成二十六年年度分」に改
め、同表の第六号中「平成二十三年度」を「平
成二十六年年度」に、「平成二十二年度分」を「平
成二十五年年度分」に改め、同条第二項中「平成
二十二年度分」を「平成二十五年年度分」に、「平
成二十三年度適用土地」を「平成二十五年年度適
用土地」に、「平成二十二年度類似適用土地」を
「平成二十五年年度類似適用土地」に、「平成二十
三年度分」を「平成二十六年年度分」に改め、同
条第三項の表以外の部分中「平成二十三年度分」
を「平成二十六年年度分」に、「平成二十二年度
分」を「平成二十五年年度分」に改め、同項の表
の第一号及び第二号中「平成二十二年度」を「平
成二十五年年度」に、「平成二十一年度分」を「平

成二十四年度分」に改め、同表の第三号中「平
成二十三年度」を「平成二十六年年度」に、「平
成二十二年度分」を「平成二十五年年度分」に改
め、同表の第四号中「平成二十二年度」を「平
成二十五年年度」に、「平成二十一年度分」を「平
成二十四年度分」に改め、同表の第五号及び第
六号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」
に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年年度
分」に改め、同条第四項の表以外の部分中「平
成二十三年度分」を「平成二十六年年度分」に改
め、同項の表中「平成二十三年度」を「平成二
十六年度」に、「平成二十二年度分」を「平成二
十五年年度分」に改め、同条第五項の表以外の
部分中「平成二十三年度分」を「平成二十六年
年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二十
五年年度分」に改め、同項の表第四百十一條第三
項の項中「平成二十三年度」を「平成二十六年
度」に、「平成二十二年度」を「平成二十四年
度」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五
年度分」に、「平成二十二年度分」を「平成二
十五年年度分」に改め、同表第四百三十二條第一
項の項中「平成二十二年度適用土地」を「平成
二十五年年度適用土地」に、「平成二十三年度」
を「平成二十六年年度」に、「平成二十二年度
分」を「平成二十五年年度分」に、「平成二十二
年度類似適用土地」を「平成二十五年年度類似適
用土地」に、「平成二十三年度分」を「平成二
十六年度分」に改め、同表附則第十五条第六項、
第十六項、第二十四項、第二十八項、第二十九
項、第三十二項及び第三十五項、附則第十五条
の二第二項並びに附則第十五条の三第一項の項
中「附則第十五条第六項、第十六項、第二十四
項、第二十八項、第二十九項、第三十二項及び
第三十五項」を「附則第十五条第五項、第十四
項、第二十項、第二十四項、第二十五項、第二
十八項及び第三十項」に、「附則第十五条の三
第一項」を「附則第十五条の三」に改め、同条
第六項中「平成二十三年度分」を「平成二十六
年度分」に改め、同項の表附則第十五条第六項、

附則第十八条第七項を前三に改め、同表附則第十九条の四第七項の項中

十四年度に」に、「平成二十一年度類似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度類似課税標準額」を「平成二十四年度類似課税標準額」に改め、同項第三号中「平成二十三年度類似用途変更宅地等」を「平成二十六年度類似用途変更宅地等」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度に」を「平成二十六年度に」に、「平成二十二年度に」を「平成二十

途宅地等」を「平成二十五年度假似特定用途宅地等」に、「平成二十二年度假似特定用途宅地等」を「平成二十五年度假似特定用途宅地等」に、「平成二十二年度假似課税標準額」を「平成二十五年度假似課税標準額」に改め、同条第四項第一号中「平成二十年度假似課税標準額」を「平成二十三年度假似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十年度假似特定用途宅地等」を「平成二十三年度假似特定用途宅地等」に、「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に改め、同号ロ中「平成二十年度分」を「平成二十三年度分」に、「平成二十一年改正前」を「平成二十四年改正前」に、「平成二十年度假似特定用途宅地等」を「平成二十三年度假似特定用途宅地等」に改め、同項第二号中「平成二十一年度假似課税標準額」を「平成二十四年度類似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十一年度假似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同号ロ中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「平成二十一年度假似特定用途宅地等」を「平成二十四年度類似特定用途宅地等」に改め、同項第三号中「平成二十二年度假似課税標準額」を「平成二十五年度假似課税標準額」に改め、同号イ中「平成二十二年度假似特定用途宅地等」を「平成二十五年度假似特定用途宅地等」に、「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同号ロ中「平成二十二年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同号口中「平成二十二年度分」を「平成

「附則第二十七条の四」の下に「又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しくはロ」を加え、

成二十二年年度類似特定用途宅地等」を「平成二十五年年度類似特定用途宅地等」に、「平成二十二年年度分」を「平成二十五年年度分」に改め、同表附則第二十七条の二第六項の項中「附則第二十七条の二第六項」を「附則第二十七条の二第四項」に、「附則第十八条第七項第一号」

を

に改め、同表附則第二十七条の二第七

又は平成二十六年度分」に改める。

附則第三十一条の第三項中「から第六項まで」を「から第五項まで」に、「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条第一項中「第八条」を「第七条第一項」に、「同意観光振興計画」を「提出観光地形成促進計画」に、「第六条第三項第一

号」を「第六條第二項第二号」に、「觀光振興地域」を「觀光地形成促進地域」に、「第十六條第一項」を「第八條第一項」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同條第二項中「第三十一條第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八條第三項第一号に規定する情報通信産業振興地域」を「第二十八條第一項の規定により情報通信産業振興地域として指定された地域」に、「平成二十四年三月三

十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された地域」を「第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域」に、「産業高度化事業」

一 当該特定移行一般社団法人等が平成二十
年十二月一日前から設置している幼稚園に
おいて当該特定移行一般社団法人等が直接
保育の用に供する不動産

年十二月一日前から設置している図書館において当該特定移行一般社団法人等が直接その用に供する不動産

三 当該特定移行一般社団法人等が平成二十
年十二月一日前から設置している博物館法
第二条第一項の博物館において当該特定移
行一般社団法人等が直接その用に供する不
動産

市町村は、特定移行一般社団法人等に係る次に掲げる固定資産に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として

使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一 特定移行一般社団法人等が平成二十年十一月一日前から設置している幼稚園において当該特定移行一般社団法人等が直接保育の用に供する固定資産

二 特定移行一般社団法人等が平成二十年十一月一日前から設置している図書館におい

て当該特定移行一般社団法人等が直接その
用に供する固定資産

三 特定移行一般社団法人等が平成二十年十
二月一日前から設置している博物館法第二

条第一項の博物館において当該特定移行一般社団法人等が直接その用に供する固定資産

前項の規定の適用を受ける土地又は家屋に係る第四百十五條第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十八條」とあるのは「第三百四十八條又は附則第四十一條第十五項」と、「同條の規定」とあるのは「これら

五〇
公示があつた日」に改め、同条第五項及び第六項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域」を「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域」に、「警戒区域設定指示が解除された日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に改める。

附則第五十一条の二の見出し中「非課税」を「非課税等」に改め、同条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 東日本大震災により被災した鉄道事業法第二十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者が、東日本大震災により同法第二十一条に規定する鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設（同法第八条第一項に規定する鉄道施設をいう。以下この項において同じ。）であつて同法第二十八条第一項又は第二十八条の二第二項若しくは第六項の規定による届出に係るもの（以下この項において「被災鉄道施設」という。）に代わるものと道府県知事が認める鉄道施設で当該被災鉄道施設の状況その他の事情を勘案して政令で定めるものの敷地の用に供する土地の取得をした場合における当該土地の取得（前条第二項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該被災鉄道施設の敷地の状況その他の事情を勘案して政令で定める割合を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

附則第五十二条第二項中「規定する警戒区域設定指示が行われた日」を「規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」に改め、同条第一号中「警戒区域設定指示が行われた日」を「避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に関し

民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市

計画税額から減額して当該各年度の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞

なく、総務大臣に届け出なければならぬ。

8 市町村は、各年度の減額課税第三年度区域

(前項の規定により公示された区域をいう。以

下この項において同じ。内に所在する土地及

ひ当該各年度の減額課税第三年度区域内に当

該各年度に係る賦課期日において所在する家

屋に係る固定資産税額又は者計画税額のそ

家屋に系る当該各年度分の固定資産税額又は

家屋に係る当該各年度分の固定資産税額に、
都市計画税額から減額するものとす。

附則第五十六條第十二頁中「第三十八頁」を

「第三十三項」に改め、同条第十三項及び第十

四項中「警戒区域設定指示が行われた日におい

て当該警戒区或設定指示に係る警戒区或設定指

「示区域」を「居住困難区域を指定する旨の公示

があつた日において当該居住困難区域に、**「警**

戒区域設定指示が解除された日を「居住困難

区域の指定を解除する旨の公示があつた日」に

改め、同条第十五項中「警戒区域設定指示が行

われた日において当該警戒区域設定指示に係る

警戒区域設定指示区域」を「居住困難区域を指

定する旨の公示があつた日において当該居住困

「警戒区域設定指示が解除された」に、

日」を「居住困難区域の指定を解除する旨の公

示があつた日」に、「第三十八項」を「第三十

三項」に改める。

附則第五十七條第四項中「平成二十三年

「平成二十五年度までの各年度分」を「平成二

十四年度分及び平成二十五年度分」に、「警戒

区域設定指示が行われた日」を「自動車持出困

五二

一月一日

四 第一条中地方税法附則第五条の四の改正規定 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

五 附則第二十条の規定 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第 号）の公布の日

六 第一条中地方税法附則第十五条に二項を加える改正規定（同条第三十七項に係る部分に限る。） 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号） 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分（は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。）

2 新法第三十二条第十一項及び第四十五条の二 第一項の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十五年年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第五十条の七第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する新法第五十条の六 第一項第一号に規定する退職所得申告書について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新法第七十二条の二十三（第二項第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」と

という。第七十二条の二十三第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

2 平成二十四年七月一日前に終了する事業年度の関西国際空港株式会社及び旧法附則第九条第四項に規定する指定造成事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第十二条第一項の規定は、同項に規定する家屋の取得が施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは、「平成二十六年三月三十一日」とする。

3 施行日前に旧法附則第十一条の四第三項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

4 旧法附則第五十一条第四項に規定する代替家屋の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 旧法附則第五十一条第五項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 旧法附則第五十一条第六項に規定する農用地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

6 新法附則第十二条の三の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第五十四条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第五十四条第三項に規定する場合における同項に規定する他の自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

4 旧法附則第五十四条第七項に規定する場合における同項に規定する対象区域内自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百三十三条第十一項及び第三百三十七条の二第一項の規定は、平成二十六年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十五年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。

3 新法第三百三十七条の六第五項から第八項までの規定は、平成二十六年一月一日以後に提出すべき同条第七項に規定する報告書について適用する。

4 新法第三百二十八条の七第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する新法第三百二十八条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第二十四項の規定は、平成二十五年以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九条の三第二十四項に規定する固定資産税に対して課する平成二十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成十五年二月十五日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは、「平成二十五年三月三十一日」とする。

9 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十四項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 昭和六十三年四月一日から平成二十六年一月一日までの間に旧法附則第十五条の三第二項に規定する旧資産に対応するものとして取得された家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十三年一月一日」とあるのは、「平成二十六年一月一日」と、「平成二十三年度」とあるのは、「平成二十九年」とする。

11 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第一項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 旧法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 旧法附則第五十六条第十四項に規定する対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 旧法附則第五十六条第十五項に規定する対象

区域内償却資産に代わるものと市町村長（旧法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(住宅用地及び市街化区域農地に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置)

第九条 旧法附則第十八条第二項（住宅用地に係

る部分に限る。)及び第四項、第十九条の四第二項及び第四項、第二十五条第二項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第四項並びに第二十七条の二第二項及び第四項の規定は、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

旧法附則第十八条 第二項	前項 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	附則第十八条第一項 平成二十四年度分及び平成二十五年度分
旧法附則第十八条 第四項	○・八 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	○・九 平成二十四年度分及び平成二十五年度分
旧法附則第十九条 の四第二項	前項 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	附則第十九条の四第一項 平成二十四年度分及び平成二十五年度分
旧法附則第十九条 の四第四項	○・八 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分	○・九 平成二十四年度分及び平成二十五年度分
旧法附則第二十五条 条第二項	前項 平成二十一年度から平成二十三年度	附則第二十五条第一項 平成二十四年度分及び平成二十五年度分

	旧法附則第二十五 条第四項	○・八	平成二十一年度か ら平成二十三年度 までの各年度分	十分の九	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
	旧法附則第二十 七条の二第二項	前項	第一項の	附則第二十五条第一項の	附則第二十七條の二第二項
	旧法附則第二十七 条の二第四項	○・八	平成二十一年度か ら平成二十三年度 までの各年度分	十分の九	平成二十四年度分及び平成二十五年度分
		十分の八	第一項の	十分の九	附則第二十七條の二第二項の
2	前項の場合における新法の規定（固定資産税又は都市計画税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。				
附則第十七条第六号イの表(2)	又は第十九条の規定（ 	若しくは第十九条の四又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　号。以下「平成二十四年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項の規定（ 	平成二十四年改正前の地方税法		

附則第十七条第六号の表(2)	又は第二十七条の二の規定(一)	若しくは第二十七条の二又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五条第二項若しくは第四項若しくは第二十七条の二第二項若しくは第四項の規定(一)	成二十四年法律第(号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成二十四年改正前の地方税法」という。)	
附則第十八条第六項	第四項	第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項		
附則第十八条の三第二項第二号口及び第三号口並びに第四項第二号口及び第三号口	同条	これらの規定		
附則第十八条の三第五項	前各項	前各項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項及び第四項		
附則第十九条第二項	第四項	第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項		
附則第十九条の四第三項	第一項の	第一項及び平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第四項の		
同条第六項	第四項	附則第十八条第六項		

附則第二十一条の 第二項の表附則 第十八条第六項の 項	及び第四項	項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第四項に規定する市街化区域農地据置固定資産税額をいう。以下同じ。
	前三項	前三項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項
附則第二十一条の 第二項の表附則 第十九条の四第四 項の項	前三項まで	から第三項まで並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項及び第四項
	又は第十九条の四	若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項
附則第二十二條第一 項	若しくは第十九条の四	若しくは第十九条の四若しくは平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項
	若しくは第十九条の四	若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項
附則第二十三條	若しくは第十九条の四	若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項
	若しくは第十九条の四	若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項
附則第二十四條	又は第十九条の四	若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項
	若しくは第十九条の四	若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項
附則第二十五條の 第三第二項第二号口 及び第三号口並び	附則第二十五條の 第三第二項第二号口 及び第三号口並び	附則第二十五條の 第三第二項第二号口 及び第三号口並び
	附則第二十五條の 第三第二項第二号口 及び第三号口並び	附則第二十五條の 第三第二項第二号口 及び第三号口並び

に第四項第二号口及び第三号口	同条	十五條第二項若しくは第四項
	これらの規定	
附則第二十五條の第三項	前各項	前各項並びに平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五條第二項及び第四項
附則第二十六條第二項	第四項	第四項並びに平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八條第四項
附則第二十七條の第二第三項	第一項の	第一項及び平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七條の第二第四項の
	同條第六項	附則第十八條第六項
	第四項	第四項並びに平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八條第四項
	附則第二十七條の第二第一項	附則第二十七條の第二項及び平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七條の第二第四項
附則第二十七條の第二第四項	前三項	前三項並びに平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七條の第二第二項及び第四項
附則第二十七條の第二第五項	から第三項まで	から第三項まで並びに平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七條の第二第二項及び第四項
附則第二十七條の第二第六項	第二項	第二項並びに平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七條の第二第二項及び第四項

から第三項まで	若しくは第二十七條の二又は平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七條の第二第二項及び第四項
又は第二十七條の二	若しくは第二十七條の二又は平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五條第二項若しくは第四項若しくは第二十七條の第二第二項若しくは第四項
宅地等調整都市計画税額	宅地等調整都市計画税額、住宅用地据置都市計画税額（平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十五條第四項に規定する住宅用地据置都市計画税額をいう。）
又は市街化区域農地調整都市計画税額	、市街化区域農地調整都市計画税額又は市街化区域農地据置都市計画税額（平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七條の第二第四項に規定する市街化区域農地据置都市計画税額をいう。）
及び第四項	及び第四項並びに平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八條第四項
前三項	前三項並びに平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七條の第二第二項及び第四項
から第三項まで	から第三項まで並びに平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七條の第二第二項及び第四項
附則第二十七條の四の二第二項の表	附則第二十七條の四の二第二項の表
附則第二十七條の二第五項及び第六項の項	附則第二十七條の二第五項及び第六項の項
附則第二十七條の五第一項	若しくは第十九條の四又は平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして

	宅地等調整固定資産税額	読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項若しくは第十九条の四第二項若しくは第四項
附則第二十七條の五第二項	又は市街化区域農地調整固定資産税額	、市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置固定資産税額
附則第二十八條第一項	又は第十九條の四	附則第十九條の四又は平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九條の四第二項若しくは第四項
附則第二十八條第一項第二号	宅地等調整固定資産税額	若しくは第十九條の四又は平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八條第二項若しくは第四項若しくは第十九條の四第二項若しくは第四項
附則第二十八條第一項第三号	市街化区域農地調整固定資産税額	宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額
附則第二十八條第三項	附則第十九條の四	市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置固定資産税額
附則第二十九條の二	又は第二十七條の二	附則第十九條の四又は平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九條の四第二項若しくは第四項
附則第二十九條の四第一項	又は附則第十九條の四	若しくは附則第十九條の四又は平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九條の四第二項若しくは第四項

附則第二十九條の七第一項	又は第二十七條の二	若しくは第二十七條の二又は平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第二十七條の二第二項若しくは第四項
附則第二十九條の七第四項	附則第十九條の四	から附則第二十九條の五まで 附則第十九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九條の四第二項及び第四項並びに第二十七條の二第二項及び第四項
附則第二十九條の七第五項	第二十九條の五	附則第十九條の五並びに平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九條の四第二項及び第四項並びに第二十七條の二第二項及び第四項
附則第三十一條の三第一項	から第五項まで	から第五項まで又は平成二十四年改正法附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八條第二項若しくは第四項

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置)

第十條 市町村は、平成二十四年度から平成二十六年までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八條の三（新法附則第二十一條の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十五條の三（新法附則第二十七條の四の二第二項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定を前条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を適用しないことができる。

2 前項の場合には、新法附則第十八條第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成二十四年度から平成二十六年までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八條の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新

る。

旧法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

旧法附則第五十七条第七項に規定する場合における同項に規定する他の二輪自動車等に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

による。

旧法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

旧法附則第五十七条第九項に規定する場合における同項に規定する他の小型特殊自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

旧法附則第五十七條第十三項に規定する場合における同項に規定する対象区域内軽自動車等に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十三条 旧法附則第三十三條第一項から第三項までに規定する事業に対して課する事業所税に

つては、なお従前の例による。

(都市計画法に関する経過措置)

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画法に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の都市計画法について適用し、平成二十三年度分までの都市計画法については、なお従前の例による。

新法第七百二条第二項の規定（新法第三百四十九条の三第二十四項の規定に関する部分に限る。）、新法第三百四十九条の三第二十四項の規定の適用を受ける固定資産に対して課する平成二十五年以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法第三百四十九条の三第二十四項の規定の適用を受ける固定資産に対して課する平成二十四年度分までの都市計画税について

附則第十五項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

地方税法附則第十八条

地方税法附則第十八条（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号。以下この条において「平成二十四年改正法」という。）附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第十八条第二項若しくは第四項

同条第一項から第五項まで
地方税法附則第十八条第一項から第五項まで又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項

同法附則第十八条第一項から第三項まで又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項

同法第三百四十九条の三の二第二項又は第二項

同法附則第十九条の四
同法附則第十九条の四（平成二十四年改正法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項若しくは第四項

同条第一項又は第二項
地方税法附則第十九条の四第一項若しくは第二項又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項若しくは第四項

同法附則第十九条の三第一項本文
地方税法附則第十九条の三第一項本文

（政令への委任）

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第十九条 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

（郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第二十条 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条のうち地方税法附則第十五条第二十九項の改正規定及び第十条のうち同法附則第十五条第二十九項の改正規定中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十五項」に改める。

理由

地方税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、自動車取得税に係る環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置について要件を変更して延長するとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税について住宅用地に係る据置特例を廃

止しつつ平成二十四年度の評価替えに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十五年度」を「昭和五十六年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同項第九号中「平成二年度から平成二十二年度まで」を「平成三年度から平成二十三年度まで」に改め、同項第十号及び第十一号中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同表道府県の項に次の一号を加える。

十六 東日本大震災全国緊急防災実施策償還費

第十二条第一項の表市町村の項第九号中「昭和五十五年度」を「昭和五十六年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同項第十号中「平成二年度から平成二十二年度まで」を「平成三年度から平成二十三年度まで」に改め、同項第十一号及び第十二号中「平成二年度」を「平成三年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同表市町村の項に次の一号を加える。

十七 東日本大震災全国緊急防災実施策償還費

平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災実施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

第十二条第三項の表第四十号(1)中「得た地方債」の下に「（平成二十三年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）」を加え、「起こした地方

債」を「発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十二年及び平成二十三年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。）」に改め、同号

(2)中「起こした地方債」を「発行について同意又は許可を得た地方債(平成二十三年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものを除く。)」に改め、同表第四十二号中「昭和五十五年度」を「昭和五十六年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十二年

号中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同表第四十五号及び第四十六号中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同表第四十七号中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同表第五十号中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同号に次のように加える。

(6) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度において起こすことができることとされた地方債の額

第十二条第三項の表に次の一号を加える。

五十一 平成二十三年度	東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)発行について同意又は	千円
許可を得た地方債の額	第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額	

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十五年度」を「昭和五十六年度」に、「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同項第九号中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同項第十号及び第十一号中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同表道府県の項に次の一号を加える。

十六 東日本大震災 全国緊急防災施策 償還費	平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
------------------------------	---	------

第十三条第五項の表市町村の項第八号中「昭和五十五年度」を「昭和五十六年度」に、「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同項第九号中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同項第十号及び第十一号中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同表市町村の項に次の一号を加える。

十六 東日本大震災 全国緊急防災施策 償還費	平成二十三年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正
------------------------------	---	------

附則第四条の見出し中「平成二十三年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同条第一項中「平成二十三年度に限り」を「平成二十四年度に限り」に、「第一号から第五号まで」を「第一号から第六号まで」に、「一兆八千五百五十億円」を「一兆九千七百億円」に、「第六号及び第七号」を「第七号から第九号まで」に改め、「減額した額」の下に「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成二十三年法律第四十一号。附則第十二条及び第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円を加算した額)を加え、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)」を「地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)」に、「平成二十三年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同項第三号中「平成二十三年度分」を「平成二十四年度分」に、「六千六百九十五億円」を「二千五百五十億円」に改め、同項第七号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「四千三百六十一億円」を「二千四百二十八億円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「平成二十二年」を「平成二十三年」に、「三十三兆六千七百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆五千五百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「三十三兆五千五百七十二億

九千五百四十万八千円」を「三十三兆四千七百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「前三号」を「前各号」に、「三兆八千五百五十四億円」を「三兆八千三百六十一億七千五百五十万円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 六千二百三十四億八千五百万円

附則第四条第一項に次の一号を加える。
九 旧法附則第四条の二第六項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

附則第四条第二項中「平成二十三年度分」を「平成二十四年度分」に、「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第五項」に、「九百九十八億八千七百四十万円」を「三千六百三十六億八千七百四十万円」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成二十四年度分及び」を削り、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十四年度から平成三十八年度まで」を「平成二十五年から平成三十九年度まで」に改め、「平成二十四年度にあつては第一項の額に前二項の規定により加算される額及び六千

二百三十四億八千五百万円を加算した額とし」を削り、「平成二十六年度から平成三十八年度

まで」を「平成二十六年度から平成三十九年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四十四億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百五十億円
平成三十二年	二千五百十七億円
平成三十三年	二千七十三億円
平成三十四年度	千六百三十四億円
平成三十五年度	千六百九十四億円
平成三十六年度	八百七億円
平成三十七年度	四百九十六億円
平成三十八年度	二百五十二億円
平成三十九年度	九十八億円

附則第四条の二第四項を同条第三項とし、同条第五項中「平成二十四年度から平成二十七年まで」を「平成二十五年度から平成二十七年まで」に、「三千九百九十五億四千九百六十万円」を「二千九百九十六億六千二百二十万円」に、「六千五百九十六億六千九百九十八万円」を「三千九百五十八億六千九百九十八万円」に改め、「平成二十四年度に当該年度分の交付税の総額から三千六百三十六億八千七百四十万円を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「平成二十四年度」を「平成三十五年」に、「第四項」を「第三項」に、「平成三十九年度」を「平成三十九年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成四十年」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

附則第四條の三の見出し中「平成二十四年度及び」を削り、同条第一項中「平成二十四年度」に改める。

附則第五條の二を削る。

附則第六條第一項中「平成二十三年」を「平成二十四年度」に改める。

附則第六條の二の見出し中「雇用対策・地域資源活用推進費」を「地域経済・雇用対策費」に改め、同条第一項中「平成二十三年」から平成二十五年までを「平成二十四年度から平成二十六年まで」に改め、同項の表道府県の項中「雇用対策・地域資源活用推進費」を「地域経済・雇用対策費」に、「六八〇」を「二六三〇」に改め、同表市町村の項中「雇用対策・地域資源活用推進費」を「地域経済・雇用対策費」に、「五二六」を「一、三四〇」に改める。

附則第六條の三の見出し中「平成二十三年から平成二十五年まで」を「平成二十四年度及び平成二十五年」に改め、同条第一項中「平成二十三年から平成二十五年まで」を「平成二十四年度及び平成二十五年度」に、「平成二十三年」を「平成二十四年度」に改め、同項第一号の表道府県の項中「九、〇六三」を「四、三九五」に改め、同表市町村の項中「五、六六〇」を「二、八二一」に改め、同条第二項第二号中「二兆七千六百三十四億円」を「三兆二千七百八十五億円」に改め、「第十條第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」及び「同項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同項第三号中「一兆四千二百六十六億円」を「一兆八千八百三十二億円」に改め、同条第三項中「三分の一」を「五分の一」に改め、同項第一号中「平成二十二年」を「平成二十三年」に、「附則第六條の二」を「附則第六條の三」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 平成二十二年における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六條の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六條の三第三項に次の一号を加える。

五 平成十九年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十二号）による改正前の地方交付税法附則第六條の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六條の三第四項中「第十條第三項本文の規定により平成二十三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」及び

び「第十條第三項本文の規定により同日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削る。

附則第六條の四を削る。

附則第七條の二の次に次の一条を加える。

（平成二十四年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七條の三 平成二十四年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四條の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四法律第 号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）震災特例法改正法及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四法律第 号。以下この条において「租税特

別措置法等改正法」という。)の施行による法人の道府県民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法の施行による個人の行う事業に対する事業税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法の施行による法人の行う事業に対する事業税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百十号」という。)、及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定め

るところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法の施行による地方法人特別譲与税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十四年地方税法等改正法及び震災特例法改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法及び租税特別措置法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

より算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十四年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

附則第九条中「平成二十三年度」を「平成三十三年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項の特定被災地方公共団体に對して交付すべき平成二十四年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

附則に次の四条を加える。

(平成二十四年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 平成二十四年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額(以下この条において

「返還金等の額」という。)と平成二十三年度総額特例法第四条の規定により平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十三年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円の合算額(以下この条及び次条において「平成二十四年度震災復興特別交付税額」という。)との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十四年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との合算額を加算した額とする。

(平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十五年度における交付等)

第十二条 平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十四年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を、平成二十四年度内に交付しないので、第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十五年度分の交付税の総額に加算して交付する場合において、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十五年度分の交付税の総額から第二十条の三第二項の規定

により同年度分の交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十五年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と同項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部との合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 平成二十四年度及び平成二十五年度において、各地方団体に交付すべき平成二十三年度総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成二十四年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税

額を、平成二十五年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（平成二十四年度及び平成二十五年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条 平成二十四年度及び平成二十五年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十四年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額の平成二十三年当初交付税総額（平成二十三年年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十三号）附則第二条の規定により平成二十三年年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）」と、平成二十五年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額のうち平成二十四年度において交付された額を控除した額」とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
二	警察費	一 警察費	警察職員数	一人につき	八、八〇六、〇〇〇 _円
		二 土木費			
		1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一六〇、〇〇〇
		2 河川費	道路の延長	一キロメートルにつき	二、〇一三、〇〇〇
		3 港湾費	河川の延長	一キロメートルにつき	一七二、〇〇〇
三	教育費	1 小学校費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二九、二〇〇
		2 中学校費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、一〇〇
		3 高等学校費	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一一、五〇〇
		4 特別支援学校費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、九八〇
		5 その他の教育費	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	一、五五〇
四	厚生労働費	1 小学校費	人口	一人につき	六、四三五、〇〇〇
		2 中学校費	教職員数	一人につき	六、四八四、〇〇〇
		3 高等学校費	教職員数	一人につき	六、九九八、〇〇〇
		4 特別支援学校費	生徒数	一人につき	六七、九〇〇
		5 その他の教育費	教職員数	一人につき	六、三三二、〇〇〇
五	その他の教育費	1 小学校費	学級数	一学級につき	二、二四七、〇〇〇
		2 中学校費	人口	一人につき	一、八三〇
		3 高等学校費	人口	一人につき	二、二四二、〇〇〇
		4 特別支援学校費	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	二四二、〇〇〇
		5 その他の教育費	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二六六、四〇〇

八 補正予算償還費	七 災害復旧費	六 総務費	五 産業経済費	四 高齢者保健福祉費	三 衛生費	二 社会福祉費	一 生活保護費
昭和三十六年度から平成十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	昭和三十六年度から平成十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	昭和三十六年度から平成十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	昭和三十六年度から平成十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	昭和三十六年度から平成十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	昭和三十六年度から平成十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	昭和三十六年度から平成十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	昭和三十六年度から平成十一年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
五六	八〇〇	六、三五〇	一、一九〇〇〇	九一、五〇〇	一四、四〇〇	一二、〇〇〇	八、七七〇
十 臨時税収補填償還費	十三 減税補填償還費	十二 財源対策償還費	十一 臨時財政特例償還費	十 地域財政特例対策償還費	九 地方税減収補填償還費	八 臨時税収補填償還費	七 臨時税収補填償還費
臨時税収補填のた	臨時税収補填のた	臨時税収補填のた	臨時税収補填のた	臨時税収補填のた	臨時税収補填のた	臨時税収補填のた	臨時税収補填のた
千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき	千円につき
一九	六七	五八	三七	三七	二四	二四	二四

市町村		とされた地方債の額	
一 消防費	人口	一人につき	一一、三〇〇円
二 土木費	道路の面積	千平方メートルにつき	七九、六〇〇
1 道路橋りょう費	道路の延長	一キロメートルにつき	二〇六、〇〇〇
2 港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二七、六〇〇
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、一〇〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一一、六〇〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	四、三八〇
3 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一、〇一〇
4 公園費	人口	一人につき	五六一
5 下水道費	都市公園の面積	千平方メートルにつき	三七、七〇〇
6 その他の土木費	人口	一人につき	九四
三 教育費			
1 小学校費	児童数	一人につき	四四、八〇〇
十六 東日本大震災全国緊急防災施策償還費		千円につき	六
十五 臨時財政対策債償還費		千円につき	六七

四 厚生費	学級数	一学級につき	九一四、〇〇〇
2 中学校費	学校数	一校につき	九、四四一、〇〇〇
	生徒数	一人につき	四二、三〇〇
3 高等学校費	学級数	一学級につき	一、一四九、〇〇〇
	学校数	一校につき	九、九一七、〇〇〇
	教職員数	一人につき	七、〇九六、〇〇〇
4 その他の教育費	生徒数	一人につき	八一、二〇〇
	人口	一人につき	五、一八〇
	幼稚園の幼児数	一人につき	三五三、〇〇〇
1 生活保護費	市部人口	一人につき	八、九七〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	一九、六〇〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	六、四六〇
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	六五、六〇〇
5 清掃費	七十五歳以上人口	一人につき	八一、四〇〇
五 産業経済費	人口	一人につき	五、二三〇
1 農業行政費	農家数	一戸につき	八三、八〇〇
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	二八九、〇〇〇
3 商工行政費	人口	一人につき	一、四八〇
六 総務費			
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	五、三〇〇
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、五四〇
3 地域振興費	世帯数	一世帯につき	二、三六〇
	人口	一人につき	二、二八〇
	面積	一平方キロメートルにつき	一、二二九、〇〇〇

七 災害復旧費	災害復旧事業費の 財源に充てるため 発行について同意 又は許可を得た地 方債に係る元利償 還金	千円につき	九五〇
八 辺地対策事業 債償還費	辺地対策事業費の 財源に充てるため 発行について同意 又は許可を得た地 方債に係る元利償 還金	千円につき	八〇〇
九 補正予算債償 還費	昭和五十六年度か ら平成十年度まで の各年度において 国の補正予算等に 係る事業費の財源 に充てるため発行 を許可された地方 債に係る元利償還 金	千円につき	八〇〇
十 地方税減収補 填償還費	平成十一年度から 平成十四年度まで 及び平成十六年度 から平成二十三年 度までの各年度に おいて国の補正予 算等に係る事業費 の財源に充てるた め発行について同 意又は許可を得た 地方債の額	千円につき	五五
十一 地域財政特 例対策債償還費	地域財政特例対策 のため平成三年度 から平成五年度ま での各年度におい て特別に発行を許 可された地方債の 額	千円につき	三六
十二 臨時財政特 例債償還費	臨時財政特例対策 のため平成三年度 から平成十二年 度までの各年度に おいて特別に発行 を	千円につき	三七

十三 財源対策債 償還費	平成六年度から平 成二十三年度まで の各年度の財源対 策のため当該各年 度において発行に ついて同意又は許 可を得た地方債の 額	千円につき	五六
十四 減税補填債 償還費	個人の市町村民税 に係る特別減税等 による平成六年度 から平成八年度ま での各年度の減 収を補填するため 当該各年度におい て特別に起こすこ とができることと された地方債の額	千円につき	八七
十五 臨時税収補 填償還費	臨時税収補填のた め平成九年度にお いて特別に起こす ことができること とされた地方債の 額	千円につき	五三
十六 臨時財政対 策債償還費	臨時財政対策のた め平成二十三年 度から平成二十三 年度までの各年度 において特別に起 こすことができるこ ととされた地方債 の額	千円につき	六七
十七 東日本大震 災全国緊急防 災施策債償還費	平成二十三年 度において東日本 大震災全国緊急防 災施策に要する費 用に充てるため発 行について同意又 は許可を得た地方 債の額	千円につき	六

別表第二道府県の項中「二、二二〇」を「一、九六〇」に、「一、二六二、〇〇〇」を「一、二九一、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二、五〇〇」を「二、〇七〇」に、「二、五

六四、〇〇〇」を「一、五八三、〇〇〇」に改める。
(特別会計に関する法律の一部改正)
第二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律

第二十三号)の一部を次のように改正する。
附則第四条第一項中「平成二十三年度を「平成二十四年度」に、「三十三兆五千七百七十二億

同項の表中「平成二十四年度

削る。

附則第九条中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「第四号まで」を「第五号まで」に、「一兆三千五百十億円を加算した額」を「一兆千億円を加算した額から同項第九号に掲げる額を減額した額」に改め、「平成二十四年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号から第三号までに掲げる額の合算額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし」を削り、「同条の規定により算定した額に第二号及び第三号に掲げる額の合算額を加算した額から第四号」を「第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号」に、「第三号

九千五百四十万八千円」を「三十三兆四千七百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成二十四年度から」を「平成三十五年年度から」に改め、

千億円」を

に掲げる額を加算した額から第四号」を「第二号に掲げる額を加算した額から第三号」に、「第三号に掲げる額を加算した額から第五号」を「第二号に掲げる額を加算した額から第四号」に、「平成三十九年度」を「平成三十九年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、平成四十年年度」に、「第六号」を「第五号」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「附則第四条の二第三項」を「附則第四条の二第二項」に改め、「平成二十四年度及び」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成二十五年年度	五千五百八十一億円
平成二十六年年度	五千五百十二億円
平成二十七年年度	四千六百九十四億円
平成二十八年年度	四千二百四十四億円
平成二十九年年度	三千八百七十七億円
平成三十年年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百五十億円
平成三十二年度	二千五百十七億円
平成三十三年度	二千七十三億円
平成三十四年度	千六百三十四億円
平成三十五年度	千六百九十四億円
平成三十六年度	八百七十七億円
平成三十七年度	四百九十六億円
平成三十八年度	二百五十二億円
平成三十九年度	九十八億円

附則第九条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に、「平成二十四年度」を「平成三十五年年度」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に改め、同号を同条第五号とする。

附則第十条の見出し中「地方特例交付金に係る繰入れ」を「繰入れの特例」に改め、同条中「第二条第三項」を「第三条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 平成二十四年度においては、地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れるものとする。

附則第十一条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二十三条の規定によるほか、前条第二項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられた繰入金金は、同勘定の歳入とする。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。
(財政投融資特別会計の投資勘定の歳出の特例)

第十二条の三 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第二項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税及び譲与税配付金勘定への繰入金金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

(当せん金付証券法の二部改正)

第三条 当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次項」の下に「及び第六条

第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

4 当せん金付証券票については、これに記載すべき情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるもの)をいふ。以下この項において同じ。の作成をもつて、その作成に代えることができる。この場合においては、当該電磁的記録は当せん金付証券票と、当該電磁的記録に記録された情報の内容は当せん金付証券票に表示された記載とみなす。

第五条第二項中「二十万倍」を「五十万倍」に改め、同項ただし書中「の百万倍」を「の二百五十万倍」に、「百万倍」を「五百万倍」に改める。

第六条第一項中「市長は」の下に、「当せん金付証券の発売等の事務のうち都道府県又は特定市が自ら行うものを除き」を加え、「取り扱わせる」を「取り扱わせることができる」に改め、同条第三項中「委託に先立ち」を「規定による委託を行うとする場合には、当せん金付証券の発売等の事務のうち銀行等に委託して取り扱わせるもの(以下この項において「委託対象事務」という。の範囲及び、に、「当せん金付証券の発売等の事務」を「委託対象事務」に改め、「三月前まで」の下に、「災害その他特別の事情に対応するための公共事業等の費用の財源に充てるために緊急に発売する必要があるものとして総務大臣が指定する当せん金付証券に係る委託対象事務を委託して取り扱わせる場合にあつては、当該当せん金付証券の発売期間の初日の一月前まで」を加え、同項第二号中「当せん金付証券の発売等」を「委託対象事務の実施」に改め、同条第五項中「当該委託を受けた当せん金付証券の発売等」を「同項の規定により委託を受けた」に改める。

第七条第一項第七号及び第九条第八号中「受

託銀行等」を「発売者若しくは受託銀行等」に改める。

第十一条中「受託銀行等から」を「都道府県、特定市若しくは受託銀行等から」に改める。

第十一条の二第一項及び第二項中「受託銀行等」を「都道府県、特定市又は受託銀行等」に改める。

第十四条中「当せん金付証券の発売等」を「第六条第一項の規定により委託を受けた事務」に改める。

第十六条第二項中「その受託銀行等」を「当該都道府県、当該特定市又は次回の加算型当せん金付証券に係る受託銀行等」に改め、同条第四項第四号中「発売等」の下に「について」第六条第一項の規定により委託を受けた事務の実施」を加え、「第六条第三項第二号本文」を「同条第三項第二号本文」に改める。

第十八条第一項第三号中「当せん金付証券の発売等」を「第六条第一項の規定により受託銀行等が委託を受けた事務」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四及び第五条の四の二（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（以下「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定める

ものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条 地方特例交付金は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して交付するものとする。

第三条を削る。

第四条の見出しを「（地方特例交付金の額）」に改め、同条第一項中「減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に改め、「平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該額に五百億円を加えた額」を削り、「減収補填特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、同条第二項中「減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「減収補填特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、減収補填特例交付金総額から五百億円を控除した額）」を「地方特例交付金総額」に、「都道府県減収補填特例交付金総額」を「都道府県交付金総額」に改め、同条第三項中「減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「都道府県減収補填特例交付金総額」を「都道府県交付金総額」に、「按分した」を「按分した」に改め、同条第四項中「減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「減収補填特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、減収補填特例交付金総額から五百億円を控除した額）」を「地方特例交付金総額」に改め、「平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、当該五分の三に相当する額に五百億円を加えた額」を削り、「市町村減収補填特例交付金総額」を「市町村交付金総額」に改め、同条第五項中「減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「市町村減収補填特例交付金総額（平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にあっては、市町村減収補填特例交付金総額から五百億円を控除した額）」を「市町村交付金総額」に改め、「平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度に

あっては、当該按分した額に、五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額（地方税法等改正法が施行されたことにより生じた自動車取得税交付金の収入の減少の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。）により按分した額を加えた額」を削り、同条を第三条とする。

第五項第一項中「第二条第四項に規定する」を「前条第三項及び第五項の規定により交付すべき」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項の表四月の項中「減収補填特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、「児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補填特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九項第一項中「地方交付税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一十一号）を加え、「第二条第二項」を「第二条」に、「減収補填特例交付金」を「地方特例交付金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「減収補填特例交付金」を「地方特例交付金」に、「第四条第三項」を「第三条第三項」に、「第四条第五項」を「第三条第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条中「第五条」を「第四条」に改め、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条中「第七条及び第八条第二項後段」を「第六条及び第七条第二項後段」に改め、同条を第十二条とする。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第五条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条を次のように改める。

第十条中「地方交付税法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一十一号）を加える。

（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部改正）

第六条 東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「震災復興特別交付税額」を「平成二十三年度震災復興特別交付税額」に改める。

第四条の見出しを「（平成二十三年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十四年度における交付）」に改め、同条第一項中「震災復興特別交付税額」を「平成二十三年度震災復興特別交付税額」に改め、「については」の下に「千三百六十五億円と」を、「定める額」の下に「との合算額」を加え、同条第二項を削る。

第五条（見出しを含む。）中「震災復興特別交付税額」を「平成二十三年度震災復興特別交付税額」に改める。

第六条第一項中「及び平成二十四年度」を削り、同条第二項中「当該年度の」を削り、「平成二十三年度」にあっては同年度の特別交付税の総額から同条に規定する震災復興特別交付税額を、平成二十四年度にあっては同年度の特別交付税の総額から同法第四条第二項に規定する加算された震災復興特別交付税額の一部をそれぞれを「特別交付税の総額から同条に規定する平成二十三年度震災復興特別交付税額」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日

から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十四年度分の地方交付税から適用し、平成二十三年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十四年度分の予算から適用する。

(当せん金付証券法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の当せん金付証券法の規定は、この法律の施行の日前に同条の規定による改正前の当せん金付証券法第六条第三項の規定による公告がされた当せん金付証券以外の当せん金付証券について適用し、この法律の施行の日前に同項の規定による公告がされた当せん金付証券については、なお従前の例による。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(次項において「新特例交付金法」という。)の規定は、平成二十四年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、平成二十三年分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2 平成二十四年度分の地方特例交付金に限り、新特例交付金法第五条第一項の規定の適用については、同項の表第四の項中「前年度の当該地方公共団体に対する地方特例交付金の額に当該年度の地方特例交付金の総額の前年度の地方特例交付金の総額に対する割合を乗じて得た額」とあるのは、「都道府県にあっては当該都道府県に対する平成二十三年度分の地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第一号)第四条の規定による改正前の地方特例

交付金等の地方財政の特別措置に関する法律

(以下この表において「旧法」という。)

第二項に規定する減収補填特例交付金の額(以下この表において「平成二十三年度減収補填特例交付金の額」という。)に平成二十四年度地方特例交付金伸び率(平成二十四年度分の第三条第一項に規定する地方特例交付金総額の平成二十三年度分の旧法第四条第一項に規定する減収補填特例交付金総額から五百億円を控除した額に対する割合をいう。以下この表において同じ。)を、市町村にあっては当該市町村に対する平成二十三年度減収補填特例交付金の額から当該市町村に係る旧法第四条第五項に規定する五百億円を総務省令で定めるところにより各市町村の自動車取得税交付金減収見込額により按分した額を控除した額に平成二十四年度地方特例交付金伸び率を乗じて得た額」とする。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正前の東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八条第一項の規定は、平成二十三年度の地方債については、なおその効力を有する。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の項中「第七条及び第八条第二項後段」を「第六条及び第七条第二項後段」に改める。
(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第八条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「児童手当及び子ども

手当特例交付金(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。)、及び「児童手当及び子ども手当特例交付金」を削る。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 前条の規定による改正後の首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項第一号の規定は、平成二十四年度以後の年度における当該市町村の標準負担額の算定について適用し、平成二十三年度以前の年度における当該市町村の標準負担額の算定については、なお従前の例による。

(経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第十条 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

2 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
附則第十二条の三の次の一条を加える。
(外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等)

第十二条の四 外国為替資金に属する實際上交換可能通貨(経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第三十八号)以下この条において「加盟措置法」という。)

ために充てることができるものとし、同条

第二条に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)

第十一条 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「児童手当及び子ども手当特例交付金(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第二項に規定する児童手当及び子ども手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。)」及び「児童手当及び子ども手当特例交付金」を削る。

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

律第七条の二第二項の規定は、平成二十四年度以後の年度における当該市又は町の標準負担額の算定について適用し、平成二十三年以前年度の年度における当該市又は町の標準負担額の算定については、なお従前の例による。

理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、普通交付税及び特別交付税の総額の特例並びに震災復興特別交付税の額の決定に関する特例を設けるほか、当せん金付証券の当せん金の最高金額に係る倍率制限を緩和する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。